KPMG Insight

KPMG Newsletter
July 2014

KPMG
cutting through complexity

Volume
7

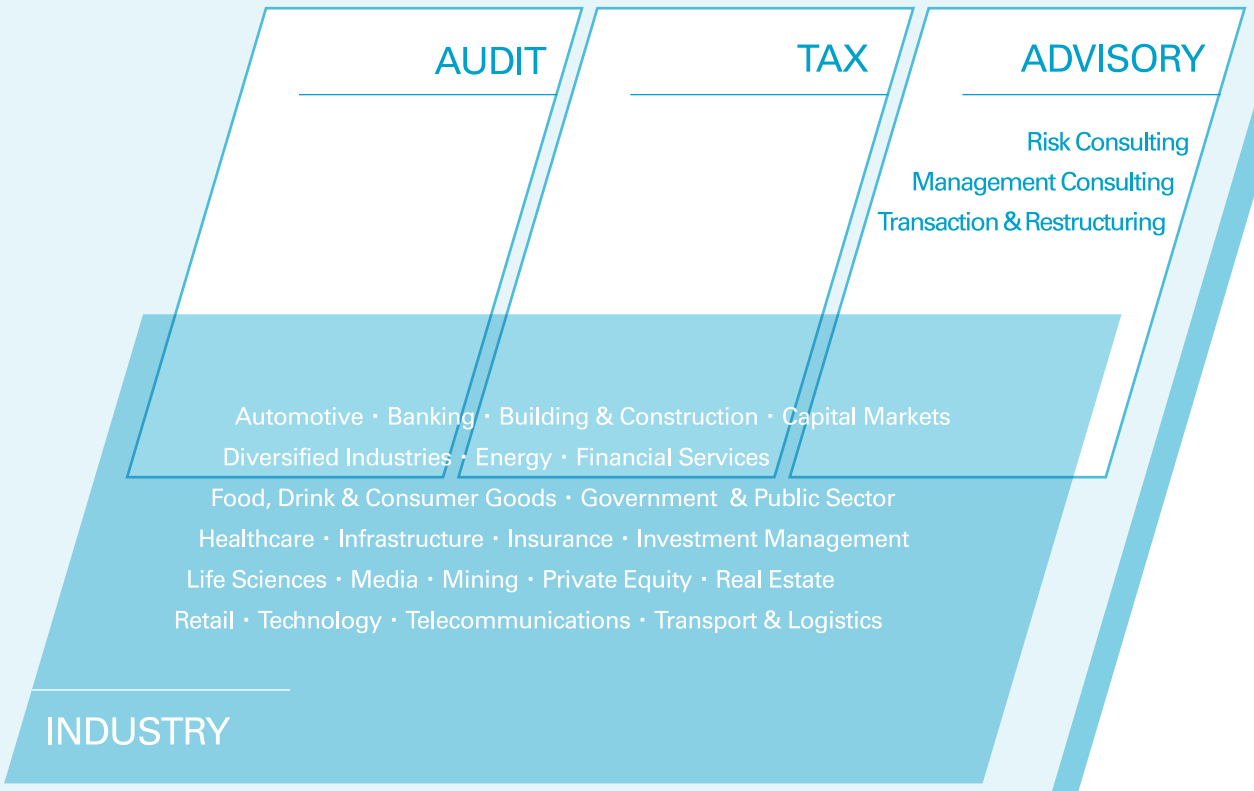

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

目次

KPMG Insight Vol. 7 July 2014

挨拶
「KPMGコンサルティング」の設立について 2

特集①（会計）
IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」 4

特集②（経営）
IFRSの収益認識基準（IFRS第15号）による実務への影響 11

会計トピック
会社法の一部を改正する法律等の成立 15
IFRS Digest（2014.4-5） 25
IASB討議資料の解説「動的リスク管理の会計処理」 30

税務トピック
投資法人に関する制度改正による税務上の影響 39

経営トピック
オートモーティブ・サーベイで自動車業界の今を読み解く 48
日本におけるサイバー攻撃の状況と課題
―サイバーセキュリティサーベイ2013から― 53

海外トピック
フィリピンの税務実務　第2回
法人所得税の基礎とPEZA登録企業への課税動向 60
ブラジルからの海外送金に係る源泉徴収税の改正 65

ご案内
出版物のご案内 72
メールマガジン／セミナー／KPMG Thought Leadershipアプリ 74
海外拠点一覧 75
KPMG ジャパン グループ会社一覧 76

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

「KPMGコンサルティング」の設立について

KPMGコンサルティング株式会社
代表取締役社長兼 CEO　髙波　博之

KPMGジャパンは、アドバイザリーサービスの提供体制を一段と強化するため、「KPMGコンサルティング株式会社」を設立し、7月1日より本格的に業務を開始しました。
本稿では、KPMGコンサルティング設立の背景、目指すファーム像、サービスの特徴についてご紹介いたします。

髙波（たかなみ）　博之（ひろゆき）
KPMGコンサルティング株式会社
代表取締役社長兼CEO

Ⅰ　設立の背景

現在、日本企業は、世界的な競争環境の中、事業構造の変革、グローバル展開の強化、多様な人材の確保、高収益体質への改善など、多くの経営課題に直面しています。さらに、情報技術の進展に伴い、最新の情報技術を駆使した対応も欠かせなくなっています。

このような状況の下、「KPMGコンサルティング株式会社」を設立し、企業の皆様のニーズにより的確に対応できる体制を整えました。

Ⅱ　目指しているファーム像

多くの日本企業では、海外展開や高収益体質への改善のために本社を含めた会社全体のビジネストランスフォーメーション（事業変革）を迫られており、クラウドコンピューティングやデータ＆アナリティクスなどのデジタル革命をいかにビジネスの成長に取り込んでいくかが課題となってきています。一方で、未知の領域に踏み込むことで、新たなリスクに直面するなど、複数の課題を一度に解決することも求められています。

KPMGコンサルティングのサービス領域

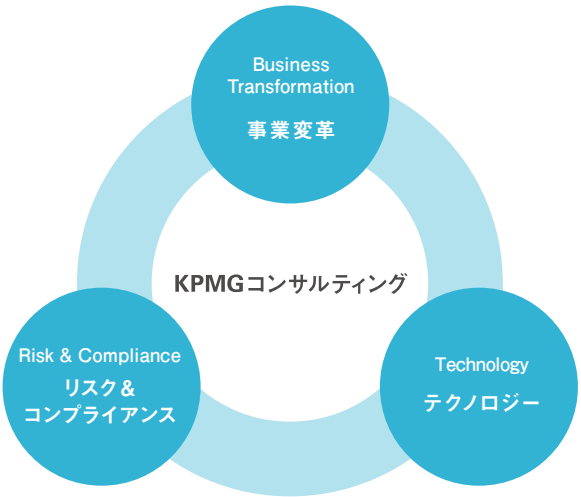

© 2014 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGコンサルティングでは、**ビジネストランスフォーメーション（事業変革）、リスク＆コンプライアンス、テクノロジー**の3分野に豊富な経験とスキルを有するプロフェッショナルが、10年後も社会的な価値の高いエクセレントカンパニーを目指す企業を支援していきます。

新たな事業への参入や事業全体を変革していくためには、業界に対する知見、グローバル標準の現地適用能力が求められます。KPMGコンサルティングでは、多様な言語や文化の経験を有し、業界の知見にも精通した人材を多く擁している強みを活かして、企業の皆様が抱えるグローバルな経営課題や大規模なプロジェクト案件に対して支援します。

また、企業の持続的な成長を支援するために、チャンスだけでなく、リスクをもしっかりと評価し、その対応を含めてコンサルティングできることが重要です。この部分については、私たちの強みである、会計、財務、税務のプロフェッショナルファームとして培ってきたリスクを見極める視点が有効であると考えます。

さらに、要素技術の進化が著しい情報テクノロジー分野については、クラウド、データ＆アナリティクス、サイバーセキュリティ、モバイルなどの新領域のテクノロジーを理解し、いかに事業の成長や変革につなげるかを、スピード感をもって提案できなければなりません。この分野については、外部から卓越した専門的スキルを有するコンサルタントを採用して増強しており、新領域のテクノロジーを駆使して日本企業に事業変革をもたらす独自のコンサルティングサービスで、新たな市場を開拓していく計画です。

Ⅲ 提供サービス

提供サービスは、日本企業の成長や事業モデルの変革を積極的に支える**マネジメントコンサルティング・サービス**と、その成長をより確実で持続可能なものにするための**リスクコンサルティング・サービス**となります。また、情報テクノロジー分野については、これまでの一般的なコンサルティング領域に加え、先端テクノロジーについての専門スキルを生かしたサービスを提供します。

Ⅳ サービス体制

設立時は約250名の陣容で業務を開始し、今後KPMGジャパンの中核ファームとして陣容を拡大していく計画です。

今回のKPMGコンサルティングの設立により、KPMGジャパンのアドバイザリーサービスは、新発足のKPMGコンサルティング、M&Aや財務戦略を専門とするKPMG FAS、会計・財務アドバイザリーを得意とする あずさ監査法人アカウンティングアドバイザリーサービス事業部の3つが中核となります。さらに、税務アドバイザリーを担当するKPMG税理士法人や海外のKPMGのグローバルネットワークとも連携しながら、企業の皆様の持続的成長を中長期的な視点から支援してまいります。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

マネジメントコンサルティング	リスクコンサルティング
• 事業戦略策定ー新規事業参入 ／ 海外ビジネス支援 ／ 顧客戦略 • 業務変革・改善・コスト最適化ーサプライチェーン／財務 ／ 購買 ／ IT • IT 戦略策定 ／ IT ガバナンス高度化 ／ IT 導入支援 • シェアードサービス活用 ／ アウトソーシング活用 • 組織変革 ／ 人事マネジメント変革 ／ チェンジマネジメント	• グループガバナンス強化 • リスクマネジメント態勢再構築 • 不正防止・コンプライアンス態勢強化 • 情報セキュリティマネジメント態勢高度化 • 内部統制高度化 • 内部監査高度化 • システム監査 ／ プロジェクト監査 • 事業継続マネジメント態勢高度化

© 2014 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

有限責任 あずさ監査法人　IFRSアドバイザリー室
マネジャー　**島田　謡子**

IASBとFASBは2014年5月28日に、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表しました。本基準は、収益に関する包括的な単一の会計基準を開発することにより、財務諸表の作成を容易にするとともに、企業間の比較を向上させ、財務諸表利用者に、より有用な情報を提供することを主な目的として開発されたものです。
本稿では、IFRS第15号の概要について解説します。
なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

島田（しまだ）　謡子（ようこ）
有限責任 あずさ監査法人
IFRS アドバイザリー室
マネジャー

【ポイント】
- 収益認識に関するグローバルな単一のフレームワークを提供する。
- 「支配」に基づくモデルである（IAS第18号「収益」における「リスク及び経済価値」という概念は、支配の移転を表すための指標の1つとされた）。
- 対価は顧客に移転する財・サービスと交換に、企業が権利を得ると見込んでいる金額で測定する。
- 収益認識の単位を、契約における顧客との約束（履行義務）とし、履行義務を識別するための詳細なガイダンスが設けられた。
- 企業は履行義務を充足した時点で、または一定の期間にわたり履行義務を充足するに従って、収益を認識する。履行義務が一定の期間にわたって充足されるものであるか否かを判断するための一定の要件が設けられた。
- 定量的、定性的な開示情報が拡充された。

Ⅰ　IFRS第15号における収益認識モデル

IFRS第15号のコア原則は、企業は顧客への財・サービスの移転を描写するように、財・サービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で、収益を認識することです。この原則を達成するために、企業は、IFRS15号において、**図表1**のステップに従って収益を認識します。

このうち、ステップ1とステップ2は、収益を「どのような単位で」認識するかという論点に関係します。また、ステップ3とステップ4は、収益を「いくらで」計上するか、最後のステップ5は収益を「いつ、どのように」計上するかに関係します。以下、各ステップについて解説します。

1. ステップ1：契約の識別

（1）IFRS第15号の適用対象となる契約

IFRS第15号によれば、契約とは、強制可能な権利および義務を生じさせる複数の当事者間の合意をいいます。IFRS第15

図表1　収益認識の5つのステップ

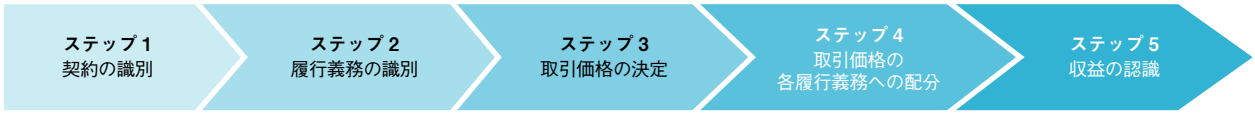

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

号は、次の要件すべてを満たす契約にのみ適用されます。

- 契約当事者が契約を承認し、当該契約から生じる義務の充足を確約している。
- 企業が、移転する財・サービスに関する各契約当事者の権利を識別できる。
- 企業が、移転する財・サービスの支払条件を識別できる。
- 契約に経済的実質がある。
- 最終的に顧客に移転する財・サービスと交換で権利を得ると見込んでいる対価を回収する可能性が高い（probable）。

契約には、文書のほか、口頭や慣習的な事業慣行により合意される場合も含まれます。ただし、契約のいずれかの当事者が、完全に未履行の契約を一方的に終了させる強制可能な権利を有する場合には、IFRS第15号上は、契約は存在していないものとみなします。

（2）契約の結合

IFRS第15号は、たとえ形式上は複数の契約であったとしても、同一の顧客（またはその関連当事者）と同時（またはほぼ同時）に締結されたものであり、かつ以下のいずれかの要件を満たす場合には、各契約を統合して1つの契約として取り扱うこととしています（契約の結合）。

- 契約が単一の商業的な目的を有するまとまりとして交渉されている。
- 契約の対価が他の契約の価格または履行に依存している。
- 複数の契約における財・サービスが単一の履行義務を構成する。

2. ステップ2：履行義務の識別

履行義務とは、顧客との契約に含まれる、顧客に財またはサービスを移転する約束のことをいいます。契約に含まれる財・サービスは、契約中の財・サービスが、他の財・サービスと「区別できる（distinct）」場合に、別個の履行義務として会計処理します。IFRS第15号によれば、財・サービスは**図表2**に示す要件の両方を満たす場合に、他と区別できるとされています。

【複数の財・サービスが１つの履行義務とされる例】

建物の工事契約を締結した場合で、企業が当該契約を履行するために必要な様々な財・サービス（例：設計、基礎、資材調達、建設、配管・配線、設備の設置、仕上げ）を含むプロジェクトの全般的な管理も請け負っている。

⇒ 企業は、個々の財・サービス（インプット）を統合して建物（アウトプット）を建設するための重大なサービスを提供していることから、工事契約に含まれる財・サービスは区分できず、１つの履行義務と判断される可能性が高いと考えられる。

なお、顧客に連続して移転する区別できる財・サービスが同質であり、かつ顧客への移転パターンが同一である場合は、

図表2 「区別できる」履行義務であるか否かを判断するための要件

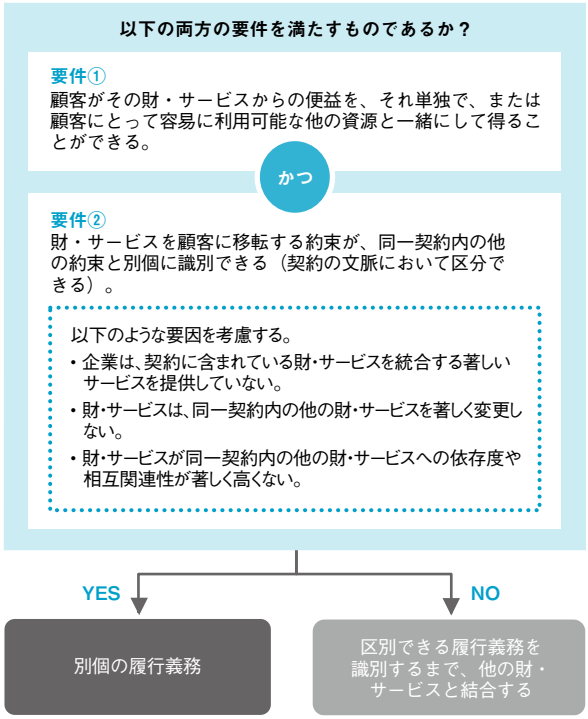

その一連の財・サービスを1つの履行義務とします。顧客への移転パターンが同一であるとされるのは、以下の両方の要件を満たす場合です。

- 一連の財・サービスに含まれる個々の財・サービスが、一定の期間にわたり充足される履行義務の要件（後述、5.（1）を参照）を満たす。
- 一連の財・サービスに含まれる個々の財・サービスについて、同じ進捗率の測定方法を用いている。

たとえば、週1回の清掃サービスを1年契約で実施する場合、上記の要件に当てはまる場合は、毎週の清掃サービスごとに別個の履行義務とするのではなく、1年間の連続的なサービスを1つの履行義務として考えます。

3. ステップ3：取引価格の決定

取引価格とは、財・サービスと交換に企業が権利を得ると見込まれる対価の金額をいいます（第三者のために回収する金額を除く）。IFRS第15号によれば、取引価格の決定に際して、以下の事項を考慮する必要があります。

（1）変動対価、および変動対価の見積りの制限
（2）契約に重大な財務要素が含まれている場合の貨幣の時間価値
（3）キャッシュ以外のもので対価を受け取る場合
（4）企業が顧客に何らかの対価を支払う場合

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

（1）変動対価および収益の累計額の制限

リベートがある場合や業績連動報奨金、偶発対価などのように対価の金額が変動する契約の場合は、期待値（確率で加重平均した金額）または最も可能性の高い金額のうち、より適切に対価を予測する方の金額で見積もることとされています。ただし、取引価格に含める変動対価は、事後に不確実性が解消した時点で、認識した収益の累計額に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い（highly probable）金額に制限されます。

売上または使用に基づいて対価が変動するロイヤルティーについては、事後的な売上または使用が発生し、かつ売上または使用に基づくロイヤルティーが配分された履行義務が充足された時点で（または充足されるに従って）認識します。

（2）契約に重大な財務要素が含まれている場合の貨幣の時間価値

履行義務の充足と決済のタイミングが異なることにより、顧客または企業が財務的に著しい便益を得る場合は、原則として貨幣の時間価値を反映させるために取引価格を調整します。

【貨幣の時間価値】
対価（100）の支払期日が、製品を顧客に引き渡してから２年後である場合。
⇒ 金利が６%であり、他に考慮すべき要因がないと仮定すると、売上として計上すべき金額は、89（＝100 ÷ 1.062）となる。

ただし、契約開始時において、財・サービスが移転するタイミングと、全額または実質的に全額が決済されるタイミングとのずれが1年以内と予測される場合は、当該調整を行う必要はありません。

（3）キャッシュ以外のもので対価を受け取る場合

キャッシュ以外のもので対価を受け取ることを約束している場合は、対価を公正価値で測定します。ただし、公正価値を合理的に見積もることができない場合は、その対価と交換した財・サービスの独立販売価格を参照して間接的に対価を測定します。

（4）企業が顧客に何らかの支払いを行う場合

取引の中には、企業が顧客に対して対価を支払うケースも考えられます。このような支払いが、顧客の取引価格の減額であるのか、あるいは顧客から区別できる財・サービスを受け取ったことに対する支払いであるのか（または、その両方の組合せであるのか）を検討する必要があります。

後者であると判断した場合でも、企業が顧客に支払う額が顧客から提供を受けた財・サービスの公正価値を上回る場合は、その超過部分を取引価格から減額することが求められます。また、顧客から他と区別できる財・サービスの提供を受けているが、その公正価値を合理的に見積もることができない場合には、全額を取引価格から減額することが求められます。

4. ステップ4：取引価格の履行義務への配分

契約が複数の履行義務から構成されている場合は、履行義務の基礎となる個々の財・サービスの独立販売価格に基づいて、取引価格を配分します。独立販売価格が直接的に観察可能でない場合は、観察可能なインプットを最大限用いて、独立販売価格を見積もる必要があります。独立販売価格の見積方法の例としては、**図表3**のようなものが挙げられます。

図表3　独立販売価格の見積方法の例

調整後市場評価アプローチ	自社が財・サービスを販売するマーケットにおいて顧客が支払うであろう金額を見積もるアプローチ。同業他社による類似の財・サービスの価格を参照し、必要に応じてそれに自社のコストやマージンを反映させるアプローチも含まれる。
見積コストにマージンを加算するアプローチ	履行義務を充足するために必要なコストを見積もり、それに適切なマージンを加えて独立販売価格を見積もるアプローチ。
残余アプローチ	取引価格の総額から、契約に含まれる他の財・サービスの観察可能な独立販売価格の合計額を控除する方法。 顧客によって販売する価格が大きく異なる場合、または独立して販売したことがなく価格が確立していない場合にのみ認められる。

5. ステップ5：履行義務の充足と収益の認識

企業が財・サービスを顧客に移転することで履行義務を充足した時点で、または充足するに従い一定の期間にわたって収益を認識します。財・サービスは、顧客がその支配を獲得した時点で、または獲得するに従って移転することとされています。

（1）一定の期間にわたり充足される履行義務

企業は、契約開始時点において、履行義務が一定の期間にわたって充足されるものであるか否かを決定するために、**図表4**に示す要件を検討します。

一定の期間にわたって充足される履行義務については、企業の履行に従って収益を認識します。そのため、企業は、顧客への財・サービスの移転状況を示す進捗率を用いて収益を認識する必要があります。IFRS第15号は、進捗率を決定するための適切な方法には、アウトプット法やインプット法が含まれるとしており、それらの方法の長所や欠点、気を付けるべき点などに言及しています。企業は、そうしたガイダンスや個々の事実および状況を踏まえて、最も適切な方法を決定していくことになります。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

図表4　一定の期間にわたって充足される履行義務であるか否かの判断

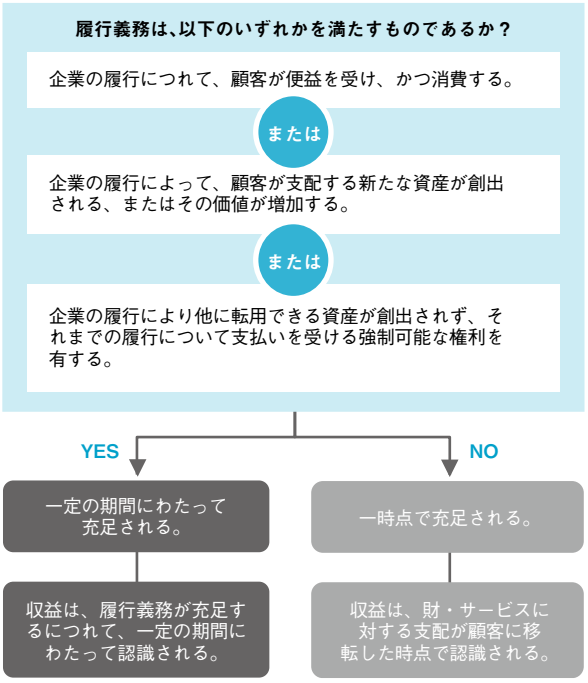

(2) 一時点で充足される履行義務

前述の要件に従って検討した結果、履行義務が一定の期間にわたって充足されるものでないと企業が判断した場合は、一時点で充足される履行義務となります。この場合、財・サービスの支配が顧客に移転された時点で、収益を認識します。支配が移転した時点を検討するための指標として、IFRS第15号は、以下の5つを挙げています。ただし、これらはあくまでも指標であり、いずれもそれが該当するからといって決定的なものではありません。また、支配が移転したことを示す事象はこれらに限定されるわけでもありません。

- 企業が支払いを受ける現在の権利を有している。
- 顧客が資産の法的所有権を有している。
- 顧客が資産を物理的に占有している。
- 顧客が資産の所有にかかる重要なリスクと経済価値を有している。
- 顧客が資産を検収した。

Ⅱ IFRS第15号の適用方法 ―その他のガイダンス

1. 契約の変更

契約の変更とは、契約の範囲および（または）価格の変更に関して当事者が承認した変更を指します。契約の変更は、強制力のある権利や義務が生じたか、または変更された時点で認識しますが、必ずしも文書による必要はありません（**図表5**参照）。

図表5　契約変更の会計処理

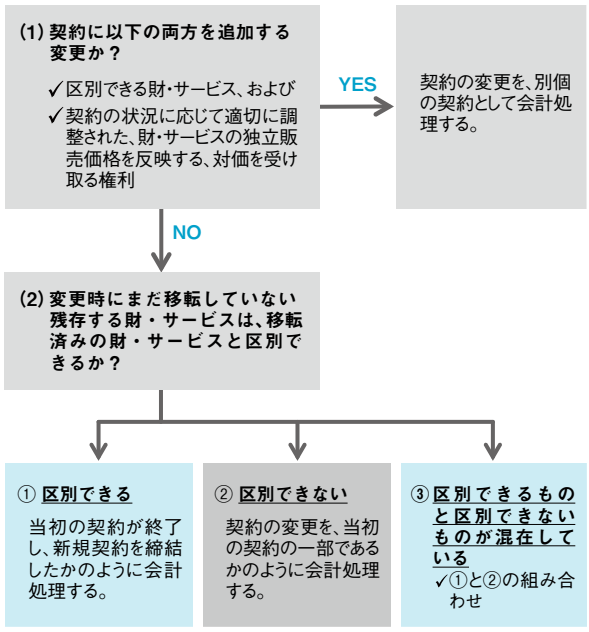

(1) 別個の契約か

契約の変更により、区別できる財・サービスを、その独立販売価格を反映した対価（状況に応じて適宜調整後）で、新たに提供することとなる場合は、当初の契約とは別個の契約であると判断します。そうではない場合には、契約変更時において既に移転済みの財・サービスと、まだ顧客に移転していない財・サービス（契約変更分を含む）とを区別できるかどうか検討します。

(2) まだ顧客に移転していない財・サービスと区別できるか

契約変更時にまだ移転していない残存する財・サービスが、移転済みの財・サービスと区別できるか否かにより、以下のように会計処理します。

① 区別できる場合

当初の契約が終了し、新規契約を締結したかのように会計処理します。すなわち、受領しているが未履行の財・サービスに対する対価（収益として未認識の対価）と、顧客が支払いに合意している対価を、残存する個々の履行義務に配分します。

② 区別できない場合（移転済みの財・サービスは、契約変更日において部分的に履行された単一の履行義務の一部であると判断する場合）

契約の変更を、当初の契約の一部であったかのように会計

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

処理します。すなわち、取引価格と進捗率の測定についてアップデートし、移転済みの財・サービスに関して認識した収益の額を、契約変更を行った期の収益に加減します。

③区別できるものとできないものが混在している場合
①と②の組み合わせで対応します。

2. 契約コスト

（1）契約獲得の増分コスト

顧客との契約を獲得するために要する増分コスト（契約を獲得した場合にのみ発生するコスト（例：販売手数料））のうち、回収可能と予想されるものは資産として認識します。ただし、償却期間が1年以内の場合は、発生時の費用とすることができるとされています。契約獲得の有無にかかわらず発生するコストは原則として発生時に費用処理しますが、顧客に明示的に請求可能な場合には資産として認識します。

（2）契約履行コスト

顧客との契約を履行するために要するコストが他の基準書（例：IAS第2号「棚卸資産」、IAS第38号「無形資産」、IAS第16号「有形固定資産」）に従って資産計上されるものでない場合は、次のすべての要件を満たす場合に限り、資産として認識します。

- 契約または予想される契約に直接関連するものである。
- 将来の履行義務を充足するために用いられる企業の資源を創出するか、増価させるものである。
- 回収が見込まれる。

なお、契約コストに関して計上した資産については、関連する財・サービスの移転パターンと整合する方法で規則的に償却を行います。また、状況によっては減損処理について検討することが必要となります。

3. ライセンス

知的財産のライセンスについては、収益を一時点で認識するか、または一定の期間にわたって認識するかの判定に関する、適用指針が定められています（**図表6**参照）。

企業が顧客に付与された知的財産に引き続き関与しており、かつ知的財産に重大な影響を及ぼす活動を実施しているために、顧客が権利を有する知的財産がライセンス期間にわたって変更されるような場合は、そのライセンスは、一定の期間にわたって顧客に移転するものとされます。顧客が権利を有する知的財産が変更されない場合は、顧客はライセンスが付与された時点で支配を獲得すると考えます。具体的には、以下

図表6　ライセンスの内容と収益認識時点

ライセンスにより顧客に提供されるもの	収益の認識時点
ライセンスが付与された時点で存在する**知的財産を使用する権利**を提供するもの	一時点で認識する。
ライセンス期間にわたって存在する**知的財産へのアクセス権**を提供するもの	一定の期間にわたって認識する。

の要件をすべて満たす場合は、ライセンスが一定期間にわたって顧客に移転するものとされます。

① 企業が知的財産に対して重大な影響を与える活動を行うことが、契約により要求される（または、顧客が合理的に予測している）。
② ライセンスで付与される権利により、顧客が①の企業の活動の影響を直接受ける。
③ 企業の活動を実施するにつれて、企業の活動による財またはサービスが顧客に移転されるものではない。

ただし、ライセンスが、ステップ2の履行義務の識別にしたがって、契約に含まれる他のすべての財・サービスから区別できない場合（すなわち、別個の履行義務として区別できない場合）には、ライセンスの適用指針を適用せず、ライセンスを含む履行義務として、ステップ5に定められた一般規定を適用します。ライセンスが、契約に含まれる他のすべての約束から区別できる場合には、上記のライセンスのガイダンスを適用することとなります。

4. その他

IFRS第15号では、上記の他にも、一定の期間にわたって充足される履行義務、返品権付きの販売、製品保証、本人か代理人かの検討、買戻条件付販売契約等、様々なガイダンスが提供されています。

Ⅲ 表示および開示

1. 表示

企業が顧客から支払いを受ける（またはその権利を得る）よりも前にその履行義務を充足した場合は、財政状態計算書上、対価を受け取る権利が無条件である場合（すなわち、時が経過すれば対価を受け取ることができる場合）には売掛債権が、対価を受け取る権利が条件付である場合には契約資産が、それぞれ表示されます。

企業がその履行義務を充足するよりも前に顧客が対価を支

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

払うか対価の期限が到来した場合は、財政状態計算書上、契約負債を認識します。

なお、財務諸表上、「契約資産」、「契約負債」以外の名称（例：前受金）を用いることも可能とされています。

2. 開示

IFRS第15号では、財務諸表利用者が、顧客との契約から生じる収益およびキャッシュフローの性質、金額、時期および不確実を理解するのに役立つよう、定性的・定量的な開示が大幅に拡充されています。主な開示内容は、以下のとおりです。

- 顧客との契約
  - 顧客との契約から生じる収益（適切なカテゴリーに分解して開示）
  - 売掛債権、契約資産および契約負債の期首および期末残高
  - 履行義務
- IFRS 第 15 号を適用するために行った重要な判断や判断の変更
- 顧客との契約を獲得または履行するためのコストに関して認識した資産

Ⅳ 適用日、経過措置および初度適用企業

1. 適用日および経過措置

IFRS第15号は、2017年1月1日以降開始する会計年度より適用されます。早期適用も認められます。企業は、IFRS第15号を初めて適用する期間において、IFRS第15号を遡及的に適用する方法（一定の軽減措置を適用することも可）と、利益剰余金等の累積的影響額を調整する方法の、いずれの方法を採用することも認められます。

2. 初度適用企業

初度適用企業は、最初のIFRS報告期間において、IFRS第15号を遡及的に適用することが求められます（一定の軽減措置を適用することも可）。

なお、IFRSの初度適用企業は、表示している最も古い比較期間の前に、従前の会計基準に基づいてすべての財・サービスの移転を完了していた契約については、遡及修正は求められません。

Ⅴ おわりに

IFRS第15号により、実務上はいろいろな影響が出てくることが考えられます。たとえば、これまで1つのまとまりとして会計処理してきた取引を複数の履行義務として分割することになったり、反対に、これまで分割して会計処理してきた複数の取引を1つにまとめて会計処理することになったりする結果、収益認識のタイミングが異なってくることが考えられます。

また、収益の認識額についても、貨幣の時間価値や変動対価の考え方を取り入れることにより、これまでとは異なった金額となる可能性があります。収益の認識パターン（一定の期間にわたって認識するものか、一時点において認識するものか）が変更となる可能性もあります。

これについては、特に、契約を締結してから完了するまでの期間が長期にわたる契約の場合には、慎重な検討が必要となると考えられます。IFRS第15号は、顧客との契約から生じる収益に関する詳細な開示を求めているため、早い段階から必要な情報を入手できるようなプロセスを構築していくことも重要です。さらに、IFRS第15号の影響は会計面だけにとどまらず、企業の多くの活動に影響を及ぼす可能性があります。

なお、IASBとFASBは2014年6月3日に、収益認識に関する合同の移行リソース・グループ（Transition Resource Group, TRG）の創設を公表しました。TRGでは、IFRS第15号が強制適用されるまでの間に、導入に際して生じる可能性のある論点について議論される予定です。各企業は、IFRS第15号が自社や自社の業界に及ぼす影響について、早いうちに十分検討するとともに、TRGでの議論の内容にも注目しつつ、必要な体制を企業レベルで整えていくことが重要であると考えられます。

【関連トピック】
「IFRSの収益認識基準（IFRS第15号）による実務への影響」
（KPMG Insight Vol.7/Jul 2014）

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS アドバイザリー室
マネジャー　島田　謡子
TEL：03-3548-5112（代表電話）
azsa-ifrs@jp.kpmg.com

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

「IFRS 第15号『顧客との契約から生じる収益』の概要」のご案内

目次

1. 概要
2. 新基準の適用範囲
3. 5つのステップ
4. 契約コスト
5. 契約変更
6. 表示及び開示
7. 適用日及び移行措置

www.kpmg.com/jp/ifrs15-revenue-summary

本冊子は、IFRS適用企業および適用を検討する企業が、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」のハイレベルな概要の理解に役立つよう解説しています。

お問合せ

有限責任 あずさ監査法人
IFRSアドバイザリー室

東京事務所　TEL ： 03-3548-5120
大阪事務所　TEL ： 06-7731-1300
名古屋事務所　TEL ： 052-589-0500

azsa-ifrs@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp/ifrs

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRSの収益認識基準（IFRS第15号）による実務への影響

有限責任 あずさ監査法人　アカウンティングアドバイザリーサービス
パートナー　荻野　毅

2014年5月28日に国際会計基準審議会（IASB）は国際財務報告基準（IFRS）第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表しました。この基準は、どのような単位で、いつ、いくらで収益を認識すべきかということを定めた基準であり、現状の日本基準における売上計上の実務と大きく異なるところがあります。
収益（売上高）は、企業の業績や事業規模を示す重要な財務数値であるため、外部の投資家やアナリスト等が、常に着目するものであるとともに、企業内部においても、業績評価のためのKPIのひとつとしている企業も多いと思われます。
本稿では、このように重要な財務数値である収益（売上高）のIFRSと日本基準の差異の影響と、それらの対策について解説します。なお、文中の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りしておきます。

荻野（おぎの）　毅（たけし）
有限責任 あずさ監査法人
アカウンティングアドバイザリーサービス
パートナー

【ポイント】
- IFRS第15号と日本基準における実務との差異により、収益が減少する結果となる可能性がある。そのため、対外報告において詳細な説明が必要となったり、新しい業績評価の仕組みを構築したりする必要が生じる可能性がある。
- IFRSの導入に伴い、経理部以外にも営業部門やIR部門などの担当者も影響を受けることになる。これらの担当者にもIFRSベースの収益認識について周知することが必要である。
- IFRS第15号では、判断や見積りが様々な場面で必要となる可能性がある。そのため、内部統制上のキーコントロールの見直しや、情報収集体制の構築が必要となる可能性がある。
- IFRS導入に伴い、収益に関して、「会計及び開示」のみならず、「プロセス及びシステム」、「ビジネス」および「人材」の各領域で影響を受ける可能性がある。これらの影響判断および対策の検討は、多種多様であり時間を要するため、早期の検討開始が有用である。

I　IFRS第15号が我が国の収益認識実務に及ぼす影響

1. IFRS第15号と日本基準との差異が収益認識額に与える影響

IFRS第15号における収益認識のプロセスは、企業が顧客に対して商製品を販売したりサービスを提供したりすることを約束（この約束のことを「履行義務」と呼ぶ）し、その約束を果たした（履行義務を充足した）ことによって収益を認識します。

収益の認識パターンとしては、一定期間にわたって収益が認識される場合と一時点で収益が認識される場合の2つのパターンがあります。履行義務が一定期間にわたって充足されると判断されるための要件があり、その要件を満たした場合には、一定期間にわたって収益が認識されます。また、他社の代理人として取引を行っている場合には、取引価格（または物品価格）ではなく、自社の報酬または手数料で収益を認識しなければなりません。このような収益認識に関するIFRSと日本基準との差異により、次のようなケースでは収益（売上高）が減少すると考えられます。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.

- 日本基準では、売買契約（または役務提供契約等）に基づいて実行された販売（または役務提供）を契約金額の総額で売上に計上しているが、IFRSでは、その実態が他社の代理として実行されているものである場合には、収益は純額（自社の報酬または手数料で計上される。
- 日本基準では、工事進行基準に従って売上を計上している取引が、IFRS第15号における履行義務が一定期間にわたって充足されると認められるための要件が満たされない場合には、履行義務は、一時点で充足するものとみなされ、収益はその時点で一括して認識されることになる。つまり、日本基準における完成基準によって売上計上するのと同様の結果となる。
- 日本基準では、物品販売について、出荷時に売上計上する実務も見られるが、IFRSでは、履行義務を充足した時に収益が認識されるため、出荷時点で履行義務が充足されたと言えない場合には、出荷時よりも後の時点（たとえば着荷時点）で収益を認識する。
- 日本基準では、返品やリベートなどについて、引当金や販管費として処理する実務も見られるが、IFRSでは収益認識額の減少として処理する。

一方で、以下のようなケースでは、日本基準に比べ、IFRSベースでの収益認識のタイミングが早くなることもあります。

- 日本基準では契約期間にわたり効力が発生していることから、契約期間にわたって均等に売上を計上していたセットアップ・フィー等について、IFRSでは、セットアップすることにより何らかの資産（たとえばソフトウェア）を使えるようにすることが履行義務であり、かつその後企業が何ら追加的に実施すべき義務を負わない場合には、当該セットアップ・フィーはセットアップが完了した時点で一括で収益認識されることになる。

つまり、IFRSを適用した場合には、日本基準に比べ、収益（売上高）そのものの金額が減少したり、収益認識のタイミングが遅くなったり、また、一時点で多額の収益（売上高）が認識されたりというような影響があります。

2. 対外報告における影響と対応策

昨今、IFRSに関する報道等によってIFRSについての認知度は徐々に上がってきているものの、まだIFRSの内容についてはよく知らない人も多く存在するのが実情です。前述のようなIFRSと日本基準上の実務との差異による収益（売上高）への影響が、多数の財務諸表利用者に次のようなマイナスの印象を与えてしまうかもしれません。

たとえば、見掛け上の収益（売上高）減少は、状況を何も知らない財務諸表の利用者が見ると、業績が悪化したと思われてしまうかもしれません。また、日本基準を適用している同業他社と比べられたときに、収益（売上高）が小さく見えてしまうことによって、業績や事業規模が低く見られてしまうことも考えられます。

また、従来、日本基準においては、工事進行基準を適用していたり、契約期間にわたって売上を計上していたため、毎期の売上高が比較的安定的に推移していた企業が、当該取引について、IFRSでは一時点で収益を認識しなければならなくなった場合、これも、状況を何も知らない財務諸表の利用者が見ると、業績が不安定な企業であるとの印象を持たれてしまう可能性があります。

したがって、IFRSを適用したことによる影響について、財務諸表注記での説明やアナリストへの説明によって的確に伝える必要があり、今までより一層の開示情報の充実や、投資家およびアナリストとの密なコミュニケーションが求められることになると思われます。

3. 対内報告における影響と対応策

企業における事業計画・予算の策定や投資意思決定のための計画策定および業績評価を従来どおり日本基準をベースにして行うか、IFRSをベースにして行うかは、重要な経営判断のひとつであると考えられます。また、損益のトップラインである収益（売上高）を、企業全体の業績評価指標（KPI）として用いるだけでなく、部門別のKPIとして用いている企業も多いと思われます。先に記述したとおり、IFRSの適用により、日本基準と比べて収益認識のタイミングが異なったり、代理人の場合、収益を純額で計上されることになったりすることなどによって、期間比較や部門間比較が困難になることが想定されます。

企業における事業計画・予算の策定や投資意思決定のための計画策定および業績評価を従来どおり日本基準をベースにして行った場合、日本基準ベースでの業績評価は良かったとしても、IFRSベースで作成された連結財務諸表における業績は上がらない、あるいは逆に日本基準ベースでの業績評価が悪くても、IFRSベースの連結財務諸表における業績は良くなるというように、管理数値と財務数値が必ずしも連動せず、連結財務諸表の数値が経営者が意図したものとは異なる結果となってしまうかもしれません。

一方で、企業における事業計画・予算の策定や投資意思決定のための計画策定および業績評価をIFRSをベースにして行った場合、IFRS修正の影響を、業績評価単位である各部門単位にまで落とし込んで、部門単位でのIFRSベースの事業計画・予算の策定や業績評価を行うためには、それ相当の手間がかかってしまうことは容易に想定されます。また、前述のとおり、IFRSベースの収益認識においては、日本基準と比べて収益認識のタイミングが異なったり、代理人の場合、収益を純額で計上されることになることなどによって、期間比較や部門間比較が困難になることが想定されます。

たとえば、日本基準ではいずれも工事進行基準によって売上を計上できる取引を行っている複数の部門があったとします。一方の部門ではIFRSベースでは、一定期間にわたる収益の認識が認められる取引が多く発生し、もう一方の部門では一時点で収益を認識することが要求される取引が多く発生していた場合、IFRSベースでの収益の認識額は異なることになります。したがって、業績評価にあたっては、IFRSベースで

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.

の収益認識のタイミング、金額を踏まえて、部門間で不公平が起こらないように、新たな仕組みを構築することが必要となる可能性があります。

また、IFRSは連結財務諸表にのみ適用されることから、単体財務諸表は日本基準で作成し、連結手続の中でIFRS修正を行ってIFRSベースの連結財務諸表を作成する企業がほとんどであると想定されます。このため、連結ベースでの業績評価はIFRSベースで、単体ベースでの業績評価は日本基準で行うことも考えられますが、その場合であっても、それぞれの業績評価について整合性を図ることが肝要です。

IFRS修正の中で、特に収益（売上高）に関しては、その発生の頻度の高さと損益に与える影響の大きさに鑑み、単体の会計帳簿の段階から、日本基準上認められる範囲内で、IFRSベースの収益認識基準を満たすようにすることも考えられます。単体の会計帳簿の段階からこのようにするためには、会計システムの修正や収益認識における業務フローを変更することが必要になるかもしれません。また、会計システムの修正や業務フローの変更によって、内部統制上のキーコントロールも変更することが必要となることも考えられます。さらには、このようなIFRSベースでの収益認識の要件を満たすようにするための変更が、税務上も認められるのかどうかについての検討も必要となります。

Ⅱ IFRS第15号の影響を受けるのは経理部門に限らない

IFRSの適用により、収益（売上高）は大きな影響を受けることがあり、対外的な報告体制のみならず、対内的な報告・管理体制にも対応が必要となることについて説明してきました。このような状況を鑑みますと、IFRSは経理部門の担当者だけが知っていれば良いというものではありません。対外報告を担うIR部門の担当者も、IFRS導入に伴う影響について的確に説明できるようにするため、IFRSの収益認識については知っておく必要があると思われます。

また、売上高をKPIとしている企業において、部門別の業績評価に直接関連する営業部門の担当者もIFRSの収益認識について知っておく必要があるでしょう。営業部門の担当者が、従来の日本基準の感覚で取引を行った場合、彼らが想定している収益（売上高）とIFRSベースでの収益認識に差が生じた場合、営業部門においては売上目標を達成したと思っていても、実際のIFRSベースでの収益認識額が目標未達成になるということも起こり得ます。

業績評価をすべてIFRSベースで行おうとしている企業においては、部門ごとの事業計画・予算の策定時点からIFRSを意識したものとする必要があります。また、連結ベースでの業績評価をIFRSで、単体ベースの業績評価を日本基準で行う企業においても、各営業部門において、IFRS修正の影響をまったく意識しないでいるならば、連結ベースでの業績評価と単体ベースでの業績評価に不整合が生じてしまうということが起こるかもしれません。

このように、IFRS第15号は、会計基準ではありますが、営業部門やIR部門の担当者にも影響があり、経理部門のみならず、これらの部門担当者にも浸透させるように研修などの計画を立てていく必要があると思われます。

Ⅲ 収益認識における判断や見積り

IFRSの収益認識においては、日本基準に比べ判断や見積りの要素が増加することになります。収益認識における判断や見積りは、たとえば、収益の金額が変動するような場合や履行義務を単一のものと見るか複数とするかの判断、複数とする場合にそれぞれの販売価格をいくらと見積もるかというように様々な場面で必要となります。

これらのうち、収益の金額の変動は、たとえば以下のような場面で発生します。

- 履行義務が充足されるまでの間に、単価（または金額）が確定せず、仮単価でいったん取引し、後に単価（または金額）が確定した時に仮単価との差額を精算するような場合
- 契約または商慣習上、商品の不具合でなくても返品をすることが認められており、返品については受け入れざるを得ない場合
- ボリューム・リベートや特定のインセンティブなど、販売価額に対して一定額（もしくは一定比率）以外のリベートが発生する場合

日本基準においては、収益に関して実現主義によるものとするとされていること以外に、収益の金額の変動に関して具体的に規定している基準がないため、実務上の対応は様々であり、事象の発生の都度、売上高の修正（もしくは取消し）がなされることもあります。しかし、IFRS第15号では収益の金額の変動に関して、期待値（発生の確率で加重平均した額）または最も可能性の高い金額で見積もることを要請しています。ただし、当該見積額は、不確実性が解消した時点で重要な収益の戻入れが生じない可能性が非常に高いと想定されるものでなければならないとされています。

このような見積りの基礎とするために、同様の取引、同様もしくは類似の商製品の取引価格の決定に関する過去のデータを収集し、分析・評価するプロセスが必要となってきます。また、これらのデータを蓄積するために新たなデータベースの構築が必要となるかもしれません。さらには当該判断・見積りのプロセスは複雑となる場合が多く、内部統制の観点からキーコントロールの設定についても複雑となることが予想されます。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.

図表１　「収益認識」基準が企業に与える影響

IFRS 導入によって企業が影響を受ける領域は、以下の４つに整理することができる。

会計および開示

- 売上のタイミング、金額が変わる
- 必要な開示が増加する

プロセスおよびシステム

- 会計規定の変更に、業務プロセスおよびシステムが対応できない可能性がある
- 開示規定の変更に、業務プロセスおよびシステムが対応できない可能性がある
- 財務報告上の重要な内部統制（キー・コントロール）の新設・変更が必要となる可能性がある

ビジネス

- 顧客との契約条件の見直しが必要?
- 業績報告や業績管理体制の見直しが必要?
- 投資家、アナリスト等、利害関係者とのコミュニケーションの見直しが必要?

人材

- 経理・財務部門の機能強化
- 営業部門の従業員に対する教育
- 業績連動型報酬制度（業績目標と測定方法等）に対する影響の評価
- 「ビジネス」・「プロセスおよびシステム」への影響の評価と、特定された課題への対応に必要なリソースの確保

Ⅳ　おわりに

IFRS導入に伴う日本基準との差異から生じる主な影響と対策について解説してきましたが、IFRS導入によって企業が影響を受ける領域を「会計および開示」、「プロセスおよびシステム」、「ビジネス」および「人材」の4つの領域から取りまとめると、**図表1**のようになります。

このように、IFRS第15号は、日本における売上計上の実務と大きく異なるところがあり、「会計および開示」に加えて、「プロセスおよびシステム」、「ビジネス」および「人材」の領域においても対策を講じることが求められることになると思われます。これらの影響判断および対策の検討は、多種多様であり時間を要するため、早期の検討開始が有用です。

【関連トピック】
「IFRS 第15号『顧客との契約から生じる収益』」
（KPMG Insight Vol.7/Jul 2014）

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
アカウンティングアドバイザリーサービス
パートナー　荻野　毅
TEL：03-3548-5120（Ext. 6365）
takeshi.ogino@jp.kpmg.com

サイトのご紹介

IFRS サイトでは収益認識を含む、IFRS に関する最新情報を豊富に掲載しています。ぜひ皆様の業務にお役立てください。

www.kpmg.com/jp/ifrs

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.

会社法の一部を改正する法律等の成立

有限責任 あずさ監査法人
パートナー　和久　友子
シニアマネジャー　増田　靖史

平成25年11月29日に、会社法の一部を改正する法律案等が国会に提出され、平成26年6月20日の通常国会において成立しました。施行期日は、公布の日から起算して1年6ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日とされており（改正会社法附則1）、平成27年4月ないし5月とされることが見込まれています[1]。改正会社法は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化、ならびに株式会社およびその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の社外性要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度（多重代表訴訟制度）の創設、株主による組織再編の差止請求制度の拡充等の措置を講じようとするもので、「Ⅰ企業統治の在り方」および「Ⅱ親子会社に関する規律」の見直しに大別されます。
本稿は、上記の主な改正点について見直しの背景および実務への影響をわかり易く解説するものです。
なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。

和久（わく）　友子（ともこ）
有限責任 あずさ監査法人
パートナー

増田（ますだ）　靖史（やすし）
有限責任 あずさ監査法人
シニアマネジャー

【ポイント】

- 会社法の一部を改正する法律は、企業統治の在り方および親子会社に関する規律の見直しを行ったものである。
- 社外取締役の選任の義務付けは見送られたものの、社外取締役を置かない場合には「置くことが相当でない理由」の説明が必要とされた（“Comply, or explain”規制の導入）。
- 社外取締役を活用するため、新たな株式会社の機関設計として、監査等委員会設置会社制度が新設された。
- 社外取締役の要件として、親会社等・兄弟会社の関係者でないものであることおよび株式会社の関係者の近親者でないことが追加された。
- 株主総会に提出する会計監査人の選解任・不再任に関する議案の内容は、監査役（会）等が決定することとされた。
- このほか、募集株式の発行等により支配株主が異動する場合における第三者割当規制の導入、多重代表訴訟制度の新設、キャッシュ・アウト法制の整備、株主による組織再編の差止請求制度の拡充等が行われた。

1　2014年5月13日開催参議院法務委員会谷垣禎一法務大臣発言（参議院公報参照）。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

Ⅰ 経緯と背景

平成24年9月7日、法務大臣の諮問機関である法制審議会は「会社法制の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という）をとりまとめ、法務大臣に答申しました。これに基づく会社法の一部を改正する法律案（以下「改正会社法案」という）および会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（以下「整備法」という）が平成25年11月29日に閣議決定され、同日臨時国会（第185回国会）に提出されました。しかし、当該臨時国会では成立せず、平成26年の通常国会（第186回国会）において6月20日に成立しました。

改正会社法案の基礎となった要綱は、平成22年2月24日付の法務大臣による法制審議会への諮問第91号に対するものであり、会社法制部会（部会長　岩原紳作東京大学教授（当時））における同年4月からの約2年半にわたる審議（東日本大震災を踏まえた一時中断を含む）の成果といえます。改正会社法案はほぼ要綱の内容を反映していますが、与党による法案審査等により一部修正されました。こうした過程を経て提出された改正会社法案は、形式的事項を除いて改正会社法として成立しました[2]。

改正会社法は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化、ならびに株式会社およびその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の社外性要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度（多重代表訴訟）の創設、株主による組織再編の差止請求制度の拡充等の措置を講じようとするもので、「企業統治の在り方」および「親子会社に関する規律」の見直しに大別されます。

本稿では、上記の主な改正点について見直しの背景および実務への影響を解説するものです。また、原稿末尾に掲載している**付録**には改正会社法の内容を要約したものを一覧表の形で掲載しているため、ここで解説している項目を含め、要綱の全体像を把握するためにご活用いただければ幸いです。なお、本章における会社法の条文番号は、特に断らない限り、改正後の会社法の規定によるものです。

Ⅱ 企業統治の在り方

1. 社外取締役の選任の義務付けの見送り

社外取締役の選任の義務付けについては見送られたものの、英国の“Comply, or explain”（遵守せよ、そうでなければ説明せよ）の考え方に倣った規律が導入されました。すなわち、事業年度の末日において公開会社かつ大会社である監査役会設置会社であってその発行する株式について有価証券報告書提出義務を負う株式会社が社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならないとされました（会327の2）。

また、法務省令により、当該株式会社が社外取締役を置いていない場合には、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告の記載事項とするとともに、社外取締役の候補者を含まない取締役の選任議案を株主総会に提出する場合にも、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会参考書類において説明しなければならないとされる予定です。その他それぞれ以下のような規定についても追加予定です。

（事業報告における開示）
- 「相当でない理由」は、個々の株式会社の各事業年度における事情に応じて記載しなければならないこと。
- 社外監査役が２名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできないこと。

（株主総会参考書類における開示）
- 「相当でない理由」は、個々の株式会社の当該時点における事情に応じて記載しなければならないこと。
- 社外監査役が２名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできないこと。

このように「社外取締役を置かないことが相当な理由」ではなく、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明が必要とされ、一般的には、社外取締役の適任者がいないということのみでは足りず、相当でないとまでいえる程度の理由の説明が必要になることから、社外取締役を置かずにその理由を開示するよりも、社外取締役を置こうというインセンティブが一定程度働いているものと考えられます[3]。

さらに、改正会社法の附則として、政府は、法律の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措

2　整備法案については、水俣病被害者の救済および水俣病問題の解決に関する特別措置法の改定規定を追加するための修正が行われた。
3　2014年6月現在、社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率は7割を超え、74.2%（前年比＋253社、＋11.9%）である（東京証券取引所「東証上場会社における社外取締役の選任状況〈速報〉」2014年6月17日）。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

置を講ずるものとされました（改正会社法附則25）。このため、施行後2年後の状況によっては、社外取締役の設置が義務付けられる可能性があります。

2. 監査等委員会設置会社制度の新設

株式会社の機関設計として、「監査等委員会設置会社」が新設されました（**図表1**参照）。監査等委員会設置会社とは、定款の定めによって、監査等委員会を置く株式会社をいいます（会2⑪の2）。なお、要綱では「監査・監督委員会設置会社（仮称）」とされていましたが、改正会社法では「監査等委員会設置会社」と呼称が変更されました。また、「監査等委員会設置会社」と明確に区別する観点から、従来の「委員会設置会社」は「指名委員会等設置会社」に呼称が変更され、指名委員会等とは、指名委員会、監査委員会および報酬委員会とされました（会2⑫）。

図表1　機関設計の選択肢

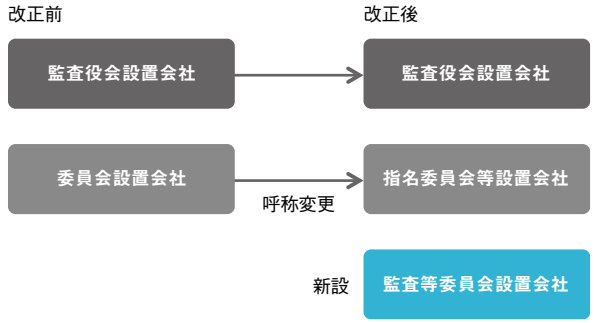

この新たな機関設計は、社外取締役の機能を活用するために設けられたものです。監査役会設置会社については、少なくとも2人の社外監査役（会335Ⅲ）に加えて社外取締役も選任することに重複感・負担感があり、また、指名委員会等設置会社については、指名・報酬・監査の三委員会をセットで置かなければならず、特に指名委員会を置くことに対する経営者の抵抗感から、採用数が低調にとどまっているといえます。

監査等委員会は、ある部分については監査役設置会社の規律、また別のある部分については指名委員会等設置会社の規律に倣ったものとなっていますが、後述するように監査等委員会設置会社独自の規律もいくつか設けられています。このことから、監査等委員会設置会社制度は、監査役会設置会社および指名委員会等設置会社と並列に位置付けられる組織形態であるといえます。

監査等委員会設置会社は、取締役会および会計監査人の設置が義務付けられ、（会327Ⅰ③、Ⅴ）。監査役は置いてはならないとされています（会327Ⅳ）。指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならないとされています（会327Ⅵ、すなわち、監査等委員会設置会社は、三委員会を置いてはなりません）。業務執行は、代表取締役または業務執行取締役（会363Ⅰ各号）が行うとされ、執行役は置かれません（会402Ⅰ）。

また、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役とは区別して、監査役会設置会社と同様に、株主総会決議によって選任するものとされています（会329Ⅱ、株主総会選任型）。監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成を行います（会399の2Ⅲ①）。監査等委員会は監査等委員3人以上で組織するものとされます（会331Ⅵ）。監査等委員は、指名委員会等設置会社の監査委員会と同様、取締役でなければならず（会399の2Ⅱ）、かつ、その過半数は社外取締役でなければならず（会331Ⅵ）、監査等委員会設置会社の業務執行取締役等を兼ねることができません（会331Ⅲ、**図表2**参照）。

図表2　監査等委員会設置会社

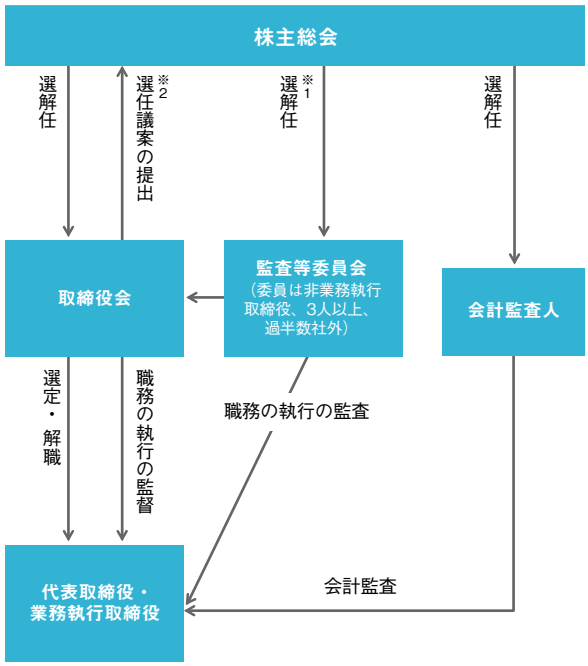

※1 解任は特別決議
※2 監査等委員会である取締役の選任議案を提出するには、監査等委員会の同意が必要。
会計監査人の選任等議案については監査等委員会が決定。

このほか、監査等委員である取締役の任期は、2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで）であり、短縮することはできません（会332Ⅳ・Ⅰ）。監査役の任期の4年（会336Ⅰ）より短く、指名委員会等設置会社の監査委員の任期の1年（会332Ⅵ）より長いといえます。監査等委員以外の取締役の任期は1年とされています（会332Ⅲ・Ⅳ）。監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員以外の取締役とは別に定款または株主総会の決議によって定めることとされています（会361Ⅰ、会361Ⅱ・会Ⅰ）。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

常勤の監査等委員は義務付けられておらず、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を利用するという考え方がとられています。なお、要綱で示されていた常勤の監査・監督委員の有無等を事業報告の内容とすることについては、今後当該規定を盛り込んだ会社法施行規則の改正が予想されます。

また、監査等委員会および各監査等委員は、それぞれ指名委員会等設置会社の監査委員会および各監査委員が有する権限と同様の権限を有するものとされています（会399の3～399の7）。これに加え、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選解任または辞任、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができるとされています（会342の2Ⅳ、361Ⅵ、399の2Ⅲ③）。これは、指名委員会等設置会社における指名・報酬委員会に準ずる機能を監査等委員会が担うようにするために設けられた措置です。取締役（監査等委員である取締役を除く）との利益相反取引等について、監査等委員会が事前に承認した場合には、取締役の任務懈怠の推定規定（会423Ⅲ）が適用されないといったメリットもあります（会423Ⅳ）。

さらに、監査等委員会設置会社の取締役会は、原則として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができないものとされています（会399の13Ⅳ）。ただし、次のいずれかの場合には、その決議によって、重要な業務執行（指名委員会等設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項（会416Ⅳ各号）に概ね相当する事項を除く）の決定を、取締役に委任することができます（会399の13Ⅴ、Ⅵ）。

① 取締役の過半数が社外取締役である場合
② 取締役会の決議によって重要な業務執行の全部または一部の決定を取締役に委任することができる旨を定款で定めた場合

監査役制度は、業務執行に関与することによる自己監査リスクを回避するため、業務執行と距離を置くことにより独立性を確保して監査役が監査機能を果たすという点に重きがあり、監査等委員会制度は、監査等委員が経営者の選定等に関与することを通じて監督機能を果たすことが重視されています。

コーポレート・ガバナンス向上の観点から監査等委員会設置会社制度への移行の是非について、早期に検討を開始するのが肝要と思われます。

3. 社外性要件の厳格化

社外取締役等に期待される監査・監督機能の実効性を高めるという観点からは、会社（経営者）からの独立性が必要ですが、会社法における社外性要件は必ずしも独立性の要件とイコールの関係にはありません。

会社法により独立取締役等の要件を定めるには法的安定性の観点から一定の限界があると思われますが、改正会社法では、以下の（1）および（2）についての見直しが盛り込まれました。

なお、（1）は社外性要件を厳格化するものであり、改正会社法附則第4条において、経過措置が設けられています。すなわち、新法の施行の際、現に旧法第2条第15号に規定する社外取締役または同条第16号に規定する社外監査役を置く株式会社の社外取締役または社外監査役については、新法施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、新法第2条第15号または第16号の規定にかかわらず、従前の例によるとされています（改正会社法附則4）。一定の経過措置はあるものの、現在の社外取締役等が社外性要件を満たしているかどうか、早急に確認する必要があります。

（1）社外取締役等の要件における親会社等の関係者等の取扱い

社外性要件に、親会社等の関係者でないものであることが新たに追加されました（会2⑮ハ、⑯ハ）。いわゆる兄弟会社の関係者でないことも要件に追加されました（会2⑮ニ、⑯ニ）。これに伴い、次に示すとおり、「親会社等」、「子会社等」といった用語も新たに定義されました。

用　語	定義
親会社等 （会２④の２）	次のいずれかに該当するものをいう。 イ）親会社 ロ）株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く）として法務省令で定めるもの
子会社等 （会２③の２）	次のいずれかに該当するものをいう。 イ）子会社 ロ）会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

社外性要件として、株式会社の関係者の近親者（配偶者または2親等内の親族）でないことも追加されました。当該近親者には、取締役等の近親者のほか、支配人その他の重要な使用人または親会社等（自然人であるものに限る）の近親者（配偶者または二親等内の親族）も含まれます（会2⑮ホ、⑯ホ）。

（2）社外取締役等の要件に係る対象期間の限定

改正前は、過去に1度でも経営者の指揮命令系統に属したことがある者は、社外取締役等の各要件を満たさないことになっていました（旧会2⑮、⑯）。ここで、「過去」が「就任前10年間」に限定されました。これは、たとえ経営者の指揮命令系統に属していても、一定期間を置けば社外取締役等に期待される機能を果たすことができるであろうことから、社外性要件の厳格化に伴う人材確保の要請等にも配慮したものです。一定期間については、10年ではなく、10年より短くすべき、たとえば5年にすべきとの意見もありましたが、平成13年改正前に

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

5年間とされていたもののその後改正されて現在の規律となったという過去の経緯を踏まえ、10年とされました。

具体的には、就任する前10年間株式会社またはその子会社の業務執行取締役・執行役または支配人その他の使用人であったことがない者であれば、要件を満たすことができるようになります（会2⑮イ）。また、就任する前10年内のいずれかの時において、株式会社またはその子会社の取締役・会計参与・監査役であったことがある者にあっては、当該取締役、会計参与または監査役への就任前10年間当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役・執行役または支配人その他の使用人であったことがないことを要することになります（会2⑮ロ）。

社外監査役の要件についても同様の見直しがされました（会2⑯イ、ロ）。

4. 取締役および監査役の責任の一部免除

現行、社外取締役・社外監査役、会計参与および会計監査人に認められている責任限定契約（会427Ⅰ）について、業務執行取締役・執行役または支配人その他の使用人でない取締役、すべての監査役も締結することができることになりました（会427Ⅰ①ロ・ハ）。

また、責任限定限度額（会425Ⅰ）の算定に際しても、職務執行の対価として受ける財産上の利益の額に乗ずべき数について、社外かどうかという切り口ではなく、業務執行をしているかどうかで区分する考え方に変更されました。具体的には、業務執行取締役等（会2⑮イ）以外の取締役については2とされました（会425Ⅰ①ハ）。

これを受け、社外でない監査役などと責任限定契約を締結することとする場合には、そのための定款変更が必要となる場合があることに留意が必要です。

5. 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権の監査役等への付与

改正前は、会計監査人の選解任・不再任の株主総会議案の決定には、監査役の過半数（監査役会）の同意が必要とされ、監査役（会）は取締役に対して、これらの議案の株主総会への提出請求権を有していましたが、会計監査人選解任等に関する議案の内容の決定権は取締役にありました。また、会計監査人の報酬の決定権は取締役にあり、監査役（会）は同意権を有するのみとされていました。これに対し、以前より経営者が会計監査人の選解任等に関する議案や報酬の決定権を有すると、会計監査人の立場を弱くし、適切な会計監査の実施が危ぶまれるのではないかという（いわゆる「インセンティブのねじれ論」）が強く主張されてきました。

今回の改正では「インセンティブのねじれ論」を受け、会計監査人の選解任等の議案の内容については、監査役（会）が決定権を有することとされました（会344Ⅰ、Ⅲ）。監査等委員会設置会社についても、会計監査人の選解任等の議案の内容の決定権限は監査等委員会が有することになりました（会399の2Ⅲ②）。

他方、指名委員会等設置会社も含め、会計監査人の報酬の決定権者の変更については要綱段階で見送られました。ただし、会社法制部会において、監査役による、会計監査人の報酬の同意権限の行使状況、すなわち、具体的にどのような理由でその選解任等の議案を決定したのか、報酬に同意したのか等を、監査報告または事業報告において開示すること、監査役がこうした権限を適切に行使する際の実務指針を日本監査役協会等の関係者間で作成することが提案され、会社法施行規則を検討するにあたってこれらの点が考慮されることが見込まれます。このため、今後の動向に留意が必要です。

6. 第三者割当規制

従来、第三者割当による新株発行は、既存株主の権利が大きく希薄化する場合においても、特に有利な発行価額による割当でない限り、会社の資金調達の機動性を確保する観点から、取締役会の決議のみで行うことができました。他方、会社の支配権は株主によって決定されるべきであり、会社の支配権が変更されるような大規模な第三者割当増資は本来、株主総会の決議を要するべきとの批判もありました。加えて昨今、既存株主の利益を著しく毀損する大規模な第三者割当増資が行われ、我が国の資本市場の信頼性に大きな影響を与えたことも事実であり、かかる状況を背景に支配株主の異動を伴う募集株式の発行手続について次の改正が行われました。

すなわち、募集株式の発行等により支配株主が異動する場合には、有価証券届出書を提出していない公開会社は、払込期日等の2週間前までに株主へ通知（または公告）する必要があり、通知の日から2週間以内に、総株主の議決権の10％以上を有する株主が反対の通知をしたときは、払込期日等の前日までに株主総会の決議による承認を受けることが義務付けられました（会206の2Ⅰ～Ⅲ、244の2Ⅰ～Ⅳ）。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは株主総会の承認は不要とされました（会206の2Ⅳ、244の2Ⅴ）。

Ⅲ 親子会社に関する規律

1. 多重代表訴訟制度の新設

平成9年の独占禁止法改正による持株会社の解禁、平成11年の商法改正による株式交換をはじめとする各種組織再編制度の創設等により、持株会社（ホールディング・カンパニー）によるグループ経営が普及しました。このような中、親会社

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

（持株会社）による子会社等の監督が不十分なため、子会社等の不祥事や業績の悪化がグループ経営に悪影響を及ぼし、親会社の株式価値が毀損するような事態が懸念されています。かかる事態から親会社の株主を保護する観点から、多重代表訴訟制度が新設されました（**図表3**参照）。

すなわち、株式会社の最終完全親会社等（会847の3Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）の総株主の議決権または発行済株式の1％以上を有する株主は、特定責任に係る責任追及等の訴えの提起を請求することができるようになりました（会847の3Ⅰ）。ここで特定責任とは、発起人等（会847Ⅰ）の責任の原因となった事実が生じた日において、最終完全親会社等およびその完全子会社等における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額の5分の1を超える場合における当該発起人等の責任をいいます（会847の3Ⅳ）。

また、株式会社に最終完全親会社等がある場合において、特定責任を免除するときは、当該株式会社の総株主および当該最終完全親会社等の総株主の同意がなければ、免除することができないとされました（会847の3Ⅹ）。

この制度においては、責任追及等の訴えを提起できる株主は議決権等の1％以上を有する株主とされていること、重要な完全子会社における発起人等の責任に限られていることから、特に上場会社の場合には適用範囲外となることが多く、影響は少ないものと考えられます。

図表3　多重代表訴訟制度

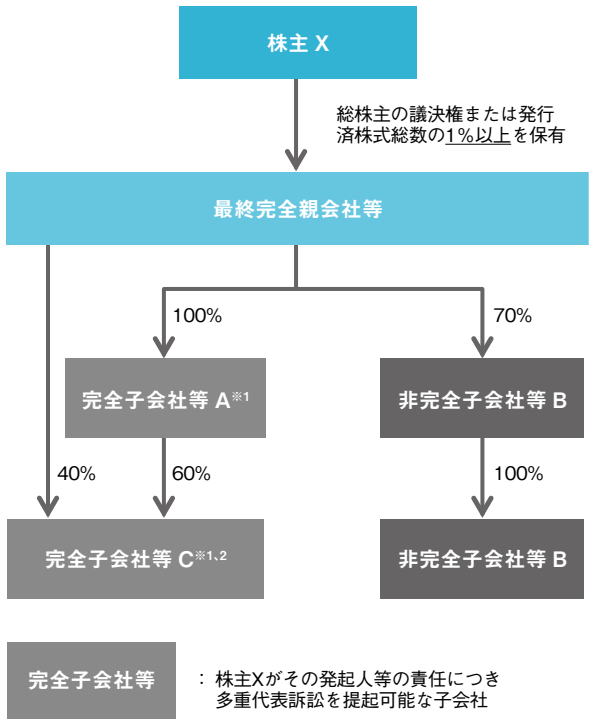

※1 最終完全親会社等およびその完全子会社等における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額の５分の１を超える場合に限る。
※2 完全子会社等には、最終完全親会社等がその株式または持分の全部を直接有する法人のみならず、これを間接的に有する法人も含まれる。

2. キャッシュ・アウト法制の整備

キャッシュ・アウト（現金を対価とする少数株主の株式会社からの排除）は、意思決定の迅速化、柔軟な経営の実現、株主管理コストの削減等を実現すること等にその意義があります。他方、排除される少数株主の利益にも十分配慮しなければなりません。従来、キャッシュ・アウトを行う手法としては、株式を対価とする全部取得条項付種類株式の取得および新たな株式割当により少数株主の有する株式を端数株式とし、当該端数株式の売却代金を少数株主に交付する手法、金銭を対価とする組織再編などがありましたが、これらの手法を採る場合、原則として株主総会の特別決議を要するため（略式組織再編は不要）、キャッシュ・アウトの完了まで長い時間と多額のコストを要していました。

そこでかかるキャッシュ・アウトの問題を解消するため、特別支配株主（株式会社の総株主の議決権の10分の9以上を直接または間接に保有する株主）による株式売渡請求制度が新設されました。すなわち、特別支配株主は、当該株式会社の株主の全員に対して、当該株主の有する当該株式会社の株式の全部を現物対価により売り渡すことを請求することができるようになりました（会179Ⅰ、**図表4**参照）。

株式売渡請求は、この請求により株式を売り渡すこととなる株主（売渡株主）に対して交付する金銭やその割当てに関する事項のほか、特別支配株主が売渡株主の有する株式の取得日等を定めてしなければならないものとされています（会179の2Ⅰ）。そして、特別支配株主が株式売渡請求をしようとするときは、株式を発行している株式会社（対象会社）の承認（取締役会設置会社においては取締役会の決議による）を受けなければなりません（会179の3Ⅰ・Ⅲ）。承認をした対象会社は、売渡株主に対する通知または公告のほか、事前備置手続および事後備置手続を行います。売渡株主に対する通知等により、株式売渡請求がされたものとみなされ（会179の4Ⅲ）、特別支配株主は、取得日に、売渡株式を取得することになります（会179の9Ⅰ）。

なお、当該制度では売渡株主の保有する株式が、特別支配株主が対価を支払っていなかったとしても特別支配株主が定めた取得日に移転することとされていることから、売渡株主に民法で定められている同時履行の抗弁権が奪われるなど、売渡株主の権利が大幅に制限される正当性が明らかではないとの指摘が国会審議においてなされたことを踏まえ、法務省令において所要の手当てがなされる見込みです[4]。

また、新たなキャッシュ・アウトの新設に伴い、排除される少数株主の利益を保護する観点から全部取得条項付種類株式

4　2014年6月19日開催参議院法務委員会谷垣禎一法務大臣発言。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

の取得手続および株式の併合手続の強化が図られました。

具体的には、全部取得条項付種類株式の取得について、事前・事後の備置、通知または公告等の情報開示手続が強化されたとともに（会171の2、172Ⅱ、Ⅲ、173の2）、その取得が法令または定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、差止めを請求することができるようになりました（会171の3）。また、株式の併合について、事前・事後の備置、通知または公告等の情報開示手続が強化されたとともに（会182の2、182の6）、差止請求権（会182の3）および端数となる株式の買取請求権（会182の4）が認められることとなりました（会182の4）。

3. 株主による組織再編の差止請求制度の拡充

従来、略式組織再編についてのみ、法令もしくは定款に違反する場合または当該略式組織再編の対価が当事会社の財産の状況その他の事情に照らして、著しく不当である場合であって、株主が不利益を受けるおそれがあるときに、株主に略式組織再編の差止請求権が認められていました（会784Ⅱ、796Ⅱ）。略式組織再編の場合、株主総会の承認が不要とされているためです。他方、略式組織再編以外の組織再編についても、株主総会の承認決議において、特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされた場合は、株主は株主総会決議取消しの訴え（会831Ⅰ③）を本案とする仮処分を申し立てることによって組織再編の差止めを裁判所に請求できるものと解釈されていました。本制度は当該解釈を明文化したものと考えられます。

図表4　特別支配株主の株式売渡請求制度

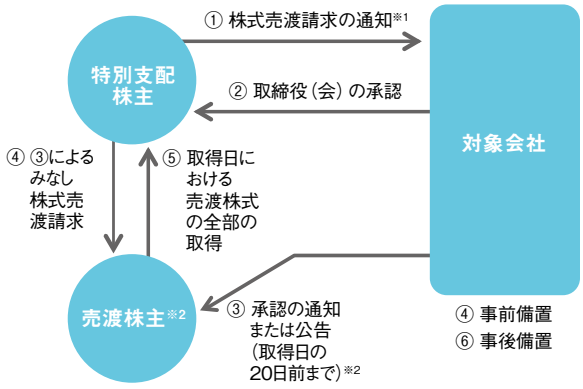

【売渡株主救済制度】
・株式売渡請求差止請求
・価格決定の申立て（取得日の20日前から前日までの期間のみ）
・売渡株式の取得無効の訴え

※1
• 対象会社の承諾を得た場合に限り取得日の前日まで撤回可能
• 対象会社の新株予約権者全員に対し売渡請求することも可
※2
• 対象会社が振替株式発行会社である場合のみ公告

すなわち、略式組織再編以外の組織再編についても、簡易組織再編の要件を満たす場合を除き、当該組織再編が法令または定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該行為をやめることを請求することができることが規定されました（会784の2、796の2、805の2）。

4. 詐害的な会社分割における分割会社の債権者保護のための規定の新設

本制度は昨今、詐害的な会社分割による会社財産の流出によって、分割会社に債務の履行を請求できる債権者の債権回収の可能性を不当に害する事例がみられるようになったことから新設されました（**図表5**参照）。

具体的には、分割会社が、承継会社等に債務の履行の請求をすることができない分割会社の債権者、すなわち承継会社等に承継されない債務の債権者（残存債権者）を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるようになりました（会759Ⅳ本文、761Ⅳ等）。吸収分割の場合には、吸収分割の効力が生じた時における吸収分割承継会社の善意が免責事由とされています（会759Ⅳただし書等）。

債務の履行責任は、分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をしたことを知った時から2年以内に請求または請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅することになります。会社分割の効力が生じた日から20年を経過したときも、同様です（会759Ⅵ、761Ⅵ）。

会社分割について異議を述べることができる不法行為債権者であって、分割会社に知られていないものは、分割会社と承継会社等の双方に対して債務の履行を請求することができることとなりました（会759Ⅱ、Ⅲ、764Ⅱ、Ⅲ）。

図表5　詐害的な会社分割

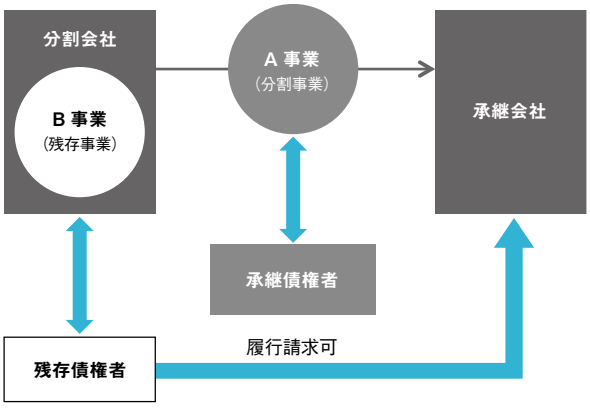

※ 分割会社が、承継会社等に債務の履行の請求をすることができない分割会社の債権者、すなわち承継会社等に承継されない債務の債権者（残存債権者）を害することを知って行った会社分割

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

【付録　改正会社法の要約】

項　目	内　　容
企業統治の在り方	
社外取締役の選任の義務付けの見送り	■社外取締役の選任の義務付けはしない。ただし、改正法の施行後２年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものと規定している（改正法附則 25）。 ■取締役に対して、定時株主総会における社外取締役を置くことが相当でない理由の説明義務が規定されている。すなわち、事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって、金融商品取引法第 24 条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社が、社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないとされている（会 327 の 2）。 ■監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）のうち、金融商品取引法第 24 条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社において、社外取締役が存しない場合には、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告の内容とすること、社外取締役の候補者を含まない取締役の選任議案を株主総会に提出する場合に「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会参考書類において説明することについての会社法施行規則の改正が予想される。
監査等委員会設置会社の創設	■定款の定めによって、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社（改正前の委員会設置会社の呼称を変更したもの）のほか、その過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を置く、監査等委員会設置会社となることができるようになった（会 326 Ⅱ）。
社外取締役等に関する規律の見直し	■親会社等・兄弟会社の関係者でないものであることが追加された（会２⑮ハ、ニ、⑯ハ、ニ）。 ■株式会社の関係者の近親者でないことが追加された（会２⑮ホ、⑯ホ）。 ■社外性要件に係る対象期間が就任前 10 年間における株式会社等との関係に限定された（会２⑮イ、ロ⑯イ、ロ）。 ■業務執行取締役・執行役または支配人その他の使用人でない取締役、すべての監査役は、責任限定契約を締結することができることになり、これに伴い責任限定限度額についても見直された（会 425 Ⅰ）。
株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）	■株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）について、監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化を図る会社法施行規則の改正が予想される。 ■内部統制システムの運用状況の概要を事業報告の内容に追加する会社法施行規則の改正が予想される。
会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定	■監査役設置会社において、株主総会に提出する会計監査人の選解任・不再任に関する議案の内容は、監査役（会）が決定する（会 344 Ⅰ、Ⅲ）。 ■監査等委員会設置会社についても、会計監査人の選解任等の議案の内容は監査等委員会が決定する（会 399 の２Ⅲ②）。 ■会計監査人の報酬の決定・同意権の所在についての変更はないが、権限行使の状況を監査報告または事業報告において開示する会社法施行規則の改正が予想される。
支配株主の異動を伴う募集株式の発行等	■募集株式の発行等により支配株主が異動する場合における、有価証券届出書を提出していない公開会社による通知（または公告）および一定割合の議決権を有する株主が反対したときの株主総会の決議が義務付けられた（会 206 の２Ⅰ～Ⅲ、244 の２Ⅰ～Ⅳ）。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは株主総会の承認は不要（会 206 の２Ⅳ、244 の２Ⅴ）。
仮装払込みによる募集株式の発行等	■発起人が設立時発行株式の払込金額の払込みまたはその出資に係る金銭以外の財産の全部の給付を仮装した場合には、仮装した払込金額の全額の支払または出資に係る金銭以外の財産の全部の給付をしなければならなくなった（会 52 の２Ⅰ）。 ■募集株式の引受人が募集株式の払込金額の払込みまたは金銭以外の財産の給付を仮装した場合には、払込を仮装した払込金額の全額の支払または金銭以外の財産の全部の給付をしなければならなくなった（会 213 の２Ⅰ）。この義務を免除するには、総株主の同意を要する（同条Ⅱ）。 ■出資の履行を仮装することに関与した取締役等も、同様の支払義務を負う。取締役等は、出資の履行を仮装したものを除き、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明すれば免責される（会 52 の２Ⅱ、213 の３Ⅰ）。 ■発起人または募集株式の引受人は、これらの義務が履行された後でなければ、出資の履行を仮装した募集株式について、株主の権利を行使することができない（会 52 の２Ⅳ、209 Ⅱ）。 ■募集株式の譲受人は、悪意または重過失があるときを除き、株主の権利を行使することができる（会 209 Ⅲ）。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

【付録　改正会社法の要約】　つづき

項　目	内　容
企業統治の在り方　つづき	
新株予約権無償割当てに関する割当通知	■ 新株予約権割当ての効力発生日後、遅滞なく、株主に対し割当通知をしなければならなくなった（会 279 Ⅱ）。 ■ 行使期間の末日が割当通知の日から２週間を経過する日前に到来する場合には、行使期間は、割当通知の日から２週間を経過する日まで延長されたものとみなされる（会 279 Ⅲ）。
親子会社に関する規律	
多重代表訴訟制度の創設	■ 株式会社の最終完全親会社等（会 847 の３Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）の総株主の議決権または発行済株式の 1%以上を有する株主は、特定責任に係る責任追及等の訴えの提起を請求することができることとされた（会 847 の３Ⅰ）。 ■ 特定責任とは、発起人等（会 847 Ⅰ）の責任の原因となった事実が生じた日において、最終完全親会社等およびその完全子会社等における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額の５分の１を超える場合における当該発起人等の責任をいう（会 847 の３Ⅳ）。 ■ 株式会社に最終完全親会社等がある場合において、特定責任を免除するときは、当該株式会社の総株主および当該最終完全親会社等の総株主の同意がなければ、免除することができない（会 847 の３Ⅹ）。 ■ 内部統制システムの内容に、当該株式会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制が含まれる旨が定められた（会 348 Ⅲ④、362 Ⅳ⑥、416 Ⅰ①ホ）。
株式会社が株式交換等をした場合における株主代表訴訟	■ 株主は、株式会社の株主でなくなった場合であっても、①当該株式会社の株式交換・株式移転により完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するときまたは②当該株式会社が消滅会社となる吸収合併により、存続会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するときには、会社法第 847 条第１項の責任追及等の訴えの提起を請求することができることとされた（会 847 の２Ⅰ）。 ■ 当該提起請求は、当該株式交換等の効力発生日までにその原因となった事実が生じたものに係る責任追及等の訴えに限り、その対象とすることができることとなる（会 847 の２Ⅰ）。
親会社による子会社の株式等の譲渡	■ 株式会社は、その子会社の株式等の全部または一部の譲渡をする場合であって、次のいずれにも該当するときは、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、当該譲渡に係る契約の承認を受けなければならなくなった（会 467 Ⅰ②の２）。 ①当該譲渡により譲り渡す株式等の帳簿価額が当該株式会社の総資産額（算定方法は法務省令で定める）の５分の１を超える。 ②当該株式会社が、当該譲渡の効力発生日において、当該子会社の議決権の総数の過半数を有しない。
子会社少数株主の保護	■ 個別注記表等に表示された親会社等との利益相反取引に関し、株式会社の利益を害さないように留意した事項、当該取引が株式会社の利害を害さないかどうかについての取締役（会）の判断およびその理由等を事業報告の内容とし、これらについての意見を監査役（会）等の監査報告の内容とする会社法施行規則の改正が予想される。
キャッシュ・アウト	■ 特別支配株主（株式会社の総株主の議決権の 10 分の９以上を直接または間接に保有する株主）は、当該株式会社の株主の全員に対して、当該株主の有する当該株式会社の株式の全部を現物対価により売り渡すことを請求することができるようになった（会 179 Ⅰ）。 ■ 全部取得条項付種類株式の取得について、事前・事後の備置、通知または公告等の情報開示手続が強化されるとともに（会 171 の２、172 Ⅱ、Ⅲ、173 の２）、その取得が法令または定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、差止めを請求することができるようになった（会 171 の３）。 ■ 株式の併合について、事前･事後の備置、通知または公告等の情報開示手続が強化されるとともに（会 182 の２、182 の６）、差止請求権（会 182 の３）および端数となる株式の買取請求権（会 182 の４）が認められた（会 182 の４）。
組織再編における株式買取請求等	■ 組織再編における株式買取請求等については、当該請求に係る株式が振替株式である場合等について、買取口座の制度が創設された（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正後の社債、株式等の振替に関する法律 155 等）。 ■ 株式買取請求に係る株式の買取りの効力発生日が、株式買取請求権が生ずる原因となる行為の効力発生日に統一された（会 117 Ⅵ、470 Ⅵ、786 Ⅵ等）。 ■ 株券が発行されている株式について買取請求する場合の手続が見直され（会 116 Ⅵ、469 Ⅵ、785 Ⅵ等）、株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度が創設された（会 117 Ⅴ、172 Ⅴ、179 の８Ⅲ、182 の５Ⅴ、470 Ⅴ、786 Ⅴ等）。 ■ 簡易組織再編・簡易事業譲渡の場合に、反対株主や、略式組織再編・略式事業譲渡の場合の特別支配会社は、株式買取請求権を有しないこととなった（会 469 Ⅰ②･Ⅱ②Ⅲ、785 Ⅱ②Ⅲ、797 Ⅰただし書･Ⅱ②・Ⅲ）。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

【付録　改正会社法の要約】　つづき

項　目	内　容
親子会社に関する規律　つづき	
組織再編等の差止請求	■略式組織再編以外の組織再編についても、簡易組織再編の要件を満たす場合を除き、当該組織再編が法令または定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該行為をやめることを請求することができるようになった（会 784 の 2、796 の 2、805 の 2）。
会社分割等における債権者の保護	■分割会社が、承継会社等に債務の履行の請求をすることができない分割会社の債権者、すなわち承継会社等に承継されない債務の債権者（残存債権者）を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるようになった（会 759 Ⅳ本文、761 Ⅳ等）。吸収分割の場合には、吸収分割の効力が生じた時における吸収分割承継会社の善意が免責事由とされている（会 759 Ⅳただし書等）。 ■債務の履行責任は、分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をしたことを知った時から 2 年以内に請求または請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅することになる。会社分割の効力が生じた日から 20 年を経過したときも、同様である（会 759 Ⅵ、761 Ⅵ）。 ■会社分割について異議を述べることができる不法行為債権者であって、分割会社に知られていないものは、分割会社と承継会社等の双方に対して債務の履行を請求することができるようになった（会 759 Ⅱ、Ⅲ、764 Ⅱ、Ⅲ）。
その他	
金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求	■要綱では、株主は、他の株主が金融商品取引法上の公開買付規制に違反した場合において、違反する事実が重大であるときは、当該他の株主に対し、違反により取得した株式についての議決権行使の差止請求をすることができることが示されていたが、改正法案では見送られた。
株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由	■現行法の株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由として、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるとき」（会 125 条 3 項 3 号、252 条 3 項 3 号）が削除された。
その他	■募集株式が譲渡制限である場合等の総数引受契約について、原則として、株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）を要することとなった（会 205 Ⅱ、244 Ⅲ）。 ■監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社について、当該定款の定めが登記事項に追加された（会 911 Ⅲ⑰）。 ■いわゆる人的分割をする場合、会社法 445 条 4 項の規定による準備金の計上は要しないこととなった（会 792、812）。 ■株式の併合をする場合、公開会社でない株式会社が定款変更により公開会社となる場合、新設合併等の場合における発行可能株式総数に関する規律が見直された（会 180 Ⅱ④・Ⅲ、182 Ⅱ、113 Ⅲ②、814 Ⅰ）。 ■特別口座の移管の制度が新設された（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正後の社債、株式等の振替に関する法律 70 の 3、127 の 8 の 2、133 の 2、169 の 2、198 の 2）。

【参考情報】
法務省民事局参事官室「会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明」（平成 23 年 12 月）
http://www.moj.go.jp/content/000082648.pdf
「会社法制の見直しに関する要綱」の概要
http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/accounting-financial-topics/pages/companies-act-201209.aspx
「会社法の一部改正に関する法律案」等の国会提出について
http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/accounting-financial-topics/pages/companies-act-201312.aspx

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
TEL：03-3266-7503（代表番号）

パートナー　和久　友子
tomoko.waku@jp.kpmg.com

シニアマネジャー　増田　靖史
yasushi.y.masuda@jp.kpmg.com

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IFRS Digest（2014.4-5）

有限責任 あずさ監査法人　IFRSアドバイザリー室

本稿は、あずさ監査法人のホームページ上に掲載しているIFRS Digest（www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/ifrs-digest）を部分的に抜粋、再編集した、2014年4月1日から2014年5月31日までの国際財務報告基準（IFRS）を巡る、国際会計基準審議会（IASB）、米国財務会計基準審議会（FASB）および企業会計基準委員会（ASBJ）の主な動向、ならびに欧州、米国および日本の監督機関におけるIFRSの導入・適用を巡る動向についての要約である。
さらに詳しい情報については、あずさ監査法人ホームページのIFRS Digest 14-4、IFRS Digest 14-5を参照のこと。

I IASB および欧州等の動向

IASB の動向

1. IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表（2014年5月28日）

IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。IFRS第15号は、IASBとFASBの共同プロジェクトの成果として公表されたものである。本基準は、包括的な単一の収益認識基準を開発することにより、財務諸表の作成を容易にするとともに、企業間の比較可能性を向上させ、財務諸表利用者により有用な情報を提供することを主な目的として開発された。

本基準の概要は以下のとおりである。

- 収益認識に関するグローバルな単一のフレームワークを提供する。
- 「支配」に基づくモデルである（IAS第18号「収益」における「リスク及び経済価値」という概念は、支配の移転を示す追加的指標の1つとされた）。
- 対価は、顧客に移転する財・サービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる金額で測定する。
- 収益認識の単位を契約における顧客との約束（履行義務）とし、これに関する詳細なガイダンスが設けられた。
- 履行義務を充足した時点で、または一定の期間にわたり履行義務を充足するに従って、収益を認識する。履行義務が一定の期間にわたって充足されるものであるか否かを判断するための要件が設けられた。
- 定量的、定性的な開示情報が拡充された。

IFRS第15号は、2017年1月1日以降に開始する会計年度から強制適用される。早期適用も認められる。

本誌特集トピック①「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』」、②「IFRSの収益認識基準（IFRS第15号）による実務への影響」参照。

2.「共同支配事業に対する持分の取得（IFRS第11号の改訂）」を公表（2014年5月6日）

IASBは、「共同支配事業に対する持分の取得（IFRS第11号の改訂）」を公表した。本改訂は、実務上会計処理にばらつきが生じていた、共同支配事業に対する持分を取得した場合の会計上の取扱いを明確化している。

本改訂の概要は以下のとおりである。

- 共同支配事業に対する持分を取得し、その共同支配事業の活動がIFRS第3号で定義する「事業」を構成する場合、企業は、IFRS第11号に整合する範囲で、IFRS第3号および他の基準書のすべての事業結合の会計処理に関連する原則を適用する。また、事業結合について求められる情報を開示する。
- IFRSを初度適用する企業は、過去の事業結合に関する免除規定を、事業を構成する活動を行っている共同支配事業に対する持分についても適用することが認められる。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

本改訂は、2016年1月1日以降に開始する会計年度から将来に向かって適用される。早期適用も認められる。

3.「減価償却及び償却の許容される方法の明確化（IAS第16号及びIAS第38号の改訂）」を公表（2014年5月12日）

IASBは、「減価償却及び償却の許容される方法の明確化（IAS第16号及びIAS第38号の改訂）」を公表した。本改訂は、有形固定資産の減価償却方法および無形資産の償却方法のうち、収益に基づく方法の取扱いを明確化している。

本改訂の概要は以下のとおりである。

- 収益に基づく減価償却は、通常、資産の消費以外の要因も反映するため、有形固定資産の減価償却方法として適切ではない。
- 収益に基づく償却は、無形資産の償却方法として適切ではないと推定される。ただし、以下のいずれかの限られた場合においては、この推定を覆すことができる。
  - 無形資産が収益の測定値として表現される場合
  - 収益が無形資産の経済的便益の消費と強い相関があることを証明できる場合
- 無形資産に固有の主要な制約要因（期間、生産量、収益等）に着目して償却方法を決定する考え方が示されている。

本改訂は、2016年1月1日以降に開始する会計年度から適用される。

4. 討議資料「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジのためのポートフォリオ再評価アプローチ」を公表（2014年4月17日）

IASBは、討議資料「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジのためのポートフォリオ再評価アプローチ」を公表した。ポートフォリオ再評価アプローチ（PRA）は、企業が行うダイナミックリスク管理の実態を財務諸表に忠実に表現することを目的とした全く新たな会計手法として提唱され、将来的には広範なリスク・業種への展開が模索されている（本誌会計トピック③「IASB討議資料の解説『動的リスク管理の会計処理』」参照）。

5. ウェブサイト上にリサーチ・センターを開設（2014年4月22日）

IASBは、ウェブサイト上にリサーチ・センターを開設したことを公表した。このリサーチ・センターは、IASBが今後2-3年で検討する予定の論点の認知度を向上させること、リサーチ・プロジェクトに従事する専門家のサポートを行うこと、および証拠に基づく基準設定を目指すために貢献することを主な目的としている。

リサーチ・センターのウェブサイトでは、現在実施されているリサーチ・プロジェクトを紹介するとともに、リサーチ・プロジェクトに情報を提供する方法や、学識経験者や会計事務所、大手企業、政府機関および基準設定主体からの出向者がリサーチや教育活動に参加するフェローシップ・プログラム制度などが紹介されている。

6. IASBと他の会計基準設定主体との憲章（2014年5月7日）

IASBは、IASBと他の会計基準設定主体との協力のあり方に関する憲章（Charter）「グローバルな財務報告基準の開発及び維持管理のための協働」を公表した。この憲章の目的は、IASBと、会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）に代表される他の会計基準設定主体との間の協力に関する主要な原則を定めることとされている。この憲章は、IASBと他の会計基準設定主体との間のコミットメントと期待に関する共通の理解を記述したものであり、拘束力のある取決めではない。

7. IASB鷲地理事、日本のIFRSの適用について言及（2014年5月22日）

IASBは、2014年5月21日に日経アジアン・レビュー誌に掲載されたIASBの鷲地隆継理事のレポート「国際的な会計基準は（経済）成長に不可欠」を公表した。鷲地理事は、レポートの中で、日本の資本市場の発展および日本企業の国際的な競争力の強化にIFRSの適用は不可欠であると述べている。

8. 最近開催されたIFRS関連の国際会議等

2014年4月1日から2014年5月31日までに開催された主な国際会議は以下のとおりである。

- IFRS財団評議員会（2014年4月10日、シドニー）
- 新興経済グループ（Emerging Economies Group, EEG）（2014年5月28-29日、モスクワ）
- IFRS財団会議（2014年5月29-30日、シンガポール）

欧州の動向

1. ESMAが執行決定データベース抜粋（第15回）を公表（2014年4月9日）

欧州証券市場監督局（European Securities and Markets Authority：ESMA）は、執行決定データベース抜粋（第15回）を公表した。この抜粋からは、EU加盟国の各規制当局等が、どのような会計処理がIFRSに準拠していると考えたか（ある

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

会計処理が基準書やIFRIC解釈指針で許容される範囲内か）を読みとることができる。ただし、ここで示された決定はIFRSの解釈を意味するものではなく、解釈を行う役割はIFRS解釈指針委員会にある点には留意が必要である（なお、日本公認会計士協会（JICPA）は、執行決定データベース抜粋の第14回までの仮訳を公表している）。

Ⅱ 米国の動向

米国証券取引委員会（SEC）の動向

1. SEC委員長、米国のIFRSの適用について言及（2014年5月20日）

SECのMary Jo White委員長は、財務会計財団（Financial Accounting Foundation, FAF）の会議のスピーチにおいて、米国のIFRSの適用について言及した。スピーチの中で、White氏は、IFRSの適用に対するこれまでの米国の取組みについて説明し、重要ポイントとして、(a) SECがIFRSを検討する際には、引き続き米国の投資家の利益を中心に考慮すること、(b) FASBは米国企業のための会計基準の最終的な会計基準設定主体であり続けること、(c) グローバルな会計基準の開発において米国が果たす役割が重視されなければならないこと、の3つの論点をあげた。

White氏はまた、「高品質で世界的に認められた単一の会計基準は米国の投資家にとって有益であり、その目標はSECのミッションと整合している」というこれまでのSECの考え方は現在も有効であり、この重要なテーマについてさらなる声明を発表することがSECの優先事項であると説明するとともに、近い将来、詳細について公表できればよいという希望を述べた。

FASBの動向

1. 非継続事業の定義を改訂するASUを公表（2014年4月10日）

FASBは、会計基準更新書（Accounting Standards Update; ASU）第2014-08号「非継続事業の財務報告及び企業の構成単位の処分に関する開示」を公表した。ASU第2014-08号の主な内容は以下のとおりである。

- 非継続事業の定義が変更され、構成単位（グループ）の処分のうち、企業の営業または財務成績に主要な影響を及ぼす戦略的な変更を表すもののみが対象となった。また、取得時に、売却目的保有に分類するための要件を満たす事業についても、非継続事業に該当する。
- 継続的関与を有している場合は非継続事業に該当しないという規定は削除された。ただし、継続的関与を有する非継続事業について一定の開示が求められる。
- 持分法投資の処分が非継続事業の定義に該当する場合は、非継続事業として報告することが求められる。
- 非継続事業に関する開示が拡充された。また、非継続事業としては報告されないものの個々に重要性のある構成単位の処分についても、一定の開示が求められる。

今回の改訂により、US GAAPの非継続事業の定義はIFRSの定義に近づくことになるが、会計基準は完全には共通化されていない。

2. 収益認識に係るASUを公表（2014年5月28日）

FASBは、会計基準更新書（Accounting Standards Update; ASU）第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。ASU第2014-09号は、FASBとIASBの共同プロジェクトの成果として公表されたものである。

本基準の概要については、Ⅰを参照。

Ⅲ 日本の動向

金融庁の動向

1. 指定国際会計基準の改正案の公表（2014年4月18日）

金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成21年金融庁告示69号）」等の一部を改正した。

これは、IASBが2013年12月31日までに公表した以下の国際会計基準について、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条に規定する指定国際会計基準（以下、指定国際会計基準）等として指定するものであり、公布の日である2014年4月18日から適用される。

- 国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」（2013年11月19日公表）
- 国際会計基準（IAS）第19号「従業員給付」（2013年11月21日公表）
- IFRSの年次改善（2010－2012年サイクル）（2013年12月12日公表）の公表に伴う基準の改正
- IFRSの年次改善（2011－2013年サイクル）（2013年12月12日公表）に伴う基準の改正

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

ASBJ の動向

1. IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2014 年 4 月 9 日、5 月 22 日）

ASBJ は2013年7月25日に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会（以下、作業部会）」を設置し、IFRSのエンドースメント手続を進めるための検討を行っている。

第11回の作業部会では、以下の事項について、関連するIFRSの規定を削除または修正した場合の文案に基づいて検討が行われた。

- のれんの非償却に関する論点の検討
- リサイクリングに関連する論点
  - 資本性金融商品の OCI オプションに関する論点の検討
  - 退職給付に関する再測定部分に関する論点の検討
  - 公正価値オプションを選択した金融負債の自己の信用リスクに関する論点の検討

第12回の作業部会では、公開草案の公表に向けて、仮に、のれんの非償却およびその他の包括利益のリサイクリングについて、IFRSの規定を「削除又は修正」するとした場合を前提として作成した公表文書のドラフトに基づいて検討が行われた。

2. 企業結合会計基準の改正に伴う四半期会計基準等の改正について（2014 年 5 月 16 日）

ASBJは、改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」および改正企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を公表した。

本改正では、2013年に改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下「2013年改正企業結合会計基準」という）において暫定的な会計処理の確定の取扱いが改正されたことに伴い、四半期会計期間に企業結合に係る暫定的な会計処理が確定した場合の取扱いについて改正が行われた。

本会計基準等の適用時期は、2013年改正企業結合会計基準の暫定的な会計処理の確定の取扱いに係る事項の適用時期と同様である。

3. その他の包括利益に関するショート・ペーパーの公表（2014 年 5 月 23 日）

ASBJは、「OCI は不要か？」というショート・ペーパーを公表した。

ASBJは、2013年12月に開催された会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議において「純損益／その他の包括利益及び測定」と題するペーパーを提示した。このペーパーに寄せられたコメント等を踏まえ、ASBJは、財務業績を報告するうえで当期純利益が果たすべき役割について国際的な議論に参画するための検討を続けている。

ASBJは、今回公表したショート・ペーパーにおいて、その他の包括利益（OCI）に関する主な議論を分析したうえで、有用な財務情報を提供する観点から、その他の包括利益の使用は必要であると結論付けている。

4. FASBとの定期会合

ASBJはFASBと定期的に（年に2回）協議を開催している。2014年3月末から4月初めにかけて第16回定期協議がノーウォークで開催された。今回の協議では、それぞれの活動の最新状況を確認するとともに、両会計基準設定主体が関心を有している以下の項目について議論が行われた。

- FASB が現在審議を行っている「金融商品」、「のれん」および「開示フレームワーク」
- IASB が現在審議を行っている「概念フレームワーク」、「リース」および「料金規制対象活動」
- ASBJ が現在実施している IFRS のエンドースメント手続

その他

1. リース事業協会、リースに係るIASBとFASB合同会議の審議に関する意見を公表（2014 年5 月 19 日）

公益社団法人リース事業協会（以下「リース事業協会」という）は、2014年3月に開催されたリースに係るIASBとFASB合同会議の審議およびその暫定合意に関して、「3月18日・19日開催のIASB・FASB合同会議の審議に対する意見」を公表した。

2014年3月のリースに係るIASB・FASB合同会議では、リースの借手については、すべてのリースをオンバランスすることを求めている。また、リースの分類について、IASBとFASBで異なる取扱いを求める暫定合意が行われた。

これに対し、リース事業協会は、公表文書の中で次の事項を主張している。

- 現行基準を維持したうえで、まずは開示の充実を図り、その適用後、オペレーティング・リースのオンバランスが必要であるならば審議を再開することを求める。
- 異なる 2 つのリース会計が存在する事態は避けるべきであり、異なる基準の公表は決して許容されるものではない。
- 仮に、3 月の暫定決定に基づく審議を継続する場合、両審議会は、再度、公開草案を公表するなどの適切なデュープロセスを踏むべきである。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

2. 自由民主党の日本経済再生本部、「日本再生ビジョン」を公表（2014年5月23日）

自民党の日本経済再生本部は、政府が2014年6月に改定予定の日本再興戦略に向けての提言をまとめた「日本再生ビジョン」を公表した。今回の提言は、2013年5月に同本部が自民党の成長戦略として公表した「中間提言」の改定版として位置付けられている。

日本再生ビジョンが掲げる7つの柱のうち、4.「日本再生のための金融抜本改革（5）『会計基準等、企業の国際化、ルールの国際水準への統一』」では、諸外国から日本国内への投資を促進するための戦略として、以下の4つの観点から、IFRSに関する具体的な提言がなされている。

- 会計における「単一で高品質な国際基準策定」への明確なコミットの再確認
- IFRS の任意適用企業の拡大促進
- JPX 新指数に採用された企業への働きかけ
- 東証上場規制における企業の IFRS に関する考え方の説明の促進、および「IFRS 適用レポート（仮称）」の作成

このほか、5.「起業大国No.1の実現（1）『起業大国実現の本気度を示す大玉政策』」において、日本基準では、のれんの償却が義務付けられていることについて、IFRSとの関係で競争力に問題が生じかねないとして、IFRSへの移行を促進するなどの問題解決を検討することが必要との提言もなされている。

なお、IFRS Digest は、次号から会計基準 Digest に名称を変更し、内容もリニューアルする予定です。会計基準 Digest では、日本基準、エンドースメントされた IFRS、IFRS および US GAAP のすべてをカバーした最新動向を簡潔に紹介する予定です。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS アドバイザリー室
TEL：03-3548-5112（代表電話）
azsa-ifrs@jp.kpmg.com
担当：加藤　邦彦、島田　謡子

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IASB 討議資料の解説「動的リスク管理の会計処理」

有限責任 あずさ監査法人
金融事業部　パートナー　大川　圭美
IFRSアドバイザリー室　シニアマネジャー　植木　惠

2014 年 4 月17日、国際会計基準審議会（IASB）は、討議資料「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（以下「DP」という）を公表しました。
本 DP は、企業が動的（ダイナミックな）リスク管理を行っている場合にその実態を財務諸表に忠実に表わすことを目的として、従来のヘッジ会計の枠組みとは異なる新たな会計処理を審議するために、広く意見を募集するものです。
本稿では、DP の公表に至った背景、提案されている会計アプローチの概略、意見が求められている主要な論点について、特に金利リスクの管理に関する観点より解説します。なお、文中の見解に関する部分は、筆者の個人的な見解であることを申し添えます。

大川（おおかわ）　圭美（たまみ）
有限責任 あずさ監査法人
金融事業部
パートナー

植木（うえき）　惠（めぐみ）
有限責任 あずさ監査法人
IFRSアドバイザリー室
シニアマネジャー

【ポイント】
- 2014 年 4 月17日、討議資料「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」が公表された。
- オープン・ポートフォリオを対象とした金利リスクに関する動的リスク管理の実態を表すために、現行のヘッジ会計の延長ではない、新しい会計処理であるポートフォリオ再評価アプローチ（以下「PRA」という）が提案されている。
- PRAのもとで、管理対象リスク・ポジションを管理対象リスクの変化に基づき再評価し、その変動は純損益に計上する。一方、リスク管理金融商品を純損益を通じて公正価値で測定する。ヘッジ活動によるリスク軽減が達成された部分は両者の影響が純損益上相殺される。
- PRAの適用範囲、強制適用の要否、企業がどのようにリスクを動的に管理しているのかを反映したキャッシュフローの見積り方法の採否など、26 の質問（本稿の本文中では“（Q番号）”で示している）に対して、コメントが求められている。コメント期限は 2014 年 10 月17日である。

I　DP 公表の背景

IASBは、IAS第39号を改善し簡素化するために金融商品会計基準の見直しプロジェクトを進めており、一般ヘッジ会計については、2013年11月に、IFRS第9号（2013年版）を公表しました。ヘッジ会計の改訂プロジェクトでは、よりダイナミックなリスク管理を行っている場合（マクロヘッジとも称される）にも対応する会計手法の開発を一般ヘッジ会計とは切り離し、「マクロヘッジ・プロジェクト」として別途検討していました。

2014年4月17日、IASBはDPを公表し、銀行が行う金利リスクの動的リスク管理に関する新たな会計処理の枠組みとして、PRAを提示し、その適用対象、適用上の論点、表示や開示に関して広く意見を募集しています。動的リスク管理自体は、銀行以外（たとえば保険会社）で行われる金利リスク管理や、事業会社での為替リスク管理やコモディティ価格リスク管理でも行われていますが、それらのリスク管理の実態を会計に反映させるための処理としてPRAが適当かどうかも意見聴取の対象になっています。コメントの締切りは10月17日です。

IASBは寄せられたコメントをベースに審議を行い、その後公開草案の公表、最終基準化というデュー・プロセスを踏む

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

予定です。最終基準化に向けてのタイムスケジュールなどの予定は公表されていません。

Ⅱ 銀行の金利リスク管理の特徴と、現行のヘッジ会計のコンセプトと問題点

1. 現行のヘッジ会計（IFRS9号を含む）の特色

ヘッジ会計は、企業のリスク管理活動から生じる取引の損益認識時点の不一致に対処するための特別な会計処理であり、企業はヘッジ会計の適用要件を満たす場合にのみ、ヘッジ会計を適用することを選択できます。また、ヘッジの種類に対応して、異なるヘッジ会計モデル（公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資ヘッジ）が適用されます。

ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジ対象およびヘッジ手段の両方が適格である必要があり、またヘッジ手段とヘッジ対象の紐付け指定が必要です。この紐付け指定は、十分に詳細に行わなければなりません。なお、現行のヘッジ会計においては、原則としてヘッジ会計の対象は個別契約をベースとする単位であり、その対象とヘッジ手段との関係を個別に特定する[1]静的なヘッジ関係を前提としています。このようなヘッジ会計の適用要件が設けられているのは、ヘッジ会計が、現行の会計基準の枠組みの中での特別規定であるところから生じていると考えられます。

2. DPが想定している「動的リスク管理」～銀行における金利リスク管理

IASBはPRAという会計処理モデルを考えるにあたり、次のような金利リスクの動的管理を前提にしています。

- 個々の契約ベースではなく、ポートフォリオ・ベースで金利リスクを管理しており、ポートフォリオを構成する要素（たとえばローンや有価証券による運用、あるいは資金調達）は継続的に増加または減少し、日々残高が変化します（オープン・ポートフォリオ）。
- 変化するオープン・ポートフォリオの純額リスク・ポジションをモニターし、それに対応してリスク管理金融商品（たとえば金利スワップ）を増減させることで、リスク管理を行っています。
- 純額利息収益を安定させることをリスク管理の目的とする場合には、管理対象のオープン・ポートフォリオを構成する変動金利要素と固定金利要素間のミスマッチをリスク管理金融商品で削減する（ヘッジ活動によりリスク軽減を行う）管理が行われています。
- リスク軽減活動は通常すべてのリスクを除去するのではなく（つまり、フル・ヘッジではない）、市場の動向やリスクと収益との見合いで、一定範囲に管理対象リスクをコントロールするように行われます。

動的リスク管理活動には、リスクの識別、分析およびヘッジを通じてのリスク軽減という3つの要素が含まれます。

3. 動的リスク管理に現行のヘッジ会計を適用する場合の問題点

動的リスク管理を現行のヘッジ会計の枠組みで会計上反映するためには、リスク管理上は個別に紐付けしていないヘッジ手段とヘッジ対象を会計上仮想的に紐付けし、オープン・ポートフォリオを期間の短いクローズド・ポートフォリオとして扱い、かつ、ヘッジ会計の指定解除と新たな指定を繰り返すことでヘッジ会計を連続的に適用する必要があります。あるいは、IAS第39号に規定される金利リスクのポートフォリオ公正価値ヘッジにおいては純額ポジションのヘッジ指定は認められていないため、リスク管理上はポジションを純額ベースで管理するものの、ヘッジ会計を適用するために、会計上は総額ベースでヘッジ対象として指定する必要があります。

しかし、このような運用は、ヘッジ関係を継続的に追跡（トラッキング）し、ヘッジ指定解除に際しては公正価値ヘッジにより発生するヘッジ対象の帳簿価額調整（ベーシス調整）を償却するとともに、既存ポジションを新たにヘッジ対象に組み入れる指定を行う場合には当該時点におけるヘッジ対象の公正価値と帳簿価額との差額の処理を行う必要があり、実務的に過度に煩雑であり、結果としてヘッジ会計の適用が困難な場合があります。

さらに、ヘッジ会計を適用するうえで、IFRS第9号はヘッジ対象の適格性に関して制限を設けているため、以下の点で、銀行における金利リスクの動的リスク管理の実態を一般ヘッジ会計の枠内で会計処理しようとすることは難しいと考えられています。

- 要求払預金（負債）の公正価値は、その個々の契約条項に着目し、要支払額未満では認識できないため（IFRS 第 13 号第 47 項）、会計上は要求払預金は公正価値変動リスクを負っていないものとされています。このため、一般ヘッジ会計の公正価値ヘッジの枠組みでは適格なヘッジ対象とはなりません。一方、ポートフォリオ全体としては市場金利の変動にあまり反応しない一定部分（コア要求払預金、と呼ばれる）が、長期間にわたり存在します。そのため、銀行でのリスク管理上は、コア要求払預金は固定金利負債のように取り扱われることがあります。

1 IAS 第 39 号に規定されるポートフォリオ公正価値ヘッジは例外的取扱いと考えられています。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

- ヘッジ対象として指定できるのは契約上のキャッシュフローと同じか小さくなければならず（IFRS 第 9 号 B6.3.21）、このため、たとえば約定金利が LIBOR－x％の場合に LIBOR 部分のみをヘッジ対象として指定することは禁じられています（いわゆる Sub-LIBOR 制限）。一方、銀行のリスク管理上は、約定金利が LIBOR＋x％でも LIBOR－x％でも、LIBOR 部分をヘッジ対象として捉える事が一般的です。
- 会計上の資産・負債の定義を満たさないものは、会計処理の結果その価値変動を資産・負債として認識するような処理を行うことは原則としてできません。このため、ヘッジ会計の下では、既認識資産・負債と確定約定のみが公正価値ヘッジの対象になります。一方、ポートフォリオ・ベースで動的リスク管理を行う際には、その対象がすでに存在する権利・義務なのか、いまだ権利・義務には至っていないのか（例：パイプライン取引[2]）を識別せず、管理するケースがあります。

Ⅲ PRA の概略

1. PRAのコンセプト

DPで提案されているPRAとは以下のようなアプローチです。

A）リスク管理対象のポートフォリオから生じる純額のオープン・リスク・ポジションを表す予想キャッシュフローを、管理対象リスクの変化に基づき再評価（割引現在価値を算定）し、再評価差額を純損益に計上する。
B）リスク管理金融商品としてのデリバティブは公正価値で測定し、その変動差額も純損益に計上する。
C）動的リスク管理の対象となったリスク・エクスポージャー以外の部分（金利リスク以外の、たとえば信用リスクなど）は、他の適用される会計基準に準拠した会計処理を行う。

この結果、リスク管理対象のポートフォリオに対する、リスク管理金融商品のリスク軽減効果は、純損益レベルで両者の再評価差額が相殺される形で財務情報に反映されます。

2. PRAの適用上の論点

PRAでは、管理対象リスク・ポジションを管理対象リスクの変化に基づき再測定するため、(1) 評価のベースとなる管理対象リスクの特定と (2) 将来キャッシュフローをどのように見積もるかが基礎的な論点となります。また、DPは、(3) PRAを動的リスク管理対象全体に適用するか、リスク軽減の対象にのみ適用するかついても検討しています。さらに、リスク管理の実態に鑑み、(4) 管理対象ポートフォリオに含める取引の範囲を決定し、(5) リスク管理上の仮定を会計上も反映すべきかについても検討しています。以下、各論点の詳細を説明します。

（1）管理対象リスクの特定

DPでは、金利リスクを管理対象リスクとする場合に再評価を以下のように計算することを提案しています。

A）管理対象の金利リスク･エクスポージャーを表すキャッシュフロー（分子）を、当該リスクをあらわす現在の金利（分母）で割り引く。
B）関連する金利エクスポージャーが固定か変動かにより、分子であるキャッシュフローを以下のように算定する。
　（ア）固定金利エクスポージャーの場合：当初認識時点での管理対象リスクの金利水準を基礎とし、その後変動しない。
　（イ）変動金利エクスポージャーの場合：再測定時点での管理対象リスクの金利水準を基礎とし、キャッシュフローは、フォーワード・カーブと現在の金利期間についての直近の改定を用いて毎期更新される。
C）分母となる割引率は、再測定時点での金利水準を表して、常に更新される。

たとえば、管理対象ポートフォリオにローンが含まれている場合、PRAの下での当該ローンの再評価は、ローンの表面金利を対象にするものではありません。ローンの表面金利がベンチマーク金利（たとえばLIBOR）と顧客マージン（信用リスク・スプレッド）とで決定されているような場合でベンチマーク金利を管理対象リスクとする場合、予想キャッシュフローはベンチマーク金利部分をベースにします。顧客マージンはIFRS第9号に基づき、たとえば償却原価で会計処理されます（再評価の対象にはなりません）。

PRAでは、前述のように管理対象リスクを特定した上で再評価のためのインプット（分子および分母）が決定されるため、管理対象リスクの特定が問題となります（**図表1**参照）。

① 資金調達金利vs価格設定金利

リスク管理部門（以下「ALM」という）が管理責任を負う管理対象金利リスクは、資金調達金利と運用金利のミスマッチから生じます。資金調達金利と融資を通じた運用金利（顧客に提示するベース金利である価格設定指標に、必要なマージン等を調整して決定される）の関係性は**図表2**のように単純化して示すことができます。調達と運用の金利改定におけるミスマッチにより発生するリスクが、ALMの管理対象リスクになる管理実態に鑑みれば、管理対象リスクは資金調達金利であり、このため、PRAの再測定も市場における資金調達指標（LIBORなど）をベースに行うべきと提案されています（Q11、Q14）。

2 パイプライン取引とは、たとえば住宅ローンなど、店頭で金利表示される固定金利商品であるものの、いまだローンの実行には至っていないものを指します。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

図表1　PRAの下での管理対象リスクに基づく再評価

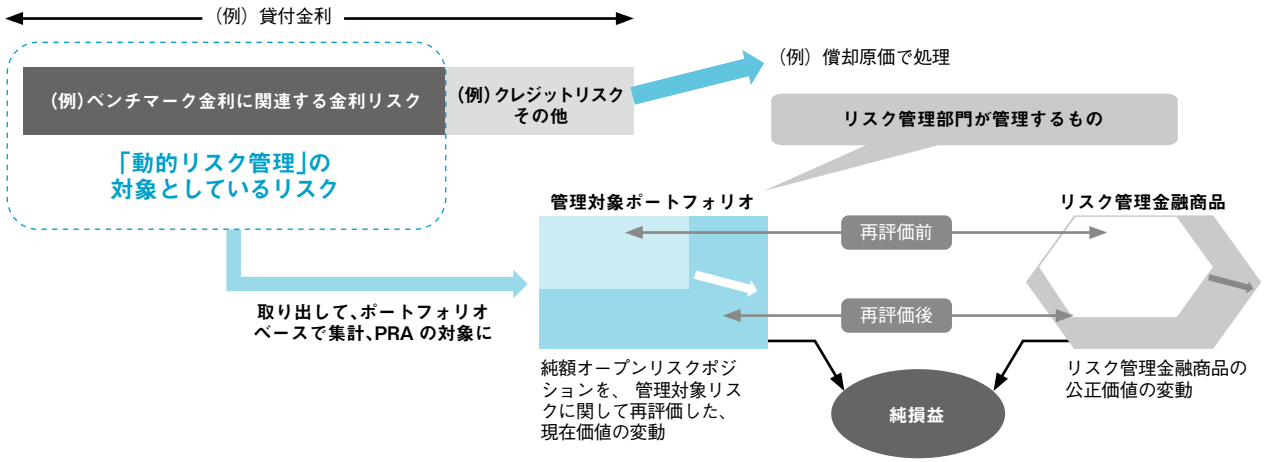

図表2　資金調達指標 vs 価格設定指標～運用金利の内訳とALMの管理対象リスク

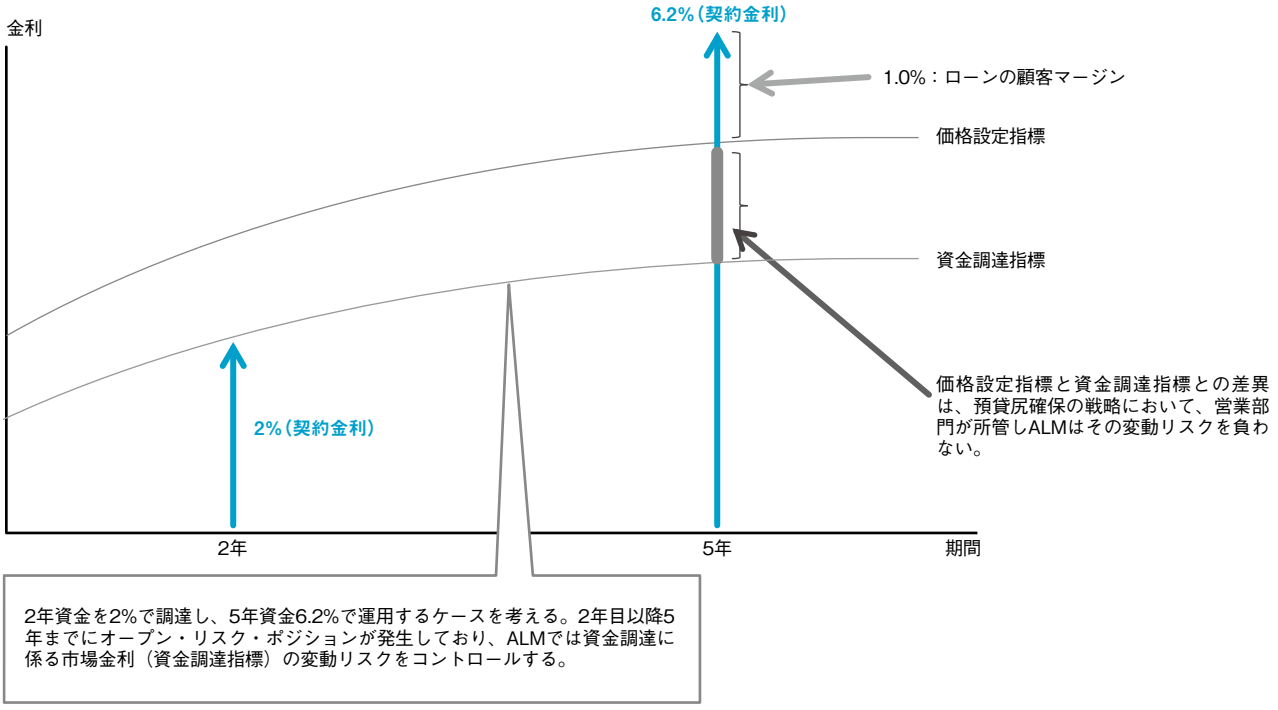

② 移転価格の利用

さらにDPでは、対外的には存在しない、行内でのみ使用される移転価格（行内仕切レート）を管理対象リスクと見なし、PRAを適用することが1つの案として提示されています(Q12)。**図表3**は行内仕切レートと資金調達指標との関係を示しています。

行内仕切りレートを使用することは、実務上の簡便法として有用かもしれませんが、金融機関ごとに、移転価格に含める内部マージンや追加要素が異なるため、これは市場で観察可能な資金調達指標に完全に連動するわけではありません。このため、移転価格をPRAの下で認めるべきかについては議論のあるところだと考えられます。DPは移転価格を使用する場合に考え得る3つのアプローチを示しています（**図表3**参照）。

(2) 将来キャッシュフローの見積り

DPではポートフォリオを会計単位と考えることで、動的リスク管理の実態を再評価に反映する実務上運用可能な方法を検討しています。これはまた、伝統的なヘッジ会計で契約単位を会計単位とすることから生じるいくつかの制限の影響を、動的リスク管理の会計処理に影響させないように構築する試みでもあると考えられます。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

図表3　移転価格とPRAへの適用における3つのアプローチ

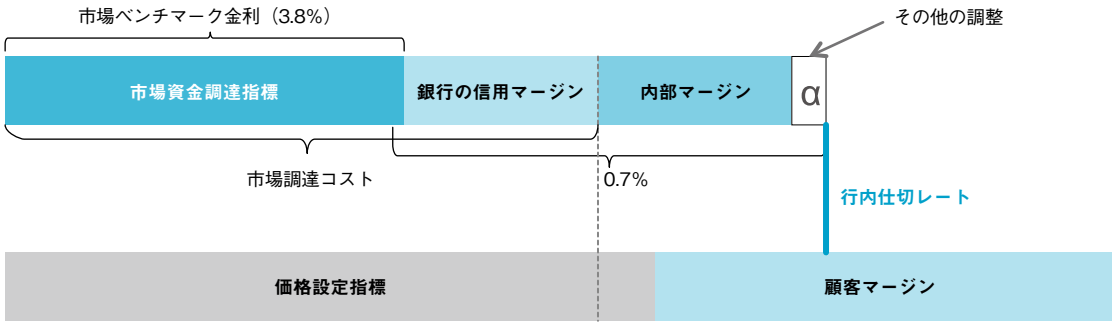

	キャッシュフロー（分子）	当初割引率（分母）	事後の割引率（分母）
市場資金調達指標（他の移転価格スプレッドを除外）	3.8%	3.8%	再評価時の市場資金調達指標
キャッシュフローは移転価格、割引率は市場資金調達指標（Day1の評価差額の処理が必要）	4.5%	3.8%	再評価時の市場資金調達指標
キャッシュフローは移転価格、割引率は市場資金調達指標＋当初移転価格スプレッド（固定）	4.5%	4.5%	再評価時の市場資金調達指標＋0.7%

図表4　Sub-LIBOR 商品のリスク管理とPRAでの取扱い

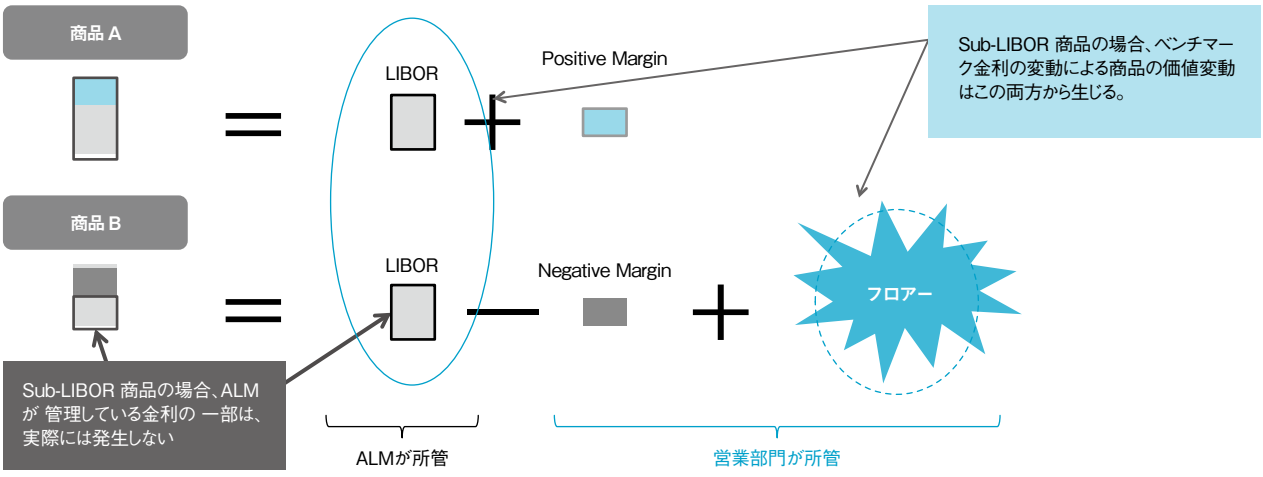

	アプローチ 1	アプローチ 2	アプローチ 3
PRAの対象 キャッシュフロー	対顧契約金利（LIBOR-20bp）		ベンチマーク金利（LIBOR）
現在価値の引直しに用いる割引率	ベンチマーク 金利（LIBOR）	ベンチマーク金利＋契約上の負のスプレッド（LIBOR-20bp）	ベンチマーク金利（LIBOR）

① Sub-LIBOR商品の取扱い

PRAは新たな会計アプローチであり、IFRS第9号の一般ヘッジ会計のSub-LIBOR制限（本稿Ⅱ．3参照）にかかわらず、ALMが管理する金利（たとえばLIBOR）を切り出して再評価することを提案しています（Q10）。この時、PRAの下で再評価の対象になるキャッシュフローは、LIBORベースのキャッシュフローであり、割引率にもLIBORを使用することが提案されています（アプローチ3、図表4参照）。さらに、商品に組み込まれたフロアー（金利が負値とならないようにするためのもの）はALMの管理対象外であるため、PRAの対象になる管理対象ポートフォリオには含めず、したがって再評価の対象にしないことが提案されています（Q10）。しかし、銀行がさ

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

らされているリスクという意味ではLIBORの変動による価格変動はフロアー部分からも生じるため、ALMによるリスク管理の対象には含まれていないものの、フロアー部分をPRAの下での再評価の対象とする考えも提示されています。

② 期限前償還商品

期限前償還リスクは金利の動向に大きく影響を受けるため、通常は金利リスクの一部であると考えられています。しかし、動的リスク管理においては、個々の金融商品（たとえば個々の住宅ローン契約）の期限前償還を見積もるのではなく、ポートフォリオ（住宅ローンポートフォリオ）全体に対して期限前償還がどのように起こるかの予測（行動予測）に基づきキャッシュフローを見積もります。つまり、経験上10%の期限前償還が予想される場合に、どの住宅ローンにいつ期限前償還が起きるかを特定せず、ポートフォリオ全体を1つの単位として、10%の期限前償還キャッシュフローを見積もります。このようなキャッシュフローの見積りおよびその継続的な修正を通じて、期限前償還の影響をPRAの下で再評価に反映することができると考えられます（Q6）。

期限前償還リスクがどのようにリスク管理されているかで、PRAの下で考慮すべき期限前償還リスクの再評価差額への反映方法が異なると、DPでは考えられています。期限前償還リスクが行動予測に基づいて見積もられるキャッシュフローをベースに管理されている場合には、行動予測を反映したキャッシュフローの修正を通じて、再評価差額に反映します。一方、見積りの不確実性のため、また、いわゆる片側リスク（相場等が不利な方向に動くリスク）をヘッジする目的で、企業がオプション性のあるリスク管理金融商品（スワップションやオプション）を用いて管理対象ポートフォリオの期限前償還をヘッジする場合があります。そのような場合、管理対象リスク・ポジションについても内在する期限前償還オプションの再評価を通じて期限前償還要素の価値の影響を会計上反映させることができると考えられています。

なお、DPでは、個別紐付けをベースにする一般ヘッジで使用されている評価方法（管理対象片側リスクが生じている場合にのみ評価するという方法）をPRAで採用することは、その動的管理実態ゆえに困難であるとしています。

③ コア要求払預金

不特定多数の預金者が相当期間にわたり銀行に要求払預金口座を維持する場合、ポートフォリオ・ベースでは、要求払預金の残高の一部分は、経験的に市場金利の変動にはほとんど反応せず、長期的に銀行に預けられ続けます。この「コア要求払預金」としての特性を有する部分については、銀行は長期固定金利の調達とみなし、実質的に金利リスクが存在するものとしてリスク管理の対象としています。このようなリスク管理上で銀行が考えている特性を捕捉する「みなしポートフォリオ（複製ポートフォリオという）」を作成し、これをPRAの下で管理対象ポートフォリオとして再測定の対象に含めることが検討されています。

（3）PRAの適用範囲

DPでは、PRAの適用対象を決定するに際し、どのような情報に焦点を当てるかを検討し、さらにPRAを強制適用すべきかについても意見を求めています。

① 動的リスク管理vsリスク軽減

動的リスク管理に焦点を当て動的リスク管理活動の全体像を捉えるモデルとしてPRAを適用するか、あるいは、リスク軽減効果に焦点を当てリスクを識別・分析するだけでなくヘッジを通じたリスク軽減の対象とする場合に限定して動的リスク管理を捕捉するモデルとしてPRAを適用するかにより、PRAの適用対象となる予想キャッシュフローが大きく異なります。たとえば、ある銀行が金利リスクを動的に管理しているケースを考えます。銀行には3つのサブポートフォリオがあり、そのすべてを対象に金利リスクの識別および分析を行っているものの、銀行のリスク管理上2つのポートフォリオのみを対象に純額のオープン・リスク・ポジションに100%のリスク軽減を行っている場合を考えます。

（i）動的リスク管理に焦点を当てる場合

銀行の3つのサブポートフォリオのすべてがPRAの下で再測定の対象になります。この結果、純損益の金額は、ヘッジを通じたリスク削減効果をもたらさない「意図的にヘッジを行わない部分」と「ヘッジしたものの相殺効果がない部分（非有効部分）」の両方を示すことになります。

（ii）リスク軽減効果に焦点を当てる場合

実際にヘッジによってリスク軽減を目的としている2つのサブポートフォリオに対してPRAに基づく再測定を行うことが行われます（サブポートフォリオ・アプローチ[3]）。この場合、（i）とは異なり、「意図的にヘッジを行わないポートフォリオ」から金利リスクの再評価差額が計算されることはなくなります。

何を財務情報の目的とするかにより、目的適合性の高い適用範囲が異なることになります（**図表5**参照）。

② 強制適用vs任意適用

DPは、動的リスク管理を行っている場合にPRAを強制適用

3 DPは、動的に管理されているポートフォリオの比例部分に対してPRAに基づく再測定を行う比例的アプローチも提案していますが、本解説では説明を省略しています。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

とするか選択可能な会計基準とするかについても、意見を求めています。**図表6**のように、比較可能性についてそれぞれ異なる利点があるものと考えられます。

(4) 管理対象ポートフォリオに含める取引の範囲（境界問題）

① パイプライン取引とエクイティ・モデル・ブック

動的リスク管理の手法の中には、パイプライン取引を含めて金利リスクを管理する手法や、資本に対して利息に類似する目標リターンを設定し、それを金利リスク管理の目標とするリスク管理手法（エクイティ・モデル・ブック）があります。リスク管理の対象に含まれているものの、いずれの取引も会計上の資産・負債の定義に照らすと概念上の問題があり[4]、これらを予想キャッシュフローに含めPRAの対象とすべきかについて、コメントが求められています（Q4）。なお、パイプライン取引以外の予定取引は、経済的強制（契約が成立していないものの、その実行を回避しようとすると重大な経済的不利益を被るために、実質的に契約が成立しているかような拘束力が生じていることを言う）があったとしても、金利の変動による評価差額を認識する契約上の権利や義務（あるいは推定的義務）がないため、金利の変動に関する再評価リスクは生じず、PRAの対象ではないとされています。

② PRA対象と対象外との間の移動

DPは、ポートフォリオに含まれるべき対象取引の契約当事者になった時点で管理対象ポートフォリオに含め、かつ、管理対象ポートフォリオからの移動は認めるべきではないと提案しています（Q22&23）。リスク軽減に焦点を当てる適用対象が採用される場合、取引の契約当事者になったときよりも後でヘッジの対象となり、PRAの対象に含まれる事態が生じます。また、リスク軽減対象から外れた場合には、PRAの対象から除外する必要があります。このため、対象または対象外になった場合に評価額をどのように会計処理すべきかという問題が生じることになります。

(5) リスク管理上の仮定の会計への反映

① ボトム・レイヤー・アプローチと比例割合アプローチ

金利リスクの動的管理において一般的に採用されているボトム・レイヤー・アプローチとは、契約上期限前償還可能な商品（たとえば住宅ローン）ポートフォリオのうち、契約上の満期の前に期限前償還されない部分とされる部分とを仮想的に分断し、期限前償還されない部分（ボトム・レイヤー）のさらに一部をヘッジ対象として指定する方法です。ボトム・レイヤーが最後まで期限前償還されずにヘッジ手段と見合っている場合には、リスク管理は成功していると考えられます。リスク管理上採用されているこのアプローチを会計上そのまま採用し、期限前償還はボトム・レイヤー部分からは生じないという仮定に基づきPRAを適用する手法を、DPは問題視しています。ポートフォリオを期限前償還リスクにより階層化して管理対象エクスポージャーを決定するという手法を通じて期限前償還リスクを管理しているにもかかわらず、リスク軽減に焦点をあててPRAの適用対象を決定するアプローチにおいてはその実態をPRAの下で会計上反映できないためです。また、実際のリスク管理上はボトム・レイヤーの部分は固定化されているわけではなく、金利リスクの変動とともに見直され、それにともないリスク管理金融商品の変更も機動的に行われます。このようなリスク管理の変更を会計上反映するためには、水準の変更に伴う修正部分のトラッキングと償却が必要になると考えられます。このトラッキングと償却は、PRAの対象をリスク軽減効果がある部分に焦点を当てる場合には、避けられない論点です。同様のトラッキングと償却の問題が、たとえば、比例割合に基づきヘッジを行う場合にもあてはまります（Q7）。

図表5　PRAの適用範囲

動的リスク管理に焦点	リスク軽減に焦点
バンキング勘定全体に適用	サブポートフォリオ・アプローチ

図表6　PRAの強制適用 vs 任意適用～それぞれの利点

強制適用	任意適用

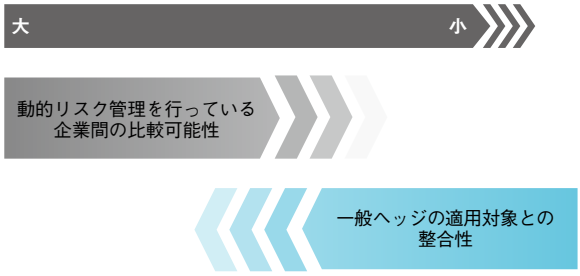

4　パイプライン取引については、契約締結には至っていないものの、広告利息での貸出であるという性質から、「推定的義務」に該当するため、概念フレームワーク上の負債に該当するという考えもあるとされています。しかし、推定的義務と経済的強制（負債の定義を満たさない）との線引きは難しく、このため、管理対象ポートフォリオに含めるべきパイプライン取引に一定の要件を設定すべきかという問題が生じる可能性があります。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

② リスク限度

企業はリスク限度（企業が許容するリスク水準の閾値）を設定し、リスク・ポジションがその範囲内である限りにおいては、動的リスク管理が成功しているとするリスク管理手法を採用する場合があります。DPでは、リスク限度の範囲内では純損益におけるボラティリティが存在しないという考えを会計上も採用することには否定的な見解が示されています（Q8）。これはリスク限度が大きい（より大きなリスクを抱え込む可能性がある）ほど、純損益のボラティリティが少なくなるという直感に反する結果をもたらす可能性があるためです。

3. 新たな表示および開示

（1）表示および開示

DPは、PRAを適用し動的リスク管理の実態をよりよく反映するために、財政状態計算書での3つの表示案と、包括利益計算書での2つの表示案を提示しています（Q18）。

また、企業の動的リスク管理およびPRAがどのように適用されたかについて、財務諸表利用者の理解に資す開示が提案されています（Q20）。PRAの適用範囲が限定的である場合には、動的リスク管理状況に関する開示が、比較可能性を確保するために必要だと考えられます。PRAの適用対象のみを開示対象とする限定的な開示から、動的か静的かにかかわらずすべてのリスク管理対象を開示対象とする開示までが提示されており、適切な開示に関する意見を求められています（Q21）。

（2）内部デリバティブの表示

銀行では、ALMがオープン・ポジションのリスク管理を行う場合、トレーディング部門と締結する内部デリバティブを用いることが一般的です。PRAの下では、内部デリバティブはALMからトレーディング部門へのリスク移転を示し、相殺消去せず、グロスアップして表示することで、より動的リスク管理の実態を表すと考えています（Q19）。これは、現行のヘッジ会計（IAS第39号およびIFRS第9号）で内部デリバティブをヘッジ手段としては不適格として、外部デリバティブとの紐付けの証明を求める規定とは異なる考えです。**図表7**では、トレーディング部門が内部デリバティブの外部化をしている場合のバンキング部門（ALMを含む）とトレーディング部門とでそれぞれ計上される純損益を示しています。一方、現行のヘッジ会計では、この内部デリバティブは相殺消去され、外部スワップ #1がヘッジ手段として会計上指定される必要があります。

4. その他の論点ーその他の包括利益（OCI）を通じてのPRA

PRAの適用範囲として動的リスク管理に焦点を当てる場合には、ヘッジされていない純額オープン・リスク・ポジションの再評価差額が純損益に計上され、純損益のボラティリティが増大する可能性があります。このリスク軽減対象ではないリスク・ポジションから生じる再評価差額による純損益のブレは目的適合的な情報ではないという意見もあります。DPでは、再評価差額とリスク管理金融商品の公正価値測定に係る変動損益とを合わせて、純損益ではなく、OCIに計上する代替案を

図表7　表示　内部デリバティブの利用　～外部化を行う場合

トレーディング部門では、内部デリバティブを外部化（スワップ#1）するとともにトレーディング・ポジション（スワップ#2）を締結

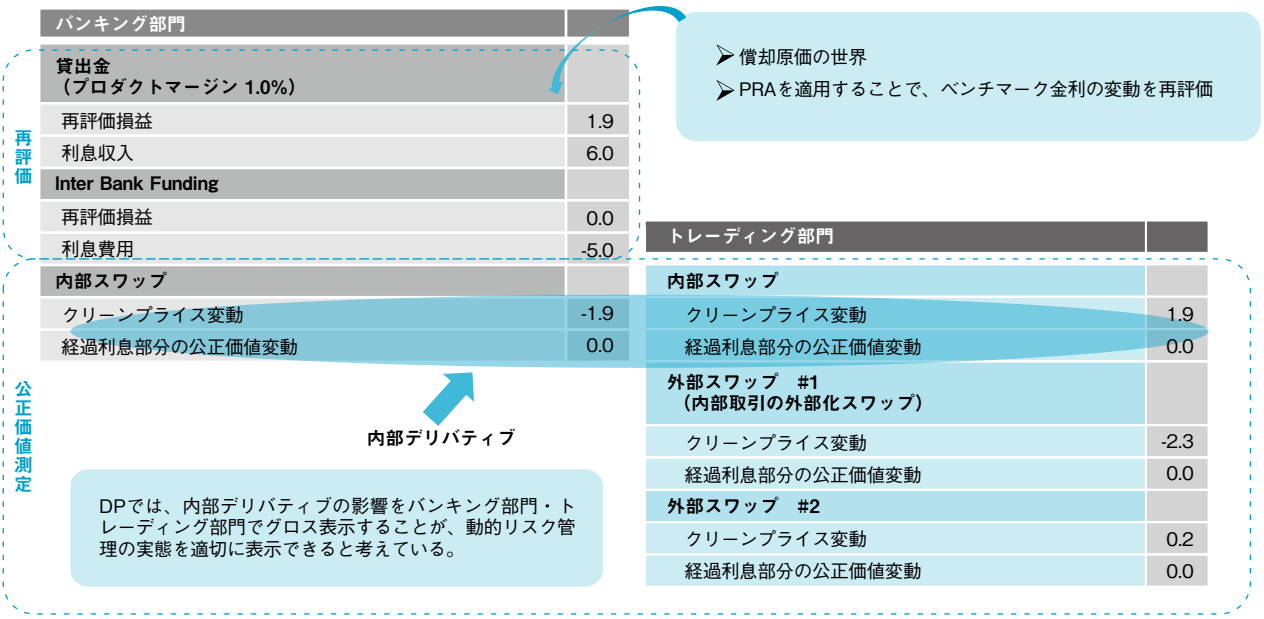

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

提示して、意見を求めています（Q21）。しかし、この代替案を採用する場合には、内部デリバティブの取扱い（内部デリバティブをバンキング部門とトレーディング部門とでグロスアップすること）の変更または再検討が必要となる可能性があります。また、管理対象エクスポージャーの売却や終了時にOCIから純損益へのリサイクルの問題が生じる可能性があり、そもそも概念フレームワークに照らしてOCIの利用が適切かどうかという論点も解決していかなければなりません。

【参考情報】
「IASB『IFRS 第９号（2013年版）とヘッジ会計の改訂』」
（KPMG Insight Vol.5/Mar 2014）

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
金融事業部
パートナー　大川　圭美
TEL：03-3548-5102（代表番号）
tamami.okawa@jp.kpmg.com

有限責任 あずさ監査法人
IFRSアドバイザリー室
シニアマネジャー　植木　恵
TEL：03-3548-5112（代表番号）
megumi.ueki@jp.kpmg.com

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

投資法人に関する制度改正による税務上の影響

KPMG 税理士法人　トランザクションアドバイザリーグループ
パートナー　竹宮　裕二
シニアマネジャー　半田　太一

J-REIT（日本版不動産投資信託）は発足より10年以上の年月が経過し、安定的なキャッシュ・フローを生み出す金融商品としての役割を果たしてきましたが、一方でリーマンショックを契機とする世界的な金融市場の混乱時においては、資金調達手段の制約等財務上の課題が顕在化し、投資法人の資金繰りや投資口の価格に大きな影響を及ぼすことにもなりました。これを受けて、平成25年6月19日に公布された投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という）の改正において、資金調達・資本政策手段の多様化として、自己投資口の取得やライツオファリングの導入や、投資法人の投資対象の拡大として海外不動産の取得等の骨組みが作られ、平成26年4月25日に金融庁より平成25年投信法改正に係る政令・内閣府令案等に基づき詳細が公表されました。

本稿では、主に投資法人の運用に携わる運用会社の皆様ならびにJ-REIT市場関係者の皆様向けに、上述の投信法の改正および政令・内閣府令の改正案[1]に関する投資法人における税務上の影響および近年における投資法人に関する税制改正の実務における留意点等を述べていきます。なお、本稿は寄稿時点（平成26年6月6日現在）において公表されている投信法改正に係る政令・内閣府令案（平成26年4月25日付）を基に記載をしており、その後の変更の反映はしておりませんのでご留意ください。なお、文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

竹宮（たけみや）　裕二（ゆうじ）
KPMG 税理士法人
トランザクションアドバイザリーグループ
パートナー

半田（はんだ）　太一（たいち）
KPMG 税理士法人
トランザクションアドバイザリーグループ
シニアマネジャー

【ポイント】

- 投信法政令・内閣府令案の公表により、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化（自己投資口の取得機会の拡大、ライツオファリングおよび無償減資の導入）に関する詳細、ならびに投資法人が海外不動産投資を行う際に50%以上の議決権を保有することができる海外ビークルの要件の詳細が明らかにされた。当該投信法等の改正に伴う投資法人の課税の特例を受けるための導管性要件への影響やその他投資法人特有の税務論点に留意する必要がある。
- 平成26年度の税制改正において、投資法人の合併により正ののれんが生じる場合において、正ののれんの償却費の70%相当を配当可能利益の金額から控除することにより、90%超配当要件を満たすべく手当てがされている。一方で依然として正ののれんの償却や減価償却超過を起因とした税会不一致による一定の課税が生じるリスクに留意する必要がある。
- インフラ資産を投資対象とする投資法人の創設に向けて投信法等の改正が進められている。一方、税法上は平成26年度の税制改正において新たに資産割合要件が導入されている。
- 平成26年の税制改正大綱において、投資法人税制のさらなる安定に向けて、税会不一致の解消のための検討が行われることが示された。

1　施行予定期日は平成26年12月1日とされています。

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

I 資金調達・資本政策手段の多様化

1. 自己投資口の取得

(1) 改正の内容

これまで投資法人における自己投資口の取得は、合併より承継する場合や、無償で取得する場合などに制限されていましたが、金融危機後に投資口価格のボラティリティが拡大したことを受け、金融資本市場の動向が投資口価格に与える影響を緩和し、投資法人の財務基盤の安定性の向上を図るため、自己投資口の取得規制が緩和されることとなりました。具体的には、投信法第80条第1項第一号として「その資産を主として不動産等資産[2]に対する投資として運用することを目的とする投資法人が、投資主との合意により投資法人の投資口を有償取得することができる旨を規約で定めた場合」に自己投資口の取得が可能となりました。

(2) 税務上の取扱いと留意点

① 自己投資口の取得時における投資主の税務処理

自己投資口の取得の方法としては、市場取引による取得や投資主全員に勧誘する方法（相対取引）が考えられますが、市場取引による取得等一定の場合[3]を除き、自己投資口の取得は税務上、法人税法第24条第1項第四号《配当等の額とみなす金額》に規定する「自己の株式又は出資の取得」に該当し、その払い戻した金銭の額が、資本金等の額のうち払戻しの対象となった投資法人の投資口に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額がみなし配当として取り扱われることとなります。また、払戻しを受けた金額のうちみなし配当の金額を超える部分は売却収入として取り扱われることとなります。

② 自己投資口の取得時における投資法人の税務処理（取得した自己投資口の90%超配当要件への影響）

税務上、自己投資口の取得は、その取得時にみなし配当部分につき利益剰余金が減少し、残りは資本剰余金が減少することとなります[4]。一方、投資法人の計算に関する規則（以下「計算規則」という）によれば、自己投資口の取得は、その取得価額をもって貸借対照表上、純資産の控除項目として計上されることとされています（計算規則第19条第1項、第39条第2項）。

租税特別措置法（以下「措置法」という）第67条の15第1項の投資法人にかかる課税の特例の要件（以下「導管性要件」という）の1つである90%超配当要件（会計上の税引前当期利益に一定の調整を加えた金額の90%超の配当を行うこととする要件）において、前述のように自己投資口が貸借対照表上、純資産の控除項目として計上されることから、税引前当期利益に比し、投資法人が実際に配当できる金額が自己投資口の金額分減少する懸念があり、結果として、90%超配当要件を満たせないという可能性があります。

計算規則の文言どおりに解釈すれば、**図表1**のケースでは、事業年度末の配当可能利益については、資産から負債および出資金を控除した70となりますが、税引前当期利益は100と

図表1　自己投資口を取得した場合の90%超配当要件の具体例

前提

税引前当期利益　100
自己投資口の取得　30
（うちみなし配当　10）

B/S（会計）

資産	3,070	負債	2,000
		出資	1,000
		当期未処理利益	100
		自己投資口	-30

事業年度の金銭の分配

事業年度末の利益の配当	70
期中の金銭の分配（自己投資口取得）	30
当該事業年度の金銭の分配合計	100

税引前当期利益	100
法人税等	0
当期純利益	100
前期繰越利益	0
当期未処理利益	100

90%超配当要件の判定式

$$\frac{\text{事業年度末の利益の配当　70　＋　期中の金銭の分配（自己投資口取得）　30}}{\text{税引前当期利益　100　＋　金銭の分配のうち利益を超えて分配した金額　30}} = \frac{100}{130} < 90\%$$

2 不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権、これらの資産のみを信託する信託の受益権等）。投信法施行令（改正案）第69条の2、投信法施行規則（改正案）第105条一号へ、第128条の2。
3 市場取引による取得等一定の場合にはみなし配当は生じず、譲渡損益のみ生じることとなる。
4 市場取引による取得等一定の場合には資本剰余金のみ減少することとなる。

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

なり、90%超配当要件の判定式は自己投資口の買取り30を加味した、100（70+30）/130（100+30）＜90％となる結果90％超配当要件を満たせないことが懸念されます。したがって、事業年度の期中で取得した自己投資口は事業年度の末日までには処分または消却を行う必要性が考えられます。

また、投資法人においては一般に課税が生じないよう、利益のほぼ全額を配当しているケースが多いため、自己投資口の取得の財源が十分にない可能性もありますので、資金繰りの観点からも留意が必要と考えられます。

③ 自己投資口の消却又は処分にかかる投資法人の税務処理

税務上は自己投資口の消却については特段の処理は発生せず、会計上においては、その消却を行った自己投資口の帳簿価額をもって、出資剰余金（出資剰余金から控除しきれない場合には出資総額）が減少することとなります（投信法第80条第5項、計算規則（改正案）第19条第2項、第20条第2項、第21条第2項）。

税務上は自己投資口の処分については資本等取引であるため、自己投資口の処分により取得した金銭相当の資本剰余金が増加することとなります。一方会計上においては、投資法人が自己投資口の処分をする場合には、処分の対価が自己投資口の帳簿価額を上回る場合には出資剰余金となり、下回る場合には出資剰余金（出資剰余金から控除しきれない場合には出資総額）が減少することとなります（計算規則（改正案）第19条第2項、3項および4項）。

2. 新投資口予約権（ライツオファリング）の発行

（1）改正の内容

従前REITによる資金調達手段は基本的に公募増資と借入れに限定されておりましたが、金融市場の状況によっては迅速な公募増資や借入れが困難なことから、資金調達手段の多様化の1つとして、ライツオファリングが導入されることとなりました。

ライツオファリングにおいては、基本的にすべての投資主に無償で新投資口予約権を割り当て、割当てを受けた投資主は①当該権利を行使して新たに投資口を引き受ける、②新投資口予約権を市場で売却する、または③投資法人が新投資口予約権を取得できることとしている場合（いわゆるコミットメント型）には、取得条項に基づき投資法人へ譲渡する（その後投資法人から証券会社への売却）ことが考えられます（**図表2**参照）。

（2）税務上の取扱いと留意点

① 割当時の税務処理

投資法人においては、新投資口予約権の無償発行時においては特段の課税関係は生じません。

また、投資主においては、一律に割り当てられるものであり、発行法人からの資産の移転や既存投資主間における経済的利益の移転はないものと考えられますので、投資主において課税関係は生じないものと考えられます[5]。

図表2　ライツオファリング（コミットメント型）

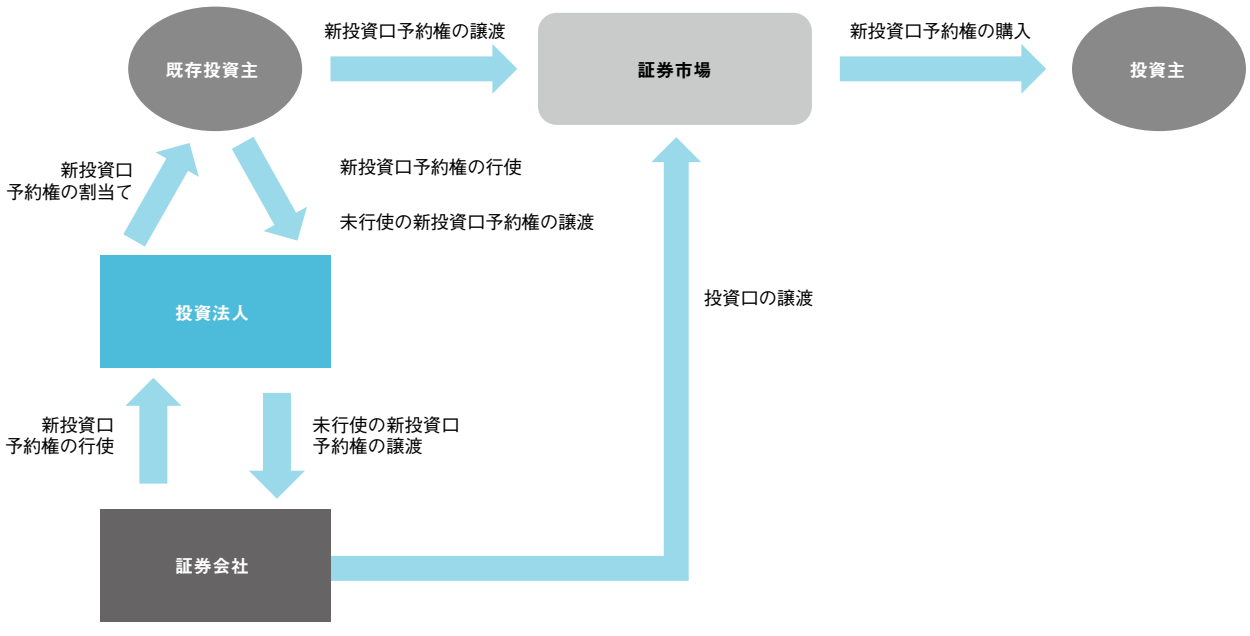

5　国税庁の文書回答事例「株主に無償で割り当てられた上場新株予約権の行使により交付される端数金等の税務上の取扱いについて」参照。

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

② 行使時の税務処理

払込みを受けた投資法人においては、原則として会計上、税務上ともに払込金銭の額の出資総額が増加します（計算規則（改正案）第16条の2）。

投資主においては、新投資口予約権の行使により払い込んだ金額が取得した投資口の取得価額になります。

③ 投資主が新投資口予約権を市場で売却する場合

投資法人においては、特段の課税関係は生じません。

投資主においては、新投資口予約権の譲渡は有価証券の譲渡として、譲渡益について課税されます。譲渡益の金額は無償で割り当てられていることから原則として譲渡収入の全額が譲渡益の金額となります。

なお、新投資口予約権の導入に伴い、平成26年度の税制改正において新投資口予約権が株式等または上場株式等の定義に含まれるよう手当てがされ、個人投資主においては、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（申告分離課税）、特定口座への受け入れ、上場株式等にかかる譲渡損失の損益通算および繰越控除、NISAの適用が可能とされました。

④ 不行使により消滅する場合

無償発行であるため、投資法人および投資主において、特段の課税関係は生じません。

⑤ 投資法人が新投資口予約権を取得できることとしている場合（いわゆるコミットメント型）の投資法人による新投資口予約権の取得

投資法人においては、取得した自己新投資口予約権は貸借対照表上、純資産の部の「新投資口予約権」からの控除項目となります。その後自己新投資口予約権を証券会社に譲渡する場合には、帳簿価額と譲渡価額の差額は自己新投資口予約権の譲渡損益として取り扱われると考えられます。

税務上は自己新投資口予約権の取得をした投資法人においては有価証券の取得として処理することとなります。その後自己新投資口予約権を証券会社に譲渡する場合には、帳簿価額と譲渡価額の差額は自己新投資口予約権の譲渡損益として取り扱われると考えられます。

投資主においては、有価証券の譲渡として譲渡損益の課税が生じます。

(3) 導管性要件における留意点

新投資口予約権の無償割当てが法律上有価証券の募集に該当するか明確ではありませんが、導管性要件のうち投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が100分の50を超えるものとする要件（以下「国内募集要件」という）の判定上、新投資口予約権の無償割当てを考慮して考えるのか、考慮する場合には、割当時点で判定するのか、それとも実際に行使が行われた時点で判定をするのか明確ではありません。現在国内募集要件の判定は、過去の募集を累積して50%超が国内において募集されているかどうかを判定するため、当該要件に抵触する可能性は必ずしも高くはありませんが、もともと外国投資主の比率が高い投資法人においては、新投資口予約権の無償割当て時の投資主の構成次第では、国内募集要件を充足しないケースもあり得るかもしれません。したがって、新投資口予約権の無償割当てを国内募集要件の判定においてどのように取り扱うべきか明確化が望まれます。

3. 無償減資の導入

(1) 改正の内容

多額の売却損や減損損失が発生することなどにより、会計上欠損が累積している場合には、その欠損状態の期間においては利益の配当を行うことができません[6]。安定配当が志向されるREITにおいて、継続的な無配は投資家離れを引き起こし、投資口価格の下落、増資等資金調達の障害になり得ますので、金銭の分配にかかる計算書に基づき、損失の全部または一部を出資総額から控除すること（いわゆる欠損填補の無償減資）ができることとされ（**図表3**参照）、継続的な収益の配当を維持することができるよう手当てがなされました（投信法第136条第2項、計算規則（改正案）第20条第2項、第21条第2項）。

図表3 無償減資

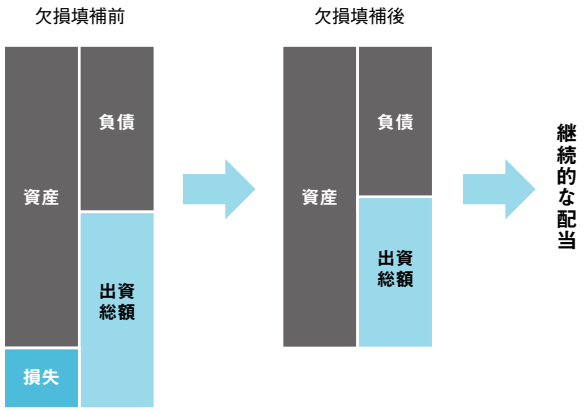

(2) 税務上の取扱いと留意点

税務上は、無償減資が行われたとしても、資本等の金額に変更はなく、繰越欠損金はそのまま残ることとなります（なお、会計上減損損失により欠損が生じている場合には、税務上減損損失は損金とはならないため、税務上繰越欠損金はありません）。無償減資を行った年度以降、税会不一致がなく課税所得が発生しない場合には、当該繰越欠損金は利用の機会がな

6 利益超過配当は一定の限度額を限度に可能。

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

くなり、使用期限内に使い切れずに消滅してしまう可能性がありますが、将来税会不一致等を理由に課税所得が生じる場合には、当該欠損金の利用により、課税を軽減する効果があります。

Ⅱ 投資法人による海外不動産の取得促進

1. 改正の内容

現在においても、REITが海外不動産を取得すること自体は禁止されていませんが、事業支配を制限する趣旨から、投資先の株式の議決権の50%以上の保有が投信法上禁止されていたため、外資による不動産の直接取得につき規制がある国の不動産への投資が事実上困難となっている例があります。かかる場合において、投資法人制度の信頼性が確保されることを前提に、投資法人の性質および事業支配を制限する趣旨などを踏まえつつ、実質的に投資法人が海外不動産を取得することと同視できる一定の場合には、海外不動産を取得するためのビークルの50%以上の議決権保有を認めることとされました（**図表4**参照）。

投信法および投信法政令・内閣府令の改正案によれば、投資法人が特定資産の所在する国の法令の規定又は慣行その他やむを得ない理由により、①不動産の取得または譲渡、②不動産の貸借、③不動産の管理の委託までに掲げる取引のうちいずれかの取引を自ら行うことができない場合において、以下のすべての要件を満たす法人の発行する株式を取得するときは、議決権の50%以上の保有制限は適用されないこととされました（投信法第194条第2項、投信法施行令（改正案）116条の2、投信法施行規則（改正案）221条の2）。

(1) 所在する国において専ら①不動産の取得または譲渡、②不動産の貸借、③不動産の管理の委託を行うことをその目的とすること。

(2) 各事業年度（1年を超えることができないものとする）経過後6月以内に、その配当可能な額[7]のうち、当該登録投資法人の有する株式の数または出資の額に応じて按分した額その他の当該法人の所在する国における法令または慣行により、割り当てることができる額の金銭（端数があるときは、その端数を切り捨てたもの）を当該登録投資法人に支払うこと。

本改正（案）により、外国人による不動産（主に土地）の直接取得または使用を制限されている東南アジア等向けの投資の機会は増えると考えられますが、前述下線の「慣行その他やむを得ない理由」が明確ではないため、米国や英国などの欧米諸国のように、外国人による不動産の取得が法令の規定上必ずしも制限されていない国においても、リスクの遮断の観点や現地で資金調達をするといった事情等に基づきSPCを経由して投資することが可能か否か、明確化が望まれます。

また、海外不動産投資にあたっては、税効率の観点から複数のSPCを介在させることが考えられますが、REITの場合には過度な複雑化を避けることから、複数層のSPCを介在させる投資は認められないものと考えられます。またSPCが不動産現物ではなく信託受益権の取得する場合には本要件を満たさない可能性が考えられます。

2. 税務上の取扱いと留意点

(1) 投信法改正に伴う税制改正の動向

現行の措置法においては、50%以上保有禁止要件（他の法人の発行済株式または出資の総数または総額の50%以上に相当する数または金額の株式または出資を有していないこととする要件。以下同じ）の例外となる外国法人については、「投資法人に代わって専ら投信法第193条第1項第三号から第五号までに掲げる取引（国外において行われるものに限る）を行うことを目的とするものとして財務省令で定める法人を除く）」と

図表4 REITの海外不動産投資

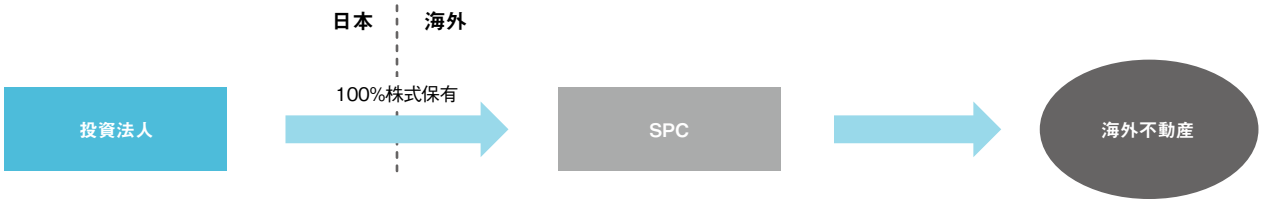

7 配当可能な額とは、各事業年度において直前の事業年度の末日における監査人による監査後の貸借対照上に計上された資産の額から以下に掲げる額の合計額を減じて得た額をいう。
- 負債の額
- 資本金の額
- 資本準備金、利益準備金その他の法定の準備金の額の合計額
- 資産につき時価を付すものとした場合においてその付した時価の総額が当該資産の取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産の額
- 前各号に掲げる額のほか、当該法人の所在する国の法令又は慣行により、配当することができない金額

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

定められており、措置法規則において、今後詳細が定められることとされております。そのため、投信法同様の要件となるのか、それとも税法独自の追加の要件が加えられるのか今後改正の動向を注視する必要があります。

なお、当該50%以上の保有禁止要件においては投信法は議決権での判定であるのに対し、税法上は発行済株式の総数または総額ベースでの判定という点の違いがあることに留意が必要です。

(2) タックスヘイブン対策税制の抵触可能性と投資法人における問題点[8]

投資法人が50%以上の株式を取得する外国法人が実効税率20%以下であるタックスヘイブン国（香港、シンガポール、タイ、イギリス[9]など）にあり、いわゆるSPCである場合、タックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たさず、外国法人で生じた利益（課税対象金額）につき投資法人で合算課税が生じる可能性があります。したがって、当該タックスヘイブン対策税制に抵触する場合には投資法人においてはタックスヘイブン対策税制による合算課税と実際に配当を受けた際の配当所得の二重の所得の認識が必要となります。

ここで投資法人以外の内国法人の場合においては、配当所得に関してはタックスヘイブン対策税制で課税済みの金額（特定課税対象金額）については益金不算入の適用を受けることができるため、二重課税は生じませんが、一方投資法人においてはこの益金不算入の適用はないこととされているため、二重に課税が生じる可能性があります。

(3) 外国法人税の会計処理を起因とした90%超配当要件への影響

会計上、外国法人税の金額を損益計算書における税引前当期利益の後の「法人税、住民税及び事業税」に計上する場合には、投資法人が実際に配当できる利益の金額が外国法人税の分だけ減少することとなり、外国法人税の金額が多額の場合には、90%超配当要件を満たさない可能性があります。したがって、当該外国法人税については、販売管理費の租税公課に計上するか、仮払金経理をするなどの対応が必要と考えられ、その会計処理の明確化が求められます。

(4) 外国税額控除

海外不動産投資を行う場合には、不動産所在地国で一般に一定の課税が受けることとなりますが、現行の税制下において投資法人に関しては、投資法人自身で外国税額控除の適用を行うのではなく、代わりに投資法人が納付した外国法人税の額を投資法人が投資家に配当する際に徴収する源泉所得税の額から控除する制度となっております。当該制度においては、投資法人が納付した外国法人税が対象となりますが、SPCを経由する場合においては、海外SPCレベルで課された外国法人税については当該制度の対象外となり、二重課税を完全には排除できないことに留意が必要です。

Ⅲ マーケット安定下における投資法人間の合併

1. 改正の内容および税務上の取扱い・留意点

従前の合併は、リーマンショック以降の金融危機下における合併ということもあり、救済という意味合いを持つ合併もありましたが、今般投資法人数の増加に伴い、競争が激化する中で、今後規模の拡大およびさらなる成長を図るべく、成長戦略としての合併が行われることが想定されます。

従前においては、金融危機時の合併であったため、会計上、負ののれんが生じるケース（被合併投資法人の投資主に交付した合併投資法人の投資口等の時価が被合併投資法人の時価純資産を下回るケース）が散見されましたが、REIT市場の比較的安定しているなかでの合併においては、会計上、正ののれんが生じるケース（被合併投資法人の投資主に交付した合併投資法人の投資口等の時価が被合併投資法人の時価純資産を上回るケース）が生じる可能性が高いと考えられます。

投資法人間の合併については、基本的には税務上共同事業要件を充足する適格合併となることが、平成21年3月19日付けの国税庁の文書回答「投資法人が共同で事業を営むための合併を行う場合の適格判定について」において確認されましたが、税務上、適格合併の場合には、資産および負債を税務上の帳簿価額で引き継ぐこととなり、のれんも生じず、一方会計はパーチェス法の適用となる場合には、資産および負債は時価で引継ぎ、のれんの認識も行われることから、税会不一致が生じます。ここで会計上正ののれんが生じた場合には、毎期のれんの償却費（原則20年以内の均等償却）が発生することとなりますが、税務上はこれらののれんの償却費は加算調整することとなりますので、税会不一致が生じ、のれん償却費相当の課税が生じることを起因として、90%超配当要件を充足できない可能性が考えられます。

このことから平成26年度の税制改正により、正ののれんが生じることを想定して、正ののれんの償却額の70%に相当する金額が90%超配当要件の基礎となる配当可能利益の金額から控除されることとなり、90%超配当要件を満たすべく手当てがなされました（**図表5**参照）。

8 外国人による不動産の直接取得が禁止されていない香港、シンガポール、タイ、イギリスなどについて、改正案に示された「慣行その他やむを得ない理由」によりビークルを通じて投資できると解釈される場合に生じ得る問題点。
9 平成27年4月以降税率20%となる予定。

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

図表5　改正後の90%超配当要件の判定式

金銭の分配（利益の配当）

税引前当期利益 ▲ 前期繰越損失の額 ▲ 買換圧縮積立金 ▲ 負ののれんの発生益 ▲ 正ののれんの償却額の70% ▲ 減損損失の70%

← 今回の改正点

図表6　正ののれん及び減価償却超過額発生時の税金計算例

前提

1 会計上はパーチェス法を適用
2 税務上は適格合併に該当する
3 事業年度は簡便的に 1 年とする。
4 会計上の税後の利益の全額を配当する
5 簡便的に実効税率を 35% とする
6 被合併投資法人の合併直前の貸借対照表（簡略化）は以下の通りとする。

B/S

資産	2,500	負債	1,500
		出資総額	1,000

7 被合併投資法人の合併時の資産時価　2,800
8 増加出資総額（被合併投資法人の投資主に対して交付した合併投資法人投資口の時価）　1,600

9 合併投資法人の合併受入仕訳（会計）は以下の通り

合併受入仕訳（会計）

資産	2,800	負債	1,500
のれん	300	出資総額	1,600

10合併投資法人の合併受入仕訳（税務）は以下の通り

合併受入仕訳（税務）

資産	2,500	負債	1,500
		出資総額	1,600
		資本剰余金	-600

11 正ののれんの毎年の償却費　15（300/20 年）
12毎年の減価償却費　会計 60　税務 50 とする。
13Year 3　において 2,800 で売却

税金計算	Year 1	Year 2	Year 3
経常利益	100.0	100.0	100.0
固定資産売却益	0.0	0.0	120.0
税引前当期利益（①）	100.0	100.0	220.0
法人税等（*）	-13.5	-13.5	-180.3
当期未処分利益（②）	86.5	86.5	39.8
税務調整			
のれんの償却費	15.0	15.0	15.0
減価償却超過額	10.0	10.0	-20.0
資産売却益			300.0
税務調整合計（③）	25.0	25.0	295.0
課税所得（配当損金算入前）（④＝①＋③）	125.0	125.0	515.0
配当損金算入金額（②）	-86.5	-86.5	0.0
課税所得（配当損金算入後）	38.5	38.5	515.0
法人税等（税率 35%）	13.5	13.5	180.3

90%超要件	Year 1	Year 2	Year 3
分子（金銭の分配のうち利益の配当）	86.5	86.5	39.8
税引前当期利益	100.0	100.0	220.0
のれんの償却費の 70%	-10.5	-10.5	-10.5
分母（税引前当期利益 - のれんの償却費の 70%）	89.5	89.5	209.5
判定	86.5/89.5=93% >90%　∴　充足	86.5/89.5=93% >90%　∴　充足	39.8/209.5=19% ＜90% ∴充足しない

* 法人税等はグロスアップ計算をしている。

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

したがって、REIT市場の比較的安定しているなかでの合併が行われた場合においても税務上導管性要件を充足できないリスクは軽減されたものと考えられますが、導管性要件を充足したとしても、正ののれんの償却が税会不一致となることにより一定の課税が生じてしまうことには留意が必要です。また、**図表6**のように合併により引き継ぐ資産に含み益が生じている場合においては、会計上の減価償却費が税務上の減価償却限度額を超過し、税務否認が生じ続けること、また合併により引き継いだ資産の売却時には被合併投資法人からの受け入れた資産の含み益が税務上実現し（同時に減価償却超過の認容も生じる）、税会不一致が生じることとなりますので、一定の課税が生じることとなります。

また、減価償却費や売却損益の税会不一致が多額になり法人税等が多額に発生する場合には、90%超配当要件自体も満たさなくなる可能性があることには留意が必要です（**図表6**のYear 3においては結果として、90％超配当要件を充足しないこととなっています）。

Ⅳ インフラ資産を投資対象とする投資法人の創設

1. 改正の内容および税務上の取扱い・留意点

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において民間資金を活用した再生可能エネルギーの導入促進やPPP/PFIの活用拡大が掲げられ、日本証券取引所グループにおいても、上場インフラ市場の創設に向けた準備が進められている中、投資法人が再生可能エネルギーや公共施設等運営権等のインフラ資産に投資できるように、投信法施行令および措置法の改正が進められています。

平成26年6月6日に公表された投信法施行令の改正案においては、投信法施行令第3条の改正として特定資産に再生可能エネルギー発電設備や公共施設等運営権ならびにこれらを運用対象とした匿名組合出資が追加されています。

一方措置法においては、平成26年度の税制改正において、新たな導管性要件の判定として、以下の要件が追加されています。

> 当該事業年度終了時において有する投信法第２条第１項に規定する特定資産のうち投信法施行令第３条各号に掲げる資産の確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額が貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の合計額の２分の１に相当する金額を超えていること(以下、「資産割合要件」)（租税特別措置法 67 条の 15 第１項第二号ト、租税特別措置法施行令第 39 条の 32 第８項）

平成26年度の税制改正大綱においては、再生可能エネルギー発電設備および公共的施設運営権以外の特定資産の割合が50%超を占めることと記載されていますが、前述の投信法施行令の改正案と平成26年度の税制改正において加えられた前述の資産割合要件を鑑みますと、必ずしも、現時点では税制改正大綱で意図した趣旨が反映されていないと考えられます[10]。したがって、今後税制改正大綱の趣旨に沿うべくさらに措置法施行令の改正が行われることも予想されるため、今後の改正動向に留意が必要です。

投信法施行令の改正により再生エネルギー発電設備および公共的施設運営権の取得が法律上可能となった場合においても、今後税制改正大綱の趣旨に沿うべく措置法施行令の改正が行われる場合には、再生可能エネルギー設備および公共的施設運営権以外の特定資産が過半を占めるような資産構成にしなければならないことに留意が必要です（**図表7**参照）。

たとえば、太陽光発電施設の投資法人への組入れが実務上検討されておりますが、太陽光発電施設は、一般にまとまった土地を低価で取得できる郊外の土地が想定されるため、一般に土地の価格は低く、資産割合要件を充足しづらい可能性があります。また、当初資産割合要件を満たしたとしても、上場投資法人においては永続的に事業活動を行うことが前提となるため、追加で資産を購入していくと考えられますが、追加の資産の購入により当該資産割合要件を満たせなくなる可能性があることにも留意が必要です。

なお、一般に太陽光発電投資案件においては匿名組合出資の方法により資金調達をして運用しているものが市場には数多く存在しており、資産そのものの売買のではなく既存の匿名組合出資が投資家間で売買されるケースが望まれるため、投資法人が匿名組合出資を購入するケースも想定されるところです。投資法人によるこうした匿名組合出資の取得について

図表7　インフラ投資法人のB／Sイメージ

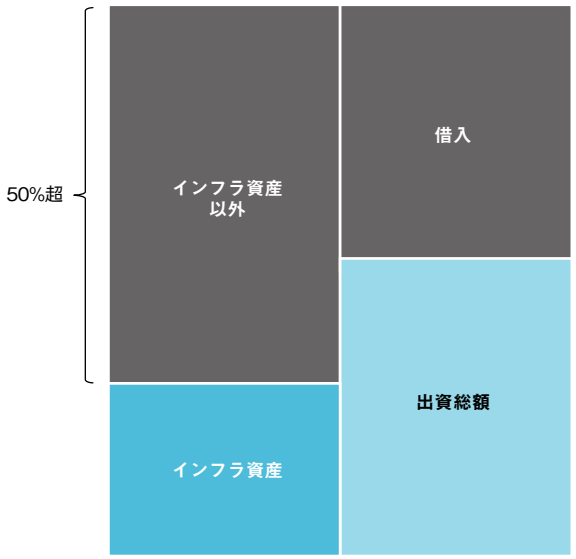

10 資産割合要件の分母・分子の両方に再生エネルギー発電設備および公共的施設運営権が含まれることとなるため。

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

は、前述の資産割合要件の判定上どのように考えるのか等、今後の措置法施行令の改正を待って検討する必要があります。

また、平成26年度税制改正大綱におきましては、資産割合要件につき、以下の特例が設けられることが述べられていましたが、現時点において当該特例は公表・施行されておらず、今後の措置法等の改正の中で明らかにされるものと考えられます。

投信法施行令の改正の日から平成 29 年 3 月 31 日の間に再生エネルギー発電設備を取得して賃貸の用に供した投資法人で、次の要件を満たすものについては、当該設備を最初に賃貸の用に供した日から 10 年以内に終了する事業年度に限り、上記の新たな要件は満たす必要がないこととする。

- 公共施設等運営権の割合が 50% を超えないこと
- 設立に際して公募により投資口を募集したこと又は投資口が上場されていること
- 再生エネルギー発電設備の運用方法が賃貸のみであることが規約に記載されていること

V 投資法人税制のさらなる安定に向けて（税会不一致の解消）

投資法人においては、従前は税会不一致を起因とした90%超配当要件を満たさないことによる大きな課税の発生リスクを抱えておりましたが、減損損失や負ののれんの発生益、正ののれんの調整など一定の調整がなされて、90%超配当要件を満たせないリスクは軽減されております。一方、90%超配当要件を充足したとしても、税会不一致が生じる場合には一定の課税が生じてしまうこととなりますが、当該税会不一致による課税の発生については特段手当てが行われていません。

本来、導管ビークルたる投資法人で課税が発生することは好ましくないことから、税会不一致によっても課税が生じないような改正が長年要望されてきましたが、平成26年度の税制改正大綱において、以下のとおり、今後税会不一致等の解消のための検討を行っていくことが示されました。

投資法人等の課税については、税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図る観点から、平成 27 年度税制改正に向けて、運用対象資産の範囲を含む投資法人制度及びその会計基準と課税の在り方について、わが国における投資法人の活動実態、諸外国における制度・事例や通常法人との課税の公平性にも留意しつつ、検討する。

税会不一致の解消のための具体的な手段は現時点では示されてはおりませんが、こうした手当ての導入により、投資法人の税制上の安定性を高め、J-REIT 市場のさらなる発展に寄与するが期待されます。

本稿に関するご質問等は、以下までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG 税理士法人
トランザクションアドバイザリーグループ

パートナー　竹宮　裕二
TEL：03-6229-8288
yuji.takemiya@jp.kpmg.com

シニアマネジャー　半田　太一
TEL：03-6229-8258
taichi.handa@jp.kpmg.com

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

オートモーティブ・サーベイで自動車業界の今を読み解く

KPMG コンサルティング株式会社
ディレクター　**奥村　優**

KPMG グローバル・オートモーティブ・エグゼクティブ・サーベイ（以下「オートモーティブ・サーベイ」という）は、KPMG がグローバルの自動車業界を対象に毎年行っているアンケート調査の報告書です。毎年 1 月のデトロイトモーターショーの開催に合わせ英語版を公開しています。調査は今年で 15 回目、報告書の日本語訳の発行は 4 回目となります。
本稿では、この 4 年間の自動車業界の動きを過去のサーベイの内容を振り返りつつ、現在はどのようになっているか解説します。
なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

奥村（おくむら）　優（まさる）
KPMG コンサルティング株式会社
ディレクター

【ポイント】
- この 4 年間で、成長が期待される自動車メーカーの顔ぶれはほとんど変わっていない。一方で、電気自動車に対する業界の関心は大きく変化した。
- このオートモーティブ・サーベイは、日本企業や日本市場に対してニュートラルな立場で作られている。海外から日本がどのように見られているかを端的に知ることができる。
- 全体の基調として、自動車業界の各社は自律的な成長へと舵を切っている。ただし、技術分野によってはその限りではない。

「KPMG グローバル・オートモーティブ・エグゼクティブ・サーベイ 2014」調査概要

調査期間	2013 年 7 月～ 8 月
調査対象者	自動車メーカー、サプライヤー、販売ディーラー、金融サービス会社、レンタル会社やモビリティサービスプロバイダー等、世界の自動車関連企業の幹部レベル 200 名
調査方法	電話によるインタビュー
調査対象地域	欧州･中東･アフリカ地域（40%）、アジア太平洋地域（35%）、アメリカ（25%）
対象企業規模	業務収益 1 億米ドル以上の企業 うち、39%が 100 億米ドル以上の企業

I　自動車業界のこの 4 年間の動き

アンケートの設問数は例年50問程度です。設問の構成は、その時々の自動車業界のトレンドを反映し見直しを行っています。過去4年の設問を並べてみたところ、毎回うかがっている設問が3問ありました。まずはその各設問への回答の変遷を見ながら、この4年間の自動車業界の動きを振り返ります。

1. マーケットシェアの増減予想

30社程度の主要な自動車メーカーのそれぞれについて、「今後マーケットシェアを伸ばすと思うか、減らすと思うか」を回答してもらう設問です。**図表1**は、過去4年のマーケットシェア増減予想ランキング（上位10位）を比較したものです。順位

© 2014 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

が高いほど、今後5年間のマーケットシェアが増加すると予測する回答が多いことを表しています。

過去4年において、近い将来にシェアを伸ばしそうだと目される会社の上位は、毎回ほとんど入れ替わっていないことがわかります。ドイツメーカーは技術力と新興国でのシェアの高さ、中国メーカーは地場の市場での成長余地の大きさ、インドメーカーは出資母体の影響力の強さが、この結果の背景にあるものと考えられます。日本のメーカーがランキング上位に登場したのは、この4年間で2012年と2013年に延べ3社のみだけです。この頃、日本の自動車メーカーは、東日本大震災やタイの洪水の被害を乗り越え、復活の兆しが見え始めていたため、その動きを反映してのランキング入りと考えられます。

ランキング上位に表れないのは、米国のBig3も同様です。フォードが2012年に8位に上がっているほかはこれといった動きが見られません。日・米・欧の主要三地域における既存の自動車メーカーの中で、日米のメーカーは総じて成長の勢いが弱いとみられている期間が続いています。

図表1　回答者が今後5年間のマーケットシェアの増加／減少を予想する企業の上位10社

順位	2011	2012	2013	2014
1	中国ブランド	フォルクスワーゲン	フォルクスワーゲン	現代グループ
2	フォルクスワーゲン	現代グループ	BMW	フォルクスワーゲン
3	現代グループ	BMW	北京汽車（BAIC）	アフトワズ
4	インドブランド	タタ・モーターズ	トヨタ自動車	上海汽車
5	BMW	北京汽車（BAIC）	現代グループ	奇瑞汽車
6	―	上海汽車	上海汽車	東風汽車
7	―	奇瑞汽車	第一汽車	タタ・モーターズ
8	―	フォード	吉利汽車	BMW
9	―	日産	日産	華晨金杯汽車
10	―	吉利汽車	タタ・モーターズ	北京汽車（BAIC）

ドイツメーカー
中国メーカー
―：該当データなし

（順位が高いほど、今後５年間のマーケットシェアが増加すると予測する回答が多い）　出所：KPMG グローバル・オートモーティブ・エグゼクティブ・サーベイ 2011 ～ 2014

図表2　自動車購入時の検討要因

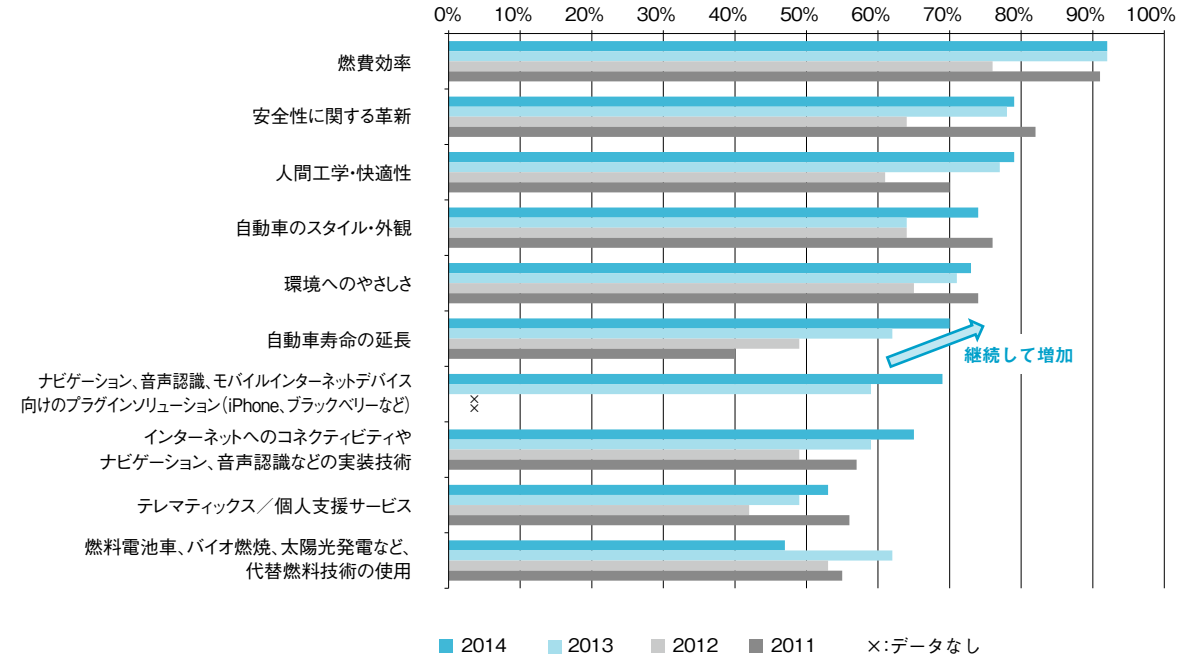

（各項目について「極めて重要」「非常に重要」と評価する回答者の割合）
出所：KPMGグローバル・オートモーティブ・エグゼクティブ・サーベイ 2011～2014

© 2014 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

2. 自動車購入時の検討要因

「自動車を購入しようとしている人が、何を基準に商品選びをしていると思うか」を問う設問です（**図表2**参照）。

4年間ともに、1位に「燃費」、2位は概ね「安全性」で安定しています。

一方、4年間継続して順位を延ばした項目が1つだけあります。それは「自動車寿命」です。日本でも、以前は新車を購入して最初あるいは2回目の車検のタイミングで乗り換える、ということが多かったと思いますが、最近は、10年は同じ自動車を乗り続ける、という人が増えているようです。そういった消費者動向の変化を捉えた結果が明確に表れています。

3. 自動車関連企業の投資領域

この設問は2012年に1度姿を消しましたが、翌2013年に選択肢の見直しを行い、復活しました。それは、電気自動車と情報インフラへの自動車関連企業における投資傾向を見極めるためです。

実は電気自動車に対する評価は、この4年間で大きく変化しました。各年のサーベイから、関連する記述を抜き出すと次のようになります。

2011年：	ハイブリッドカー、電気自動車は急増するも、合計販売台数はまだ遠く及ばない。
2012年：	電気自動車が自動車産業において今後最も注目を集める存在になると大多数の人が考えている。
2013年：	電気自動車への“熱狂”は沈静化する。
2014年：	純粋なバッテリー式電気自動車の重要性は急速に低下している。

この変化の影響を大きく受けたのは、内燃機関やドライブトレーン関連の部品を製造するサプライヤーでした。自動車メーカーが新興国への投資を加速させる中、そのようなサプライヤーも新興国への工場設立を検討するものの、電気自動車の普及が本格化するタイミングが早まると、投資を回収することができなくなるため、数年前はその判断がつけられずにいるサプライヤーが多く見受けられました。しかし、ここ最近はそういったサプライヤーの新興国進出が盛んになっています。電気自動車への“熱狂”が沈静化したことが、その動きの背景にあることは間違いありません（**図表3**参照）。

図表3　今後５年間の投資領域

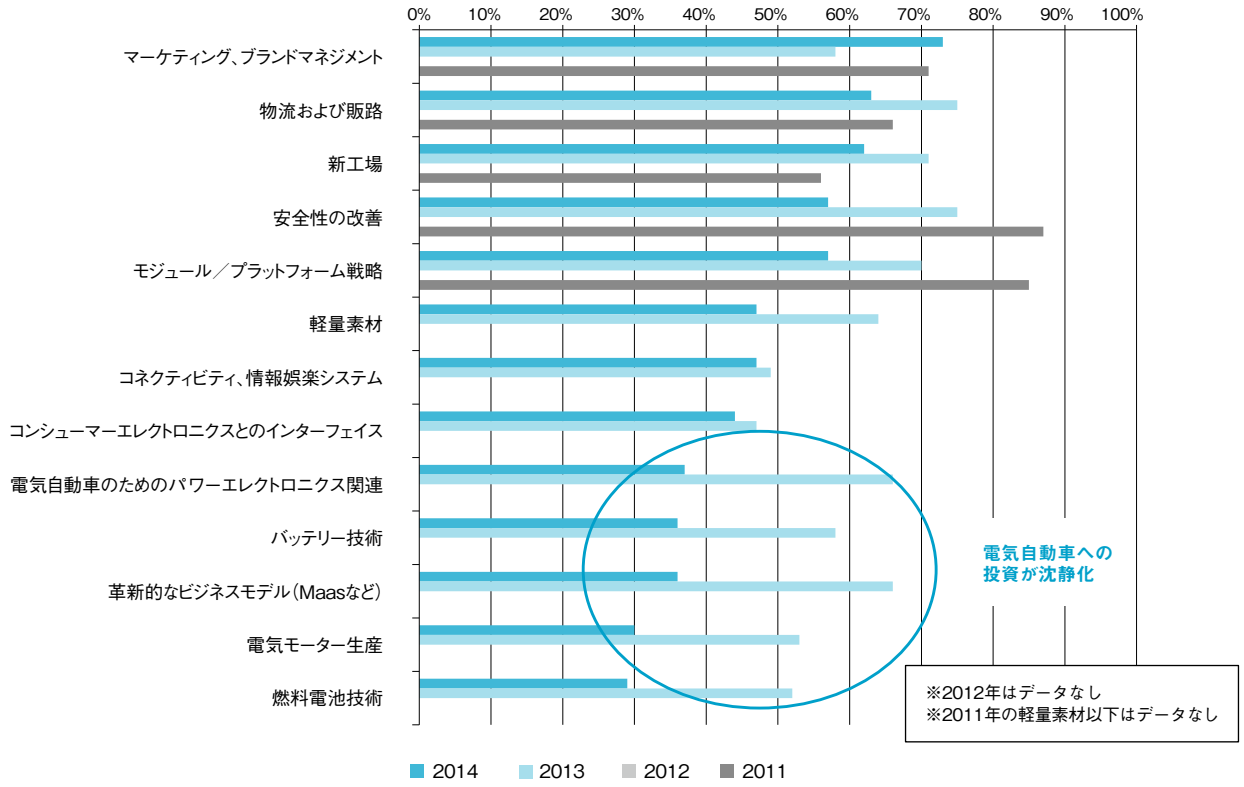

（投資を「開始する」「増やす」を選択した回答者の割合）

出所:KPMGグローバル・オートモーティブ・エグゼクティブ・サーベイ 2011～2014

© 2014 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

Ⅱ オートモーティブ・サーベイの読み方と特徴

ここで少し視点を変えて、オートモーティブ・サーベイの読み方を解説します。

本サーベイは、グローバルの自動車業界で働くエグゼクティブクラスの方々に対して実施したアンケートの結果を集計・分析したものです。したがって、たとえば「92％が購入者にとって最優先事項は燃費であると回答している」というアンケート結果が意味するのは、「自動車業界の側から、消費者が自動車の購入時に何を購入の基準としそうかを想像した時に、業界人の92％は、消費者が燃費を最重要視しているだろうと見ている」ことになります。

アンケートの回答者はグローバルの各地域や所属先のバランスを考慮して選ばれていますので、その結果は「グローバルの自動車業界の人たちの共通認識」であると捉えることができます。

ただし、日本市場をよく知る日本人の目から見ると、このサーベイの結果に違和感を覚える項目がないわけではありません。たとえば、**図表1**で紹介した、市場シェアが伸びると予想される自動車メーカーのランキングがその典型です。このアンケート項目では、例年、日本の自動車メーカーが比較的下位にランクされます。

一方で、その傾向がブレずに変わらないということは「グローバルの業界関係者は、日本の自動車メーカーをそのように見ている」ということも一定の事実であるといえます。世界の自動車関連企業の幹部レベルの方々を対象にインタビューを行い、主に欧米人の手で編纂されるこのサーベイは、ことさら日本の自動車業界を非難したり、逆に過度に日本のメーカーを褒め称えたりするようなことがありません。その意味では、日本で手に入る自動車業界の調査報告書としては珍しく、バイアスのかかっていないニュートラルな立場で作られたレポートであると自負しています。このことから、海外でビジネスをしている日本の自動車関連企業にとっては、自社での業界の見方と比較するなどしていただければ、多くの示唆が得られることでしょう。

Ⅲ オートモーティブ・サーベイ2014のポイント

最後に、本サーベイの最新版「オートモーティブ・サーベイ2014」のポイントをいくつか紹介します。

1. BRICsが自動車の輸出大国へ

サーベイの結果によると、「中国が2年以内に自動車の輸出大国になるであろう」と考える業界関係者が前回調査の2倍以上（この数字には、BRICsに工場を持っている先進国の自動車メーカーによる輸出も含まれる）に増えています（**図表4**参照）。インドも同様に、輸出が増加する時期が前倒しになるという結果が出ています。

それでは、BRICsからの輸出先はどこでしょうか。東南アジアという回答が前回の調査と変わらずトップで39％、アフリカ・中近東は2位の21％で、これは前回の12％と比較してほぼ倍に伸びています。先進国、特に日本のメーカーが直接進出できずにいる市場を、BRICsが狙っていることがわかります。

2. 自動運転車開発の鍵は「パートナーシップ」

自動運転車の公道走行が実現する時期として、まだ、ほとんどの人が10年以上を要すると回答しています。自動運転車とは、ハンドルもペダルもない、ドライバーのいらない自動車のことです。技術開発のための時間を要するのはもちろんですが、そういった自動車が公道を走るという“不気味さ”に人々が慣れる時間も必要でしょう。

自動運転車が活躍するのは、楽しみながらドライブするよう

図表4　中国からの自動車輸出が200万台を超える時期

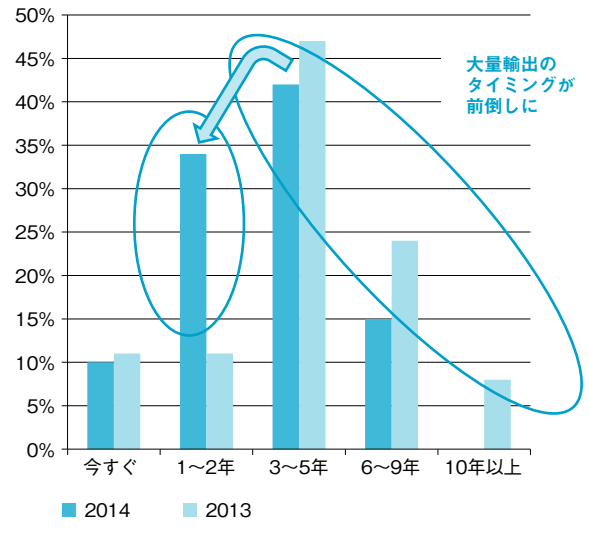

出所:KPMGグローバル・オートモーティブ・エグゼクティブ・サーベイ 2014

© 2014 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

な“走る喜び”を求められる場面ではなく、純粋に“便利に移動したい”という場面になるでしょう。自動車業界のエグゼクティブは、25歳未満の若者でマイカーを所有する必要性を感じている人の割合は半数にとどまると考えています。50歳以上についても、54%が同様の考えであると捉えています。

特に、大都市の住民が日々の移動の手段とするケースでは、自動運転車を“所有する”のではなく“利用する”形態（サービスとしてのモビリティ：Mobility as a Service）が増えることが考えられます。そういった展開を見越して、今後、まだまだこの分野への新規参入や提携・合併といった動きが続きそうです。

3. 自動車メーカーは自律的な成長へ

図表5「将来の成功のために重要と考えられる事業戦略」の回答でトップとなっている「有機的成長（Organic Growth）」とは、もともとの事業の範囲で、組織の自助努力によってビジネスを成長させることです。自律的成長とも言われるようです。今回のサーベイではこの選択肢を選ぶエグゼクティブが増えました。電気自動車への関心がなくなり、（既存メーカーが得意とする従来技術の延長である）内燃機関の小型化への投資意欲が高まっていることも、その背景にあるでしょう。

もう1つ回答割合が増えたのは、他業界企業との連携です。IT関連企業がその相手として想定されているものと思われます。一方で、事業提携やアウトソーシング、M&Aの回答が大きく減ったわけではありません。既に実施した事業提携を解消して新たな動きを模索するケースも出てくるでしょう。全体としては自律的な成長を目指す基調として、市場によって、あるいは技術領域によっては、まだまだいろいろな動きがありそうです。

図表5　将来の成功のために重要と考えられる事業戦略

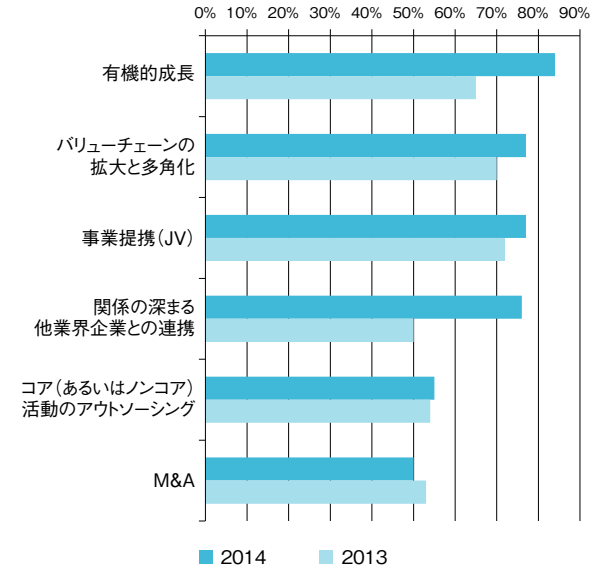

（成長をもたらす戦略について「極めて重要」「非常に重要」を選択した回答者の割合）
出所:KPMGグローバル・オートモーティブ・エグゼクティブ・サーベイ 2014

Ⅳ　おわりに

本サーベイの内容は、自動車業界の方々にとっては、日々実感されていることを改めて確認する機会として捉えていただけたのではないかと思います。

一方で、近年、自動車業界は新たなプレーヤーの参入など変化の時代を迎えています。その意味において、それら企業の方々にとっては、「自動車業界の今の常識」を学ぶツールとして、ご活用いただけるものと期待しております。

KPMG グローバル・オートモーティブ・エグゼクティブ・サーベイ 2014 の全文（日本語版）をご希望の方は、下記の資料請求ページからお申込みくださいますようお願いいたします。
http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/article/research-report/Pages/automotive-survey-2014.aspx

英語版の Global Automotive Executive Survey 2014 は、下記のページをご参照ください。
http://www.kpmg.com/global/en/issuesandinsights/articlespublications/global-automotive-executive-survey/pages/2014-report.aspx

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG コンサルティング株式会社
ディレクター　奥村　優
TEL：03-3548-5305
masaru.okumura@jp.kpmg.com

※ 2014年7月1日、KPMGビジネスアドバイザリー株式会社は、KPMGコンサルティング株式会社と統合し、社名変更いたしました。

© 2014 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

日本におけるサイバー攻撃の状況と課題
―サイバーセキュリティサーベイ2013から―

KPMGサイバーセキュリティアドバイザリーグループ
株式会社KPMG FAS　フォレンジック部門
ディレクター　**伊藤　益光**

伊藤（いとう）　益光（ますみつ）
KPMGサイバーセキュリティ
アドバイザリーグループ
リーダー
株式会社KPMG FAS
フォレンジック部門
ディレクター

昨今、グローバルに活動を展開する企業や政府において、サイバーセキュリティへの関心が高まっています。狙いを定めた企業に対して、高度なIT技術を駆使し集中的に仕掛けられるサイバー攻撃は、従来の不特定多数の企業を対象にした腕試しや愉快犯的なハッキングとは一線を画すものです。サイバー攻撃は、営業秘密や個人情報の搾取、漏洩、基幹システムの停止、社会インフラや工場の制御系システムの破壊など、企業の事業継続上、深刻なダメージを引き起こすリスクであるため、その対応については喫緊の課題となっています。
このような状況を踏まえ、KPMGジャパンでは、サイバーセキュリティにかかわる動向ならびに課題を明らかにし、各企業において、より効果的かつ効率的にサイバーセキュリティ対策に取り組むための情報を提供することを目的に、企業のサイバーセキュリティへの対応状況に関する調査を実施しました。
本稿では、本調査結果から判明した日本におけるサイバー攻撃の状況と、欧米企業との比較から浮き彫りになった課題について解説します。

【ポイント】

- サイバー攻撃は対岸の火事ではない
  - 本サーベイ回答企業のうち、情報・通信業の35%、製造業の29%、全体では24%が、過去1年間にサイバー攻撃の試みを受けており、そのうちの46%に実際の被害が生じている。
  - サイバー攻撃による実際の被害内容として「業務プロセスの中断」が最も多く（53%）挙げられている。
- サイバー攻撃の標的はシステムから人へ
  - 国内では、過去1年間にサイバー攻撃の被害が発生した企業の91%が被害金額は1,000万円未満であった。一方、海外では、58%が1,000万円未満、16%の企業が7,500万円以上の損失を被っている。
  - ITや情報セキュリティは、海外のトレンド（ソーシャル・エンジニアリングやフィッシング）が数年遅れで日本に到来する事例が多いことから、今後、サイバー攻撃の標的がシステムから人へとシフトしながら、損失金額も増大していくことが懸念される。
- サイバー攻撃の防御におけるテクノロジーの限界
  - サイバー攻撃の予防をテクノロジーに依存すべきと考える企業は国内で46%、海外では26%にすぎない。しかしながら、国内の回答企業の94%はサイバー攻撃予防のための年間予算のほとんどをシステム関連に使用している。
  - 一連の回答から、サイバー攻撃への対処はシステム対応だけでは不十分と認識しながらも、システム対応に終始してしまう企業のジレンマが感じられる。

© 2014 KPMG FAS Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

● サイバー攻撃の防御に取締役の関与が求められる
- サイバー攻撃の予防を取締役レベルで議論すべきと考える企業は国内で52%、海外では88%にのぼっている。過去1年間にサイバー攻撃を受けた企業の23%が「非常にそう思う」と回答しており、サイバー攻撃対策を円滑に推進するために、取締役レベルの強い関与が求められている状況がうかがえる。

I サイバー攻撃の発生状況

1. サイバー攻撃の試みを受けた経験

国内企業の24%が過去1年間にサイバー攻撃の試みを受けています（**図表1**参照）。業種別では情報・通信業および製造業が標的にされやすく、また、年間売上高が大きい企業ほど標的にされやすい傾向がうかがえます（**図表2、図表3**参照）。

2. 攻撃手法（海外比較）

国内では、マルウェア感染やウェブアプリケーションへの攻撃といった、システムに対する攻撃が多く見受けられますが、海外ではソーシャル・エンジニアリングやフィッシングなどの「人」を対象とした攻撃手段も主流になっています。いずれ日本も同じ傾向に進むことが予想されます（**図表4**参照）。

3. 被害発生回数

サイバー攻撃の試みを受けた国内企業のうち、実際に被害が発生した企業は46%です。8%の企業は5回以上の被害を受けています（**図表5**参照）。

図表1　過去1年間にサイバー攻撃の試みを受けたことがあるか

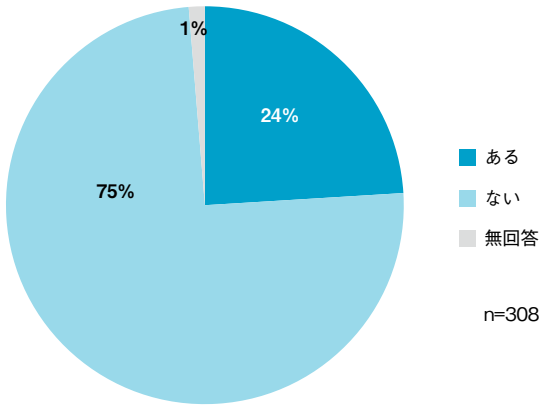

図表2　過去1年間にサイバー攻撃の試みを受けたことがあるか（業種別）

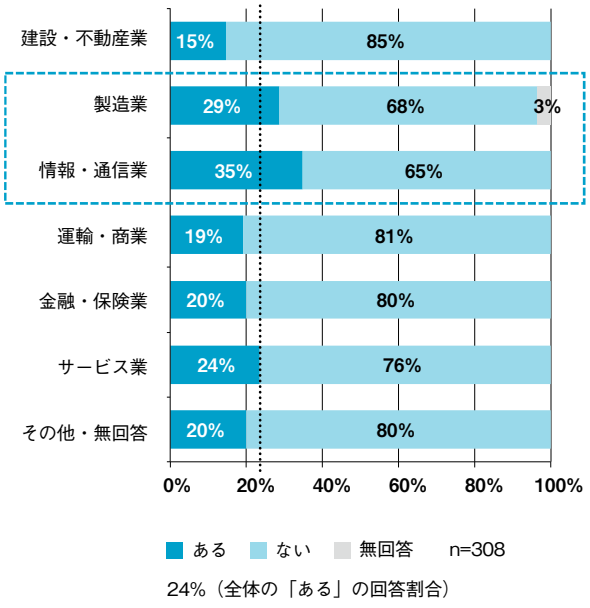

図表3　過去1年間にサイバー攻撃の試みを受けたことがあるか（年間売上高別）

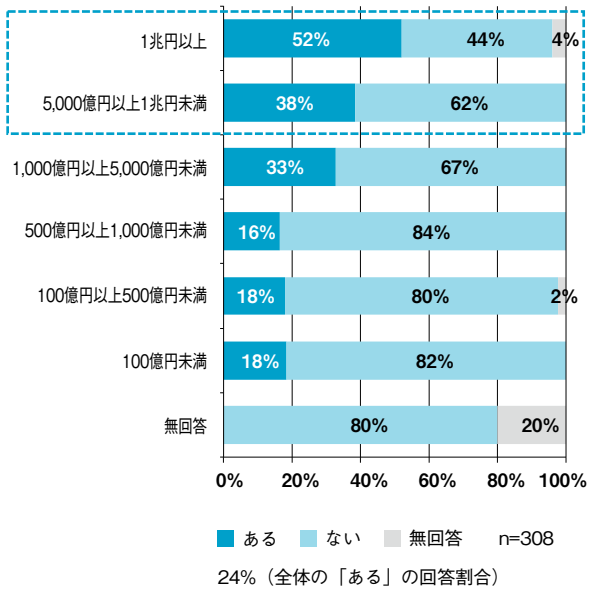

© 2014 KPMG FAS Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

図表4　攻撃手法の海外との比較（複数回答）

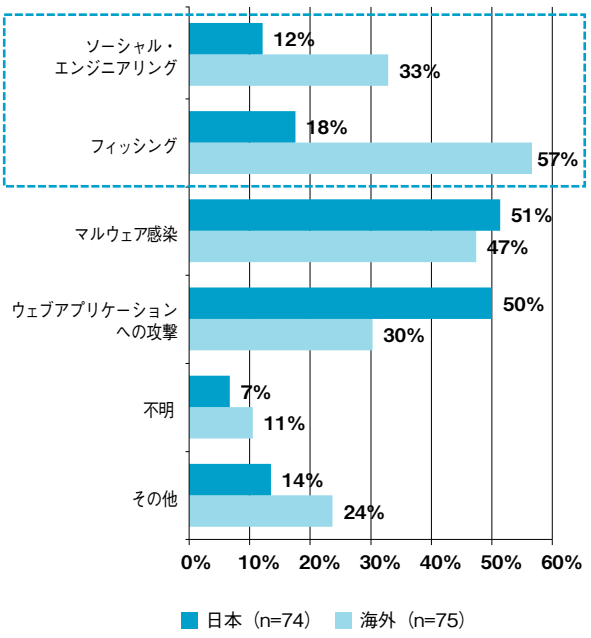

※サイバー攻撃の試みを受けたことがあると回答した企業が対象です。

図表5　被害が発生したのは何回くらいか

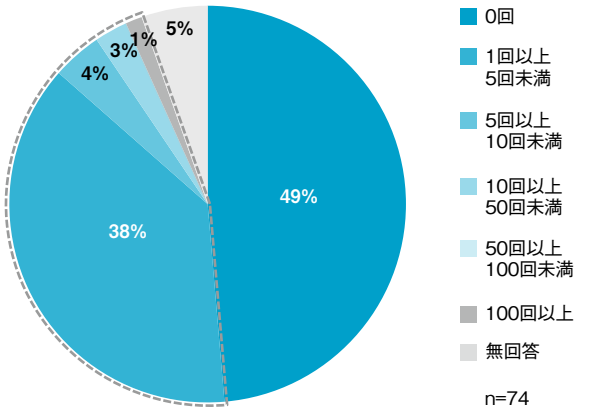

※サイバー攻撃の試みを受けたことがあると回答した企業が対象です。

4. 被害内容（海外比較）

過去1年間にサイバー攻撃の被害を受けた国内企業の58%が、サイバー攻撃により業務プロセスが中断したと回答しています。一方、海外では、財務的な損失および情報の漏洩を挙げた企業の割合が日本を大きく上回っています（**図表6**参照）。

図表6　被害内容の海外との比較（複数回答）

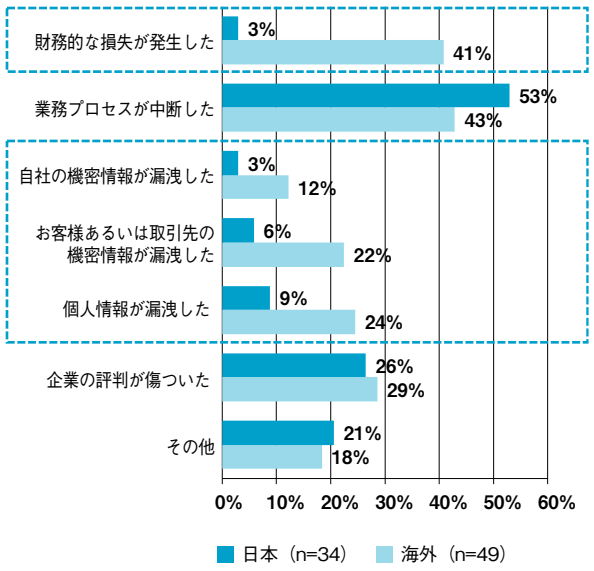

※サイバー攻撃の被害が1回以上発生したことがあると回答した企業が対象です。

5. 損失金額（海外比較）

過去1年間にサイバー攻撃の被害を受けた国内企業の91%が、サイバー攻撃による累計損失金額は1,000万円未満であったと回答しており、7,500万円以上と回答した企業は0%でした。一方、海外では16%の企業が75万ユーロ（約1億500万円）以上の損失が発生したと回答しています（**図表7**参照）。

図表7　損失金額の海外との比較（複数回答）

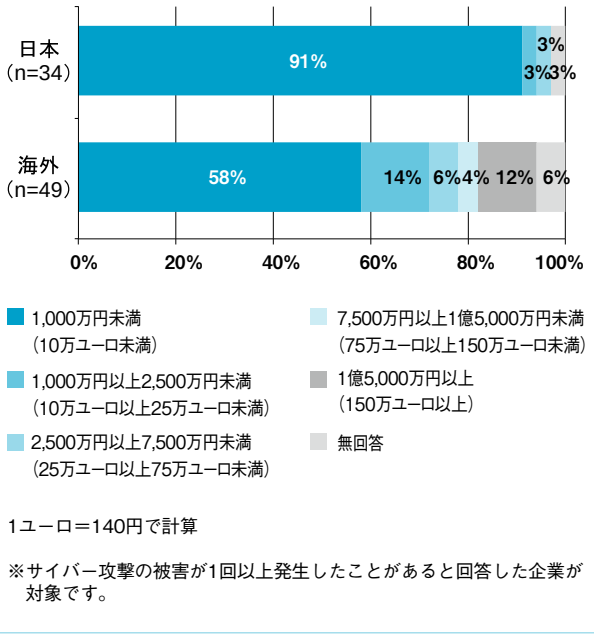

1ユーロ＝140円で計算

※サイバー攻撃の被害が1回以上発生したことがあると回答した企業が対象です。

© 2014 KPMG FAS Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Ⅱ サイバー攻撃に対する認識

1. サイバー攻撃の防御（海外比較）

国内企業では、48%がサイバー攻撃を防ぐことができない（「非常にそう思う」、「どちらかといえばそう思う」）と考えています。一方、海外では35%の企業がサイバー攻撃は防ぐことができない（「非常にそう思う」、「どちらかといえばそう思う」）と回答しています（**図表8**参照）。

図表8　サイバー攻撃は防ぐことができない（海外との比較）

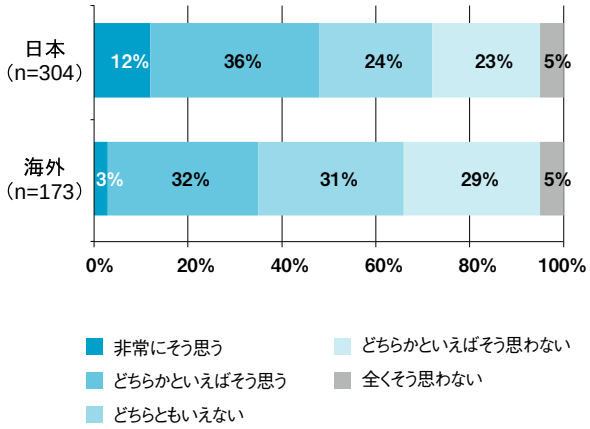

2. サイバー攻撃の動機（海外比較）

国内では、サイバー攻撃の動機として考えられる理由で最も多かったのは「愉快犯」、続いて「金銭目的」、「社会インフラの妨害等」、「スパイ活動」となりました。一方、海外では「金銭目的」を挙げる企業が最も多く、続いて「愉快犯」、「道徳的な理由」、「スパイ活動」となっています。ハクティビストと組織犯罪の活動が活発であることがうかがえます（**図表9**参照）。

図表9　サイバー攻撃の動機の海外との比較（複数回答）

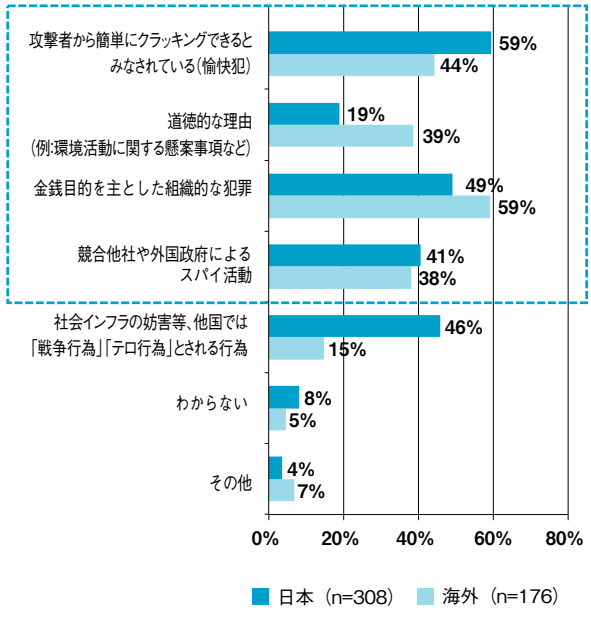

3. 自社が攻撃される理由（海外比較）

国内において、攻撃される理由として最も多く考えられているのは「お客様や取引先の機密情報の入手」、続いて「業務や生産プロセスの妨害」、「知的財産に関する情報の入手」となりました。過去1年間にサイバー攻撃を受けた企業は、受けていない企業よりも、「情報（知的財産、機密情報）の入手」を自社が攻撃される理由として考えていることが多いという傾向が見られます。

一方、海外では「業務や生産プロセスの妨害」や「金銭の入手」が主要な理由として挙げられています（**図表10**参照）。

図表10　自社が攻撃される目的の海外との比較（複数回答）

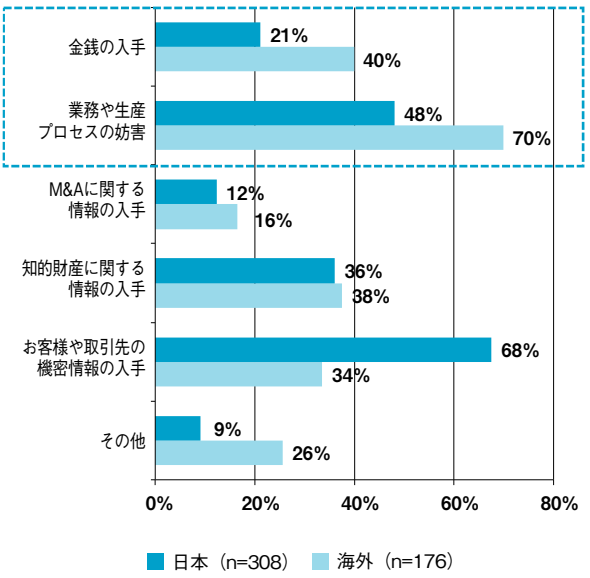

Ⅲ サイバー攻撃への対応状況

1. サイバー攻撃の予防

サイバー攻撃を予防するために、国内企業の78%が「ネットワークのセグメント化」を実施しています。「ネットワーク機器の要塞化・堅牢化」を行っている日本企業も51%近くに上ります。

一方、海外ではこれらの対策に加えて、「定期的なペネトレーションテスト」を75%、「サイバー攻撃に関する責任の明

© 2014 KPMG FAS Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

確化」および「関係者トレーニング」を60%を超える企業が実施しています。

いずれの方策においても、過去1年間にサイバー攻撃を受けた企業の方が、受けていない企業よりも対策が進んでおり、また、海外の方が対策が進んでいるという状況がうかがえます（**図表11**参照）。

図表11　サイバー攻撃予防策の海外との比較（複数回答）

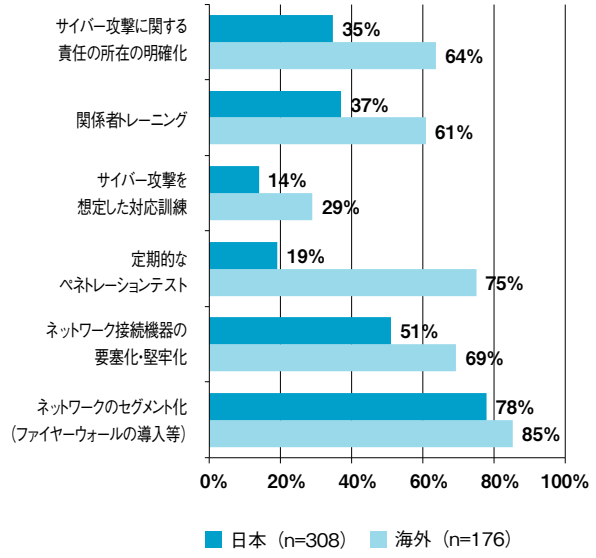

2. サイバー攻撃の発見

サイバー攻撃を発見するために、国内企業の61%がログ収集のための仕組みを導入していますが、収集したログを分析するための仕組みを導入している企業はその半数程度にとどまります。海外では68%の企業がログ収集のための仕組みを導入し、57%の企業がログ分析のための仕組みを導入しています。

図表12　サイバー攻撃発見策の海外との比較（複数回答）

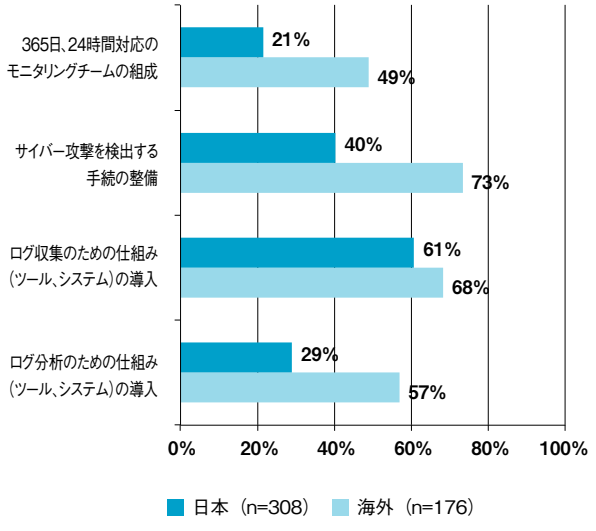

一方、海外では、「サイバー攻撃を検出する手続の整備」に最も多い回答が寄せられており、組織的対応が重視されていると考えられます。

いずれの方策においても、海外の方が対策が進んでいるという状況がうかがえます（**図表12**参照）。

3. サイバー攻撃発見時の対処

国内企業において、サイバー攻撃への対処として最も多かったのは「サイバー攻撃に対しての対応計画書（インシデントレスポンスプラン）」と「ネットワーク接続をただちに切断できる仕組み（ツール、システム）の導入」です。

一方、海外では41%の企業がネットワーク機器をただちに切断できる仕組みを導入しています。さらには海外では30%の企業が攻撃を受けた後の保全と分析のためのフォレンジックチームを組成しています。

サイバー攻撃に対処するための対策は、サイバー攻撃を予防・発見するための対策と比較して、その導入が進んでいない状況がうかがえます（**図表13**参照）。

図表13　サイバー攻撃対処策の海外との比較（複数回答）

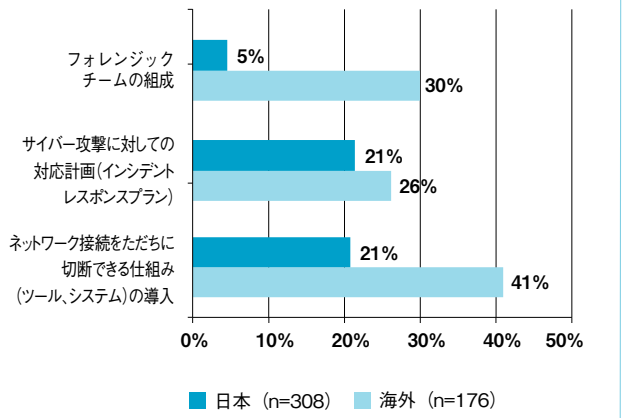

Ⅳ サイバー攻撃への今後の取組みに対する考え

1. サイバー攻撃を受けた場合の対応

国内企業において、サイバー攻撃を受けた場合の対応として最も多かったのは、「システム面のセキュリティ対策を強化、改善する」、続いて「管理体制や手続き面のセキュリティ対策を強化、改善する」、「システム面のセキュリティ対策のアドバイスを外部の専門家に依頼する」となりました。

一方、海外では、国内と比較して、「自社でフォレンジック調査を行う」、「自社でペネトレーションテストを行う」といった、自社で対応するという回答が多く寄せられています（**図表14**参照）。

© 2014 KPMG FAS Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

図表14　サイバー攻撃を受けた場合の対応の海外との比較（複数回答）

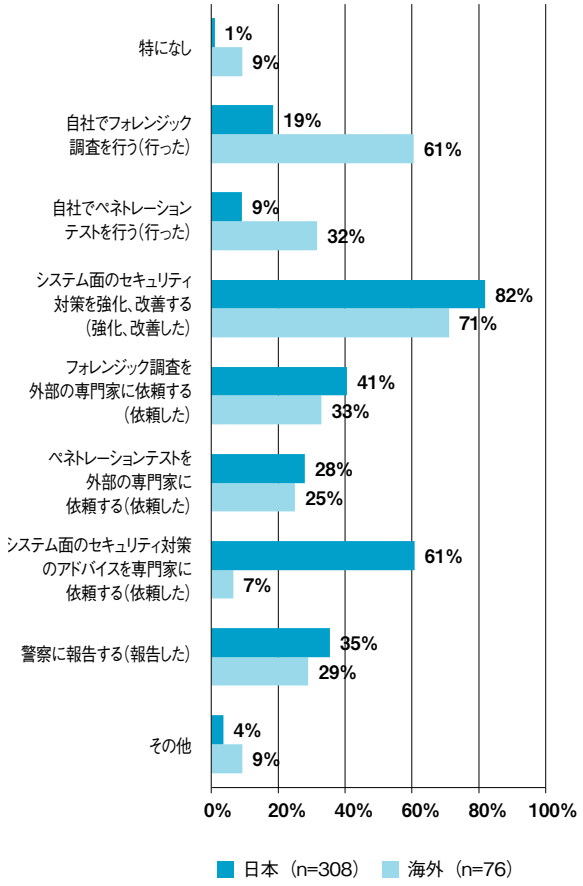

2. サイバー攻撃の予防のテクノロジーへの依存

サイバー攻撃の予防をテクノロジーに依存すべきかについて、国内企業の46%が「そう思う（「非常にそう思う」、「どちらかといえばそう思う」、以下同じ）」と回答し、38%が「そう思わない（「全くそう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」、以下同じ）」と回答しています。

図表15　サイバー攻撃の予防はテクノロジーに依存すべきか（海外との比較）

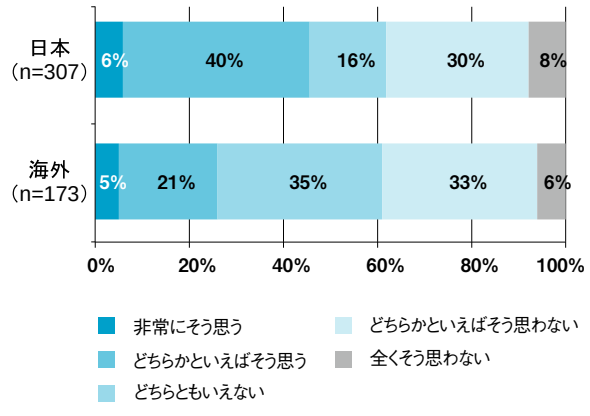

一方、海外で「そう思う」と回答した企業は26%にすぎず、テクノロジーによる防御の限界を感じている企業が国内より多い状況がうかがえます（**図表15**参照）。

3. サイバー攻撃の予防への取締役の関与

サイバー攻撃の予防への取締役レベルの関与について、国内企業の52%がサイバー攻撃の予防は取締役レベルで議論すべき（「非常にそう思う」、「どちらかといえばそう思う」、以下同じ）と考えています。海外では88%の企業が取締役の関与が必要だと回答しています。

さらに、国内企業の13%が「非常にそう思う」と回答いるのに対し、海外では56%の企業が「非常にそう思う」と回答しており、サイバー攻撃対策を円滑に推進するために、取締役レベルの強い関与が求められている状況がうかがえます（**図表16**参照）。

図表16　サイバー攻撃の予防は取締役レベルで議論すべきか（海外との比較）

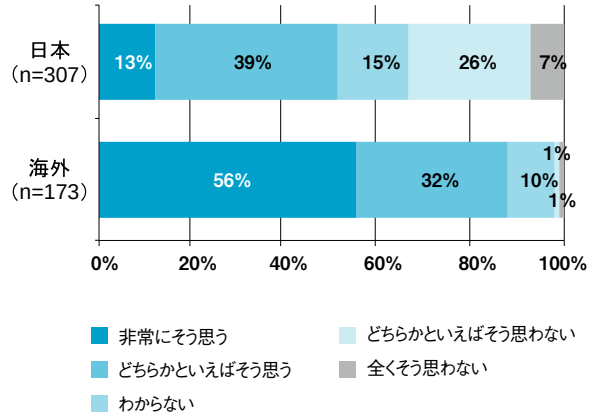

V　おわりに

サイバー攻撃による被害が、連日のようにメディアで取り上げられています。攻撃手法は高度化の一途をたどり、高い技術力を有する第三者が、明確な目的を持って特定企業をターゲットに仕掛けるサイバー攻撃の脅威が急速に増大しています。

これに対し、多くの企業では攻撃を受けてから初めて対策が取られているのが現状です。事後対応よりも予防措置の方がより費用対効果が高いにもかかわらず、サイバー攻撃の予兆の検出やその防御に必要な能力を備えている企業はほとんどありません。急速に変わりゆく外部環境にあわせて、企業はこれまでの情報セキュリティ、機密管理の取組みを、サイバーセキュリティ防御態勢へと変革していかなければなりません。

本調査により、日本企業が欧米企業に比べ、注力している

© 2014 KPMG FAS Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

分野、手法が異なることが判明しました。欧米で発生しているサイバー攻撃が遅れて日本にやってくる傾向があります。本調査を参考に自社のサイバーセキュリティ防御態勢を一度見直されると良いでしょう。

また、サイバーセキュリティ防御態勢の変革には、トップマネジメントの関与は必須です。これを機に、サイバーセキュリティは単にIT部門だけの問題ではなく、全社的な問題であるという認識をもっていただければ幸いです。

サイバーセキュリティサーベイ2013の全文をご希望の方は、下記の資料請求ページからお申込みくださいますようお願いいたします。
http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/research-report/pages/cyber-security-survey-2013.aspx

KPMGサイバーセキュリティアドバイザリーグループ

サイバーセキュリティに関する防御態勢の診断からサイバー攻撃防御態勢の改善計画立案・高度化支援、グローバルな防御態勢への変革支援まで、業種に特有の課題に対応したサービスを提供いたします。
cybersecurity@jp.kpmg.com

【バックナンバー】
「サイバー犯罪の見通し ①」
（AZ Insight Vol.56 ／ Mar 2013）
「サイバー犯罪の見通し ②」
（AZ Insight Vol.57 ／ May 2013）

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願い致します。

株式会社 KPMG FAS
フォレンジック部門
ディレクター　伊藤　益光
TEL：03-5218-8837
masumitsu.ito@jp.kpmg.com

© 2014 KPMG FAS Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

フィリピンの税務実務　第２回
法人所得税の基礎とPEZA登録企業への課税動向

KPMG フィリピン　マニラ事務所
プリンシパル　遠藤　容正
マネジャー　矢冨　健太朗

フィリピンでは、他国と同様に法人所得税の制度があり、法人が稼得した所得に対して課税がなされます。一方、経済区庁（Philippine Economic Zone Authority、以下「PEZA」という）へ登録を行った企業は、特別な取扱いを受けることができ、多くの日系企業が、一定期間の免税や特別税率の適用の恩恵を受けています。第２回目となる本稿では、フィリピンにおける法人所得税の基本的事項や特徴を概観するとともに、PEZA登録企業固有の論点を解説します。また、PEZA登録企業に対する税務当局の最近の動向についても説明します。
なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見である点をあらかじめお断りいたします。

遠藤（えんどう）　容正（よしあき）
KPMG フィリピン
マニラ事務所
プリンシパル

矢冨（やどみ）　健太朗（けんたろう）
KPMG フィリピン
マニラ事務所
マネジャー

【ポイント】
- フィリピンでは、正味課税所得に対して30%の税率を乗じて計算される通常の法人所得税に加え、最低法人所得税や不当留保金課税といった特徴的な税制がある。
- PEZA登録企業は、優遇税制の適用があり、通常の企業とは大きく異なる課税体系となっている。
- 優遇税制の適用は、PEZA登録活動に限定され、それ以外の取引は、通常の法人所得税が課税される点に留意が必要である。
- PEZA登録企業が課税される5%特別税の計算上、控除可能な費用は９項目に限定されており、税務当局は、これ以外の費用を認めない方針を明らかにしている。

Ⅰ 法人所得税の基礎と特徴

1. 法人所得税

フィリピンでの法人所得税は、売上から必要経費を差し引いた正味課税所得に対して、30%の税率を乗じて計算されます。ここでの正味課税所得は、会計上の税引前当期純利益に税務上の益金や損金とならない項目を加減算したものとも理解することができます。以下、フィリピンの法人所得税の特徴について見ていきます。

2. 最低法人所得税（MCIT）

正味課税所得×30%で計算される税額よりも売上総利益×

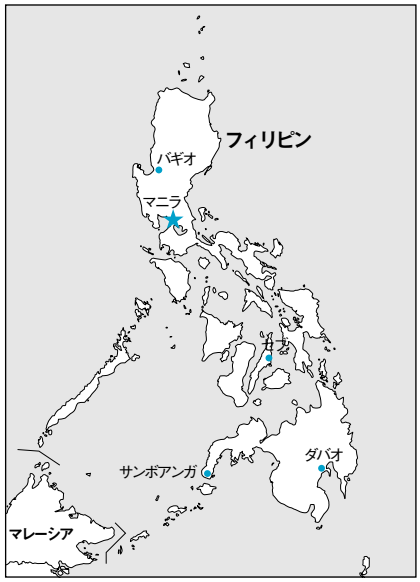

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

2%で計算される税額が大きい場合、この売上総利益×2%が最低法人所得税（Minimum Corporate Income Tax：MCIT）として課税されます。最低法人所得税は、いわゆる外形標準課税として位置付けられており、赤字決算の法人もしくは正味課税所得が僅少な法人からも税を徴収する機能を有しています。また、最低法人所得税は、事業開始から4年度目の課税年度から適用されます。事業立ち上げ期は赤字決算が続く状況も想定され、この点に配慮したものと考えられます。なお、支払った最低法人所得税は、次年度以降3年間にわたって通常の法人税から控除可能です。これにより将来期間に十分な課税所得が生じた場合、過去の最低法人所得税の納税額を相殺して取り戻すことができます。

3. 不当留保金課税

配当等を行わず、合理的な必要性なく払込資本の100%を超えて利益を留保している場合、不当留保とみなされ超過額に対して10%の課税が行われます。同族会社（Closely-Held Corporations）、すなわち発行済み株式総数の50%以上を20名以下の個人株主によって保有されている会社が課税対象法人となります。一方で、以下の法人は課税対象外となります。

① 銀行およびノンバンクの金融仲介業者
② 保険会社
③ 公開会社（Publicly - Held Corporations）
④ PEZA、スービック港湾市当局、クラーク特別経済区域登録企業、など

③にある公開会社は、同族会社以外の会社を指します。対象会社自身が公開会社でない場合であっても、たとえば資本関係を日本の親会社までさかのぼり公開会社にあたることを立証できれば、ここでの要件を満たすと解されています。

また、課税対象法人であっても、合理的必要性により反証できる場合、課税を回避することが可能です。ここでの合理的必要性による反証とは、たとえば、当該留保金を会社の設備投資や建物設備の購入のために留保していることにつき取締役会で承認を行っている場合などを指します。

なお、この不当留保金の規定は、税法のみならず会社法上も規定が存在し、違反した場合、会社法違反としてペナルティが課せられます。この点、会社法上の不当留保の禁止規定は、前述の例外ルールがないため、PEZA登録企業や公開会社等であっても適用される点に留意が必要です。

4. 欠損金の繰越し

正味課税所得がマイナスとなる場合、翌事業年度以降に繰り越し、将来の課税所得と相殺を行うことができます。繰越しは欠損金の発生後、3年間可能です（**図表1**参照）。

Ⅱ PEZAの概要と優遇税制

1. PEZAの概要

フィリピンでは、経済特区法（Special Economic Zone Act of 1995）に基づき経済特区が設置されています。フィリピン経済区庁（Philippine Economic Zone Authority）は通称「PEZA」と呼ばれ、フィリピンでの優遇投資の登録・管理を行っている機関です。経済特区へ入居し、PEZAへ申請・認可を得た企業は、PEZA登録企業として各種の優遇措置を受けることができます。その中でも法人税の免税措置が受けられ、また日系

図表1　法人所得税の特徴

種別	税率	計算方法
法人所得税	30%	✓（売上ー必要経費）× 30%
最低法人所得税（外形標準課税）Minimum Corporate Income Tax（MCIT）	2%（赤字の場合でも一定の法人所得税が発生）	✓ 売上総利益（Total Gross Income）× 2%で計算される。 ✓ 法人所得税より売上総利益× 2% が上回る場合、MCIT が課税される。 ✓ 事業開始年度より 4 年度目の課税年度以降に適用される。 ✓ MCIT は次年度以降、3 年間にわたり繰越控除が可能。
不当留保金課税 Improperly Accumulated Earnings Tax（IAET）	10%（会社法上も不当留保制限があるが免除規定はない。）	✓ 配当等行わず、合理的必要性がなく、払込資本金の 100%を超えて利益を留保している場合、不当な留保金とみなされ課税される。 ✓ PEZA、銀行、公開会社等は免除される。
欠損金 Net Operating Loss Carry Over（NOLCO）	–	✓ 欠損金は、発生年度の翌課税年度より 3 年間にわたり繰り越し、将来期間の課税所得と相殺が可能。 ✓ PEZA 登録企業は欠損金の繰越しは認められていない。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

企業の進出においても一般的な登録形態は、製造輸出とITサービス輸出です。

① 製造輸出
製品等の組立、製造、加工を行い、売上の70% 以上を輸出が占める事業（ex. 電子部品メーカー）
② IT サービス輸出
IT サービスの提供を行い、70% 以上を輸出が占める事業（ex. ソフトウェア開発、コールセンター）

2. 法人税に関する優遇税制

PEZA登録企業は、4年から6年の法人税の免税期間を得ることができます。また、法人税の免税期間の終了後は、総稼得所得（Gross income earned）に対して5%の特別税が課されます。なお、法人税免税期間は、拡張投資申請により最長で8年まで延長が可能となっています（**図表2**参照）。

Ⅲ PEZA登録企業の税務論点と近時の課税動向

1. PEZA優遇税制の対象範囲

一般にPEZAの優遇措置は、プロジェクト等の活動ごとに申請を行い付与されます。そのため、ひとつの企業の中で、優遇措置の対象となる活動と優遇措置の対象とならない活動が並存する場合がある点に留意が必要です。たとえば、ある製品の製造・輸出についてPEZAステイタスを取得した場合、優遇措置の対象活動となります。一方、同じ企業で他の製品の輸入・販売を行っている場合、この部分については、通常、優遇措置のない活動となります（仕入・販売といったトレーディングビジネスは通常、PEZAの優遇措置の対象外となります）。

そのため、税務計算において、免税（0%）、5%特別税、通常の30%の課税が混在し計算が複雑化する場合があります（**図表3**参照）。

図表2　PEZA概要

項目	内容
PEZA （Philippine Economic Zone Authority）	・経済特区法（Special Economic Zone Act of 1995）に基づき経済特区を管轄する。 ・経済特区へ入居し PEZA から認可を得た企業は、各種の優遇措置を享受できる。 ・会社単位ではなく、活動単位で PEZA ステイタスが付与される。
登録対象企業	・製造・輸出企業 ・IT サービス輸出企業 ・物流・倉庫サービス企業 ・その他（経済特区開発企業、IT パーク開発企業など）
法人所得税に対する優遇措置	・4 年～ 6 年間の免税 ・免税期間は拡張投資申請により最長 8 年まで延長可 ・免税期間終了後は総稼得所得（Gross income earned）に対して 5% の特別税率
その他の優遇措置	・原材料・機械設備等の輸入関税や関連税金の免除 ・埠頭税・輸出税の免除 ・国内購入品に対する付加価値税の免除（0% 取引とされる）など

図表3　PEZA企業の課税体系

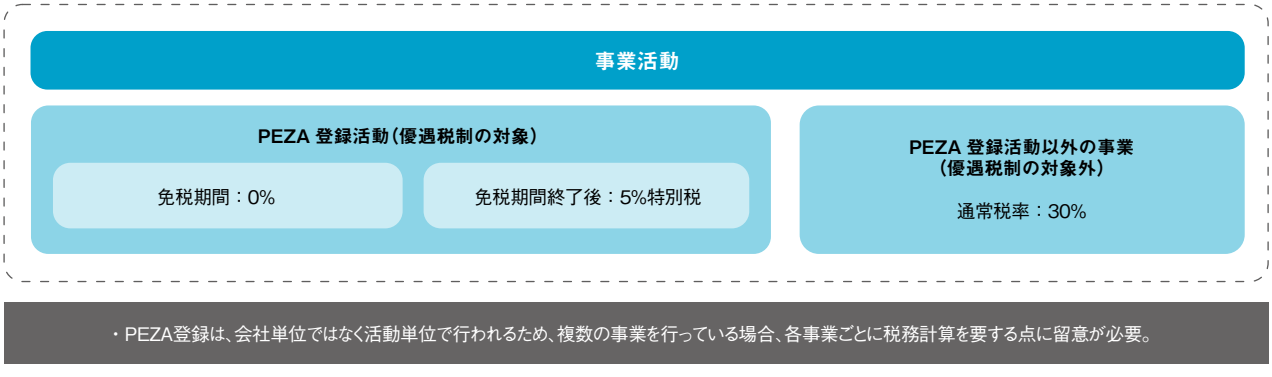

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

従来、優遇措置の対象となる活動とそれ以外の活動の区分が明確ではなく、より優遇措置の対象範囲を広くとらえる実務が行われてきました。一方で、近年税務当局によりPEZA登録活動の範囲をより厳格に解釈し、優遇税制の範囲を限定、課税を強化する動きが見られます。特に以下の取引は、優遇税制の対象とされない典型的な取引となっており留意が必要です。

・原材料等のスクラップ業者への売却
・製造に使用していた機械設備等の売却

2. 5%特別税の課税範囲

前述のとおり、法人税の免税期間の終了後は、総稼得所得に対して5%の特別税が課されます。ここでの総稼得所得とは、売上から控除可能費用を引いたものとされています。総稼得所得は、多くの企業で、売上から売上原価を控除した、いわゆる売上総利益に相当するものと理解されており、控除可能費用の範囲をできるだけ広く解釈し、課税所得を圧縮しようとする実務が散見されていました。一方で、近年、税務当局が控除可能費用の範囲をより厳格に解釈し、税務調査の過程で控除可能費用に含めた経費が否認される事例が相次いで報告されています。

製造輸出PEZAの場合、規則上、以下の項目が控除可能費用とされています。税務当局は、以下の控除可能費用は限定列挙であり、これ以外のコストの控除を認めないという立場を明らかにしています（**図表4**参照）。

【控除可能費用】
・直接給与、直接賃金、直接労務費
・製造指導に関する給料
・製造に使用される原材料費
・仕掛品コスト
・製品コスト
・製造に使用される消耗品
・製造用に利用される機械や設備に関する減価償却費
・製造に利用される建物、機械装置、倉庫の賃料および使用料
・製造に利用される固定資産に関するファイナンスコストで資産計上されていないもの

これらの解釈を踏まえ、税務当局は具体的に以下のようなケースで否認を行っており、企業側で、税務上損金として取り扱っている費用の確認が必要となります。

【税務当局により否認された費用】
・ロイヤルティー費用
・修繕費用

図表4　5%特別税計算上の控除可能費用

売上高	10,000
控除可能費用	(6,000)
総稼得所得	4,000
特別税率	5%
5%特別税	200

4,000×5%

【控除可能費用】

・直接給与、直接賃金、直接労務費
・製造指導に関する給料
・製造に使用される原材料費
・仕掛品コスト
・製品コスト
・製造に使用される消耗品
・製造用に利用される機械や設備に関する減価償却費
・製造に利用される建物、機械装置、倉庫の賃料および使用料
・製造に利用される固定資産に関するファイナンスコストで資産計上されていないもの

⇒上記以外は、税務上の費用とならないとされている点に留意が必要

図表5　否認項目

・ロイヤルティー費用･･･商標権契約に基づく支払い
・修繕費用･･･製造に関する機械・設備のメンテナンスに使われた人件費・部材費
・保険料･･･製造に関する輸入材料や機械の保険料
・外注費･･･登録事業に関連する外注機能にかかる外注業者への支払い
・間接労務費･･･品質管理、エンジニアリング、倉庫担当者等に対する給与、手当、その他の給付

⇒上記は、税務当局のルーリング（個別事例に対する税務当局の公式見解）により5% 特別税計算上の費用として認められないとの見解が示されており、自社での取扱いについて確認が必要

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

・保険料
・外注費
・間接労務費

税務当局は、税務調査の過程で、控除可能費用の処理科目に着目します。そして多くの場合、税務上経費処理された費目が、前述の9項目に該当するか否か、形式を重視して費目名で判断する傾向が見られます。当該9項目に該当しない名称の費用を控除可能費用に含めた場合、実態のいかんを問わず否認されてしまう場合があるため留意が必要となります（**図表5**参照）。

Ⅳ まとめ

PEZAは投資誘致のための機関として位置付けられ、優遇措置を売りに外資企業に対して積極的に投資を呼びかけています。一方で、税務当局はフィリピン政府の恒常的な税収不足の背景もあり、できるだけ関連する優遇税制の解釈を狭め、納税額を増やそうという意図が見られます。特に税務当局は、従来、取扱いが不明確だった領域に対して、解釈の明確化を行い、課税を強化してきており、引き続き留意が必要となります。

【バックナンバー】
「フィリピンの移転価格税制」
（AZ Insight Vol.57/May 2013）
「フィリピンの税務実務　第１回　最終源泉税の基礎と最近の動向」
（KPMG Insight Vol.6/May 2014）

本稿は、月刊「国際税務」（Vol. 34　№6、税務研究会発行）に寄稿したものに一部加筆したものです。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG フィリピン
マニラ事務所
TEL：＋ 63-2-885-7000（代表番号）

プリンシパル　遠藤　容正
TEL：+63-2-885-0604
yendo1@kpmg.com

マネジャー　矢冨　健太朗
TEL：+63-2-885-7000（Ext.317）
kyadomi2@kpmg.com

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

ブラジルからの海外送金に係る源泉徴収税の改正

KPMG ブラジル　サンパウロ事務所
シニアマネジャー　**赤澤　賢史**

ついに世界的に注目を集めるイベント、サッカー・ワールド・カップもブラジルで開催され、サッカーに関する話題で埋め尽くされている楽しげな雰囲気の一方で、関連インフラ整備の遅れやデモの発生、なかなか改善されない治安、言葉の問題、高い物価など、一筋縄ではいかないブラジルの現状についても、海外に広く伝えられる良い機会になったと思われます。
さて、2014年3月7日に、規範的指針第1,455/2014号（以下「IN1,455」という）が公布されました。
これは、国外の居住者に対して支払い等がなされた報酬等に関する法令の改定であり、ブラジルに既に進出されている、あるいは、進出を検討している企業に少なからず影響を及ぼす可能性があるものです。
本稿では、皆様方の理解の一助となるべく、このIN1,455の試訳を中心にして、従来の規定と変更がない部分も含めて、その基本的な考え方を解説します。
皆様方が個別案件等で実務において適用される場合には、必ず税務専門家への相談が必要です。
なお、本文中の意見は、筆者の私見であることをお断りいたします。

赤澤（あかざわ）　賢史（さとし）
KPMG ブラジル
サンパウロ事務所
シニアマネジャー

【ポイント】
- 当該改正では、従来の規定に比して、定義が変更されている部分もあり、該当する海外送金がある場合には、変更された項目にあてはまるかどうか再確認が必要である。
- 新たに詳細な規定が定められたキャピタル・ゲインをはじめとし、全体的に金融取引に係るコンプライアンスの手続が増えている。
- 当該規範的指針は2014年3月7日から発効している。

I　はじめに

ブラジルの源泉徴収税についての基本的な考え方については、2013年11月号の「**ブラジルの源泉徴収税**」（KPMG Insight Vol. 3）をご参照ください。

今回のIN1,455による改正は、特にその中でも、国外の居住者に対する報酬等の支払い、信用払い、受渡し、使用または送付がなされた場合の、源泉徴収税の発生原因について詳細に規定しているものです。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Ⅱ IN1,455 の内容

当該規範的指針は、公布された2014年3月7日から有効であり（同指針第24条）、同時に規範的指針第252/2002号（以下「IN252」という）を廃止しています（同指針第25条）。廃止されたIN252の内容は、そのまま同じ記載内容でIN1,455に引き継がれている部分もあります。本稿では、従来の規定と変更がない部分も含めて、その基本的な考え方を図表形式で解説します（**図表1**参照）。

なお、税率欄に＊マークがついている項目については、法律第9,430/1996号第24条に規定されているタックスヘイブン等の居住者である受取人によって所得等が受領された取引である場合には、源泉徴収税の税率は25％となる旨が、各条文内で規定されています。

図表1　源泉徴収税の発生原因についての詳細規定

項目		税率	定義および条件
① 運賃、傭船料、賃借料、船舶または航空機のリース料、コンテナ賃料、留置料その他の港湾サービス	第２条	*0%	企業によって行われ監督官庁の認可も得ている、運賃、傭船料、賃借料、海・河川での船舶または外国籍の航空機のリース料であり、ブラジル国内にその源泉を有し、ブラジル国外の居住者たる法人により、支払い、信用払い、受渡し、使用または送付し受領された報酬等。コンテナ賃料、留置料およびその他の港湾施設サービス利用料も同様。
② 輸出業者が支払うコミッション	第３条	*0%	ブラジル国内にその源泉を有し、支払い、信用払い、受渡し、使用または送付がブラジル国外の輸出業者の代理店によってなされ、ブラジル国外の居住者たる法人が受領した報酬等。 • この恩典を享受するためには、商業契約または同等の書類が具備され、適格な輸出登録（Registro de Exportação “RE”）が約定された支払いであることが必要（同条第１項）。 • 本文の定める取引は、法令第 6,761/2009 号の第２条第３項の規定に従い Siscomex（Sistema Integrado de Comércio Exterior）システムに登録される（同条第３項）。 • 本文の規定を満たすため、法令第 6,761/2009 号の第３条本文第１号の規定に従い、納税遵守の証拠書類および §3 の登録により、為替市場でのオペレーションの認可を受けた機関により送金が実行される（同条第４項）。 • 取引に参加する機関は、法令第 6,761/2009 号の第３条単項の規定に従い、本文の規定に関する条件の履行を証明するとともに、ブラジル中央銀行が公布した命令による形式で書類を保管しなければならない（同条第５項）。
③ 市場調査、ブラジルの製品およびサービスの販売促進および広告、および、ブラジル観光の販売促進目的の支出	第４条	*0%	以下のブラジル国外への価額の支払い、信用払い、受渡し、使用または送付で、ブラジル国内にその源泉を有するもの。 Ⅰ 市場調査による支出、および、ブラジルの製品・サービスまたはブラジル観光の販売促進のための、見本市、品評会または会議に類するものに関する、これらイベントに属する販売促進・広告宣伝も含めた、場所やスタンドの賃料・リース料（同条本文第１号）。 Ⅱ 連邦行政府の機関による、ブラジル国外におけるブラジルの販売促進を目的としたサービスの契約に関するもの（同条本文第２号）。 • 本文第Ⅰ号の規定を満たすため、国外における、ブラジルの製品・サービスまたはブラジル観光の販売促進のための、見本市、品評会または会議に類するものに関する支出も斟酌される（同条第２項）。 • 本文第Ⅱ号の規定の場合において、国外におけるブラジルのプロモーションを目的としたサービスとして、関連するコンサルティング、コミュニケーション、パブリック・リレーションまたはジャーナリズムに対するアドバイザリーのサービスも斟酌される（同条第３項）。 • 本文の定める取引は、法令第 6,761/2009 号の第２条第１項の規定に従い、開発商工省のアドレスにおけるインターネット・サイトで利用することが可能な Sisprom（Sistema de Registro de Informações de Promoção）システムに登録される（同条第４項）。 • 本文第Ⅰ号の規定の場合における §4 の手続による登録には、品評会、協会、団体またはそれに類するものの主催者によって実施された場合での、当該収入に関する源泉徴収税の 0%税率を利用した参加企業または団体の確認証明、および、関与割合に応じた相応の費用額、を含まなければならない（同条第５項）。 • 本文の規定を満たすため、納税遵守の証拠書類および §4 の取扱いによる登録により、為替市場でのオペレーションの認可を受けた機関により送金が実行される（同条第６項）。 • 取引に参加する機関は、§6 に係る条件の履行を証明するとともに、ブラジル中央銀行が公布した命令による形式で書類を保管しなければならない（同条第７項）。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

図表1　源泉徴収税の発生原因についての詳細規定　つづき

項目		税率	定義および条件
④ ヘッジ取引	第５条	*0%	ブラジル国内にその源泉を有し、国際的な市場における変動リスク、金利手数料、または、通貨間または商品価格間の平価をカバーする取引（ヘッジ）に対応する価値の、ブラジル国外への支払い、信用払い、受渡し、使用または送付であり、ブラジル国外の居住者たる法人が受領した報酬等。 • 本文に示された 0%への源泉徴収税の減額を適用するために、取引は、必要かつ一般的に常用され、その価額、カバーされるリスクやその結果に伴う費用の実現、有効な規定に従っている旨等、証明され性格付けられたものであることが必要（同条第２項）。 • 本文の規定を満たすため、納税遵守、合法性および取引の経済的合理性の証拠により、為替市場でのオペレーションの認可を受けた機関によりその送金が実行される（同条第３項）。 • 取引に参加する機関は、§3 に係る条件の履行を証明するとともに、ブラジル中央銀行が公布した命令による形式で書類を保管しなければならない（同条第４項）。
⑤ リース取引	第６条	15%	タックスヘイブンとされる国または地域の居住者たる賃借人である会社を含む、ブラジル国外の居住者たる組織によって行われた、資本財のファイナンシャルおよびオペレーショナル・リース取引の契約の結果生じた、ブラジル国外へのリース料としての支払い、信用払い、受渡し、使用または送付。 • ファイナンシャル・リースとして認められたリース取引につき、源泉徴収税の課税標準の決定にあたり、各リース契約に定められた方法により、リース対象資産の償却額に対応した各回のリース料の支払い額を除外する（同条第１項）。 • §1 に定められた除外を満たすために、支払者たる法人は、リース契約の根拠、リース資産の償却額、財務費用、および、対応する各リース料支払額について、証明する必要がある（同条第２項）。 なお、旅客または貨物の一般公共航空運送企業により、法律第 11,371/2006 号第 16 条の規定に従い 2013 年 12 月 31 日までに実施された航空機またはそのエンジンのリース契約によるリース料の支払いについて、ブラジル国内にその源泉を有し、ブラジル国外の居住者たる法人が受領した支払い、信用払い、受渡し、使用または送付の場合には、本文の取扱いによった取引における源泉徴収税の税率は、2016 年 12 月 31 日までに発生した課税原因につき、税率は 0%へ減額される（同条第３項）。
⑥ 株式公開企業の株式の国外における移転の費用およびコミッション	第７条	*15%	ブラジル国内にその源泉を有し、ブラジル国外の居住者たる法人に対してなされ、ブラジル国内の居住者である株式公開企業の株式の、ブラジル国外での譲渡取引に伴い発生したコミッションおよび費用で、ブラジル中央銀行およびブラジル証券取引委員会から承認されている、国外への支払い、信用払い、受渡し、使用または送付。
⑦ 国外における工業所有権の申請、取得および維持	第８条	*15%	ブラジル国内にその源泉を有し、ブラジル国外における工業所有権の申請、取得および維持の結果発生した、国外に対する支払い、信用払い、受渡し、使用または送付であり、ブラジル国外の居住者たる法人が受領した報酬等。 • 本条に示された取引で 1999 年 12 月 31 日現在有効な契約については、その時点で有効であった税制が適用される（同条第２項）。
⑧ ブラジルと租税条約を締結している国で締結された借入金の利子	第９条	15%	ブラジル企業が非公式または公式にブラジル国外で契約した借入の結果生じた利子で、ブラジルと租税条約を締結している国の居住者たる法人に対してなした支払い、信用払い、受渡し、使用または送付。 • 本文に示された源泉徴収税の負担については、契約期間が 15 年以上の借入契約、債券市場の利率に至るまでの利率、各々の租税条約での債権に対する課税が認められているよりも低い率で課税される金融機関との契約、に対しても適用される（同条第１項）。 • 本条に示された取引で 1999 年 12 月 31 日現在有効な契約については、その時点で有効であった税制が適用される（同条第２項）。 • ただし、受領者が日本居住者の場合の利息は 12.5%（日伯租税条約第 10 条（2））。
⑨ 国際的な債権の国外での譲渡に係る利子、コミッション、費用および値引き	第 10 条	15%	コマーシャル・ペーパーを含む国際的債権の、ブラジル中央銀行の事前承認を得ている国外での譲渡に係る利子、コミッション、費用および値引きの、タックスヘイブンとされる国の居住者を含む、ブラジル国外の居住者たる法人に対する支払い、信用払い、受渡し、使用または送付。 • 本条に示された取引で 1999 年 12 月 31 日現在有効な契約については、その時点で有効であった税制が適用される（同条単項）。 • ただし、受領者が日本居住者の場合の利息は 12.5%（日伯租税条約第 10 条（2））。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

図表1　源泉徴収税の発生原因についての詳細規定　つづき

項目		税率	定義および条件
⑩ 輸出の為替割引に係る利子およびその為替に係るコミッション	第 11 条	0%	輸出の為替割引に係る利子およびその為替の引受先に対するコミッションの、タックスヘイブンとされる国の居住者を含む、ブラジル国外の居住者たる法人に対する支払い、信用払い、受渡し、使用または送付。 • 本文に示された優遇措置については、期限を過ぎた輸出に係る為替契約によってなされた輸出金融により、ブラジル国外で取得された債権に係る利子およびコミッションに対しては適用されない（同条第 1 項）。 • 書類の提出または決済が、契約期間を 1 日以上超過している場合には、輸出に係る為替契約は期限を過ぎたものとみなされる（同条第 2 項）。 • 本文の規定を満たすため、納税遵守、合法性および取引の経済的合理性の証拠により、為替市場でのオペレーションの認可を受けた機関によりその送金が実行される（同条第 3 項）。 • 取引に参加する機関は、本文に係る条件の履行を証明するとともに、ブラジル中央銀行が公布した命令による形式で書類を保管しなければならない（同条第 4 項）。
⑪ 輸出金融に仕向けられた債権に係る利子およびコミッション	第 12 条	0%	ブラジル国内にその源泉を有し、タックスヘイブンとされる国の居住者を含む、ブラジル国外の居住者たる法人が受領する、輸出金融に仕向けられた債権に係るブラジル国外で取得された利子およびコミッションに対する支払い、信用払い、受渡し、使用または送付。 • 本文の規定を満たすため、納税遵守、合法性および取引の経済的合理性の証拠により、為替市場でのオペレーションの認可を受けた機関によりその送金が実行される（同条第 1 項）。 • 取引に参加する機関は、§1 に係る条件の履行を証明するとともに、ブラジル中央銀行が公布した命令による形式で書類を保管しなければならない（同条第 2 項）。 • 本文に定められた源泉徴収税の 0%への減額は、法令第 6,761/2009 号の第 1 条本文第 7 号の規定に従い、ブラジル国内にその源泉を有し、ブラジル国外の居住者たる法人に対して、輸出金融として実際に仕向けられた、支払い、信用払い、受渡し、使用または送付された総額により、調整される（同条第 3 項）。 • 為替市場でのオペレーションの認可を受けた機関による、本文に規定された取引の確認は、ブラジル中央銀行により公布された特定の規則に従い、有効な日々の全世界ベースの会計残高との比較によって行われる（同条第 4 項）。 なお、輸出金融に仕向けられブラジル国外で取得された債権の分割払に係る利子およびコミッションについて、本文の取扱いに関し、この目的に対しては適用されず、源泉徴収税の税率は 25%となる（同条第 5 項）。
⑫ ブラジル国外でなされた貨物の保管、移動および輸送、書類の発行に伴う費用	第 13 条	*0%	ブラジル国外でなされた貨物の保管、移動および輸送、書類の発行に伴う費用に関し、ブラジルの輸出業者によって国外へなされた支払い、信用払い、受渡し、使用または送付。
⑬ 利子配当	第 14 条	*15%	利子配当として、ブラジル国外の居住者たる受取人に対してなされる支払い、信用払い、受渡し、使用または送付の総額 • 報酬性の高い資本利子として計算、または、利益もしくは配当として法人により分配された、法人によるその出資者または株主へ支払いまたは信用払いされた利子およびその他の費用は、法律第 11,033/2004 号第 1 条に定められた源泉徴収税の税率となる（同条第 2 項）。 • ただし、受領者が日本居住者の場合の利息は 12.5%（日伯租税条約第 10 条 (2)）。
⑭ 同種または類似の貨物の認定手続に係るサービスおよび輸入国により要求されているその他手続	第 15 条	*0%	ともに世界貿易機関（WTO）の取扱分野である、衛生植物検疫措置（SPS 措置）および貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）の保護下にあって、輸入国により要求されている、同種または類似の貨物の認定手続に係るサービス、度量衡、標準化、衛生検査、植物検疫、認可、登記およびその他の手続に係る報酬として、国外になされる支払い、信用払い、受渡し、使用または送付の総額。 • 本条の規定は、法律第 10,168/2000 号の取扱いにより、イノベーション推進のための産学連携奨励プログラム（o Programa de Estímulo à Interação Universidade-Empresa para o Apoio à Inovação）に出資するために、特定財源負担金（CIDE）が適用される（同条第 1 項）。 • 法律第 9,430/1996 号第 24 条および 24 ― A 条の取扱いに従い、タックスヘイブン等の居住者または優遇税制を享受している、個人または法人によってなされたサービスに対する報酬である場合には、本文および §1 の規定は適用されない（同条第 2 項）。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

図表1　源泉徴収税の発生原因についての詳細規定　つづき

項目		税率	定義および条件
⑮ 一般的なサービスに対する報酬	第 16 条	25%	第 17 条に規定されている場合を除き、ブラジル国外の居住者が受領する、雇用関係の有無に関わらず労働、サービスの提供に係る報酬に対する支払い、信用払い、受渡し、使用または送付。
⑯ 技術サービス、技術および管理支援に係る報酬、ロイヤルティー	第 17 条	*15%	ブラジル国外の居住者たる法人が受領する、いかなる性質のロイヤルティー、技術サービス、および、技術、管理および類似の支援に係る報酬に対する支払い、信用払い、受渡し、使用または送付の総額。 本条の規定に該当する項目 Ⅰ 以下に示すような、権利の使用、享受または開発に伴ういかなる性質のロイヤルティーに分類される報酬。 a) 森林資源を含む植物資源の収穫または採取の権利 b) 鉱物資源の探査または採掘の権利 c) 発明、生産工程または方式、および、工業または商業ブランドの利用または開発 d) 著作または作品の、著者または作者により受領される場合を除いた、著作権の利用 Ⅱ 以下も同様とみなされる。 a) 専門的な技術知識に基づく管理支援サービス、または、個人の専門家、雇用関係にある者あるいは明解な技術的内容を伴った自動化された仕組みによって提供されたコンテンツによる技術的サービス b) 委譲者への機密のプロセスまたは公式の譲渡、技術・図面・研究または教育を通じてブラジルに持ち込まれた、またはその他類似のサービス、あるいは、与えられたプロセスまたは公式の効果的な利用を可能にする、持続性のあるコンサルティングによる技術支援 • 本文に示された収入に関し、支払いが遅延したことによる延滞利子およびその他の補償については、それに係る元々の価額に対する同様の条件に従い、源泉徴収税が課される（同条第 2 項）。
⑰ プロ・スポーツ選手の移籍の権利	第 18 条 ～ 第 19 条	*15%	プロ・スポーツ選手の移籍の場合を含む、いかなる権利の形態にかかわらず、取得、報酬、またはいかなる名目にかかわらず、ブラジル国外になされた支払い、信用払い、受渡し、使用または送付の総額。
⑱ キャピタル・ゲイン	第 20 条 ～ 第 23 条	*15%	ブラジル国外の居住者たる法人が受領する、ブラジル国内に所在する財または権利の売却によりブラジル国内で得たキャピタル・ゲイン。 • ブラジル国外の居住者たる法人がブラジル国内で稼得したキャピタル・ゲインについては、ブラジルによって締約されている国際協定、条約または協約を害することなく、当指針第 20 条から第 23 条の規定に従った課税がなされる（第 20 条）。 • 本文の取扱いによる源泉徴収税の控除および収入の責任者は以下の通り（第 21 条第 1 項）。 Ⅰ ブラジルの居住者たる個人または法人である取得者 Ⅱ 取得者がブラジル国外の居住者である場合、その代理人 • 二重課税防止、または、ブラジルおよび譲渡者の所在する国における現行の所得税に係る租税回避防止、のための協約の規定は従わなければならない（第 21 条第 2 項）。 • ブラジル国内で得られたキャピタル・ゲインは、財または権利の、ブラジル・レアル建の売却額と、ブラジル・レアル建の取得価額との正の差額で決定される（第 23 条）。 • 第 23 条の規定を満たす財または権利の取得価額は、適切かつ有効な書類によって、証明されなければならない（第 23 条第 1 項）。 • もし証明が不可能な場合の取得価額は以下のとおりでなければならない。 Ⅰ 財または権利の購入に関して、ブラジル中央銀行に登録された資本額を基礎として算定。 Ⅱ それ以外の場合には、ゼロとする。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Ⅲ 考察

特に、比較的大きな部分では以下の改正が図られています。

- ③、④、⑤、⑩、⑪の条件に、手続のコンプライアンスを中心とした変更が加えられている。
- ⑫、⑭、⑱が新規項目として新たに詳細が定められている。
- 従来存在した、医療保険に係る送金項目がなくなった。

これら改正の中で、⑱のキャピタル・ゲインに挙げられるような、特に金融取引に係るコンプライアンス手続等に関する条件が増えてきている点が指摘できます。ブラジルでのオペレーションの重要性が増してくると、金融取引の頻度や金額も拡大すると思われますので、再度、ご確認されることが望まれます。

【バックナンバー】
「ブラジルの移転価格税制」
（AZ Insight Vol.56/Mar 2013）
「ブラジルへの人員派遣に係る個人所得税等」
（KPMG Insight Vo.2/Sep 2013）
「ブラジルの源泉徴収税」
（KPMG Insight Vol.3/Nov 2013）

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG ブラジル　サンパウロ事務所
グローバル・ジャパニーズ・プラクティス
シニアマネジャー　赤澤賢史
TEL：+55 (11) 2183-6269
sakazawa@kpmg.com.br

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

出版物のご案内

アジア上場の実務 Q&A　香港・シンガポール・台湾・韓国・タイの株式市場徹底比較

NEW

2014年6月刊
【編】KPMGアジア上場アドバイザリーグループ
中央経済社・544頁　5,600円（税抜）

本書は、アジア上場を検討するにあたり、企業側で必要となる法律、証券、税務、会計等に関する実務的な知識や情報について、体系立てて解説しています。また、Q&A方式だけでは各市場の上場基準などを網羅的に記載することが難しいため、香港、シンガポール、台湾、韓国、タイの上場基準、上場に関連した会社法などを比較形式にて末巻で掲載しています。

第１章　アジア証券市場の概要と特徴
第２章　アジア証券市場の共通 Q&A
第３章　アジア上場の税務 Q&A
第４章　香港上場 Q&A
第５章　シンガポール上場 Q&A
第６章　台湾上場 Q&A
第７章　韓国上場 Q&A
第８章　タイ上場 Q&A
付　録　1. 各証券市場別コンタクト先
　　2. 用語集
　　3. アジア証券市場比較表（2013 年実績）

連結財務諸表の実務（第 6 版）
ー関連法規等の解説と具体的会計処理ー

NEW

2014年6月刊
【編】有限責任 あずさ監査法人
中央経済社・968頁・A5判　9,500円（税抜）

本書は、連結会計実務に必要な知識および一連のプロセスを、充実した設例・設問と豊富な図表により、網羅的に把握できる基本実務書として、改訂を重ねています。第6版となる今回の改訂では、連結決算に携わる実務家に大きな影響を及ぼす大幅な改正が行われた連結会計基準・企業結合基準など、平成27年4月1日以後開始事業（連結会計）年度より適用される、最新の制度改正について対応しています。

第Ⅰ部　連結財務諸表総論
第Ⅱ部　連結財務諸表の作成手続
第Ⅲ部　連結貸借対照表・連結損益計算書の作成方法
第Ⅳ部　連結財務諸表の開示
第Ⅴ部　総合問題

欧米・新興国・日本 16ヵ国 50 社のグローバル市場参入戦略

2013年11月刊
【編著】ナンシー・ハバード（著）、高橋　由紀子（訳）
【監訳】KPMG FAS
東洋経済新報社・368頁　3,800円（税抜）

本書では、国際ビジネス界を代表する16ヵ国50社のCEO・経営幹部を対象にインタビューを実施し、海外市場への事業展開で避けがたい困難な問題をどのように乗り越え、現在の地位を築きあげたのか、統計・事例分析も交えて明らかにしています。

序　説　グローバライザーとは何か
第１章　グローバリゼーションの経済学
第２章　グローバリゼーションの傾向
第３章　グローバル化に伴うリスク、困難、利点
第４章　企業はどのようにグローバル展開するのか
第５章　エクイティによらない投資
第６章　エクイティ投資による提携と合弁事業
第７章　合併と買収
第８章　グリーンフィールド投資による展開
第９章　新興国市場のグローバライザー
第10章　海外進出先としての中国
第11章　次の 10 年、さらにその後

国際税務　グローバル戦略と実務

2013年1月刊
【編】KPMG税理士法人
東洋経済新報社・288頁・A5判　4,200円（税抜）

昨今の日本市場を取り巻く環境下において、企業のグローバル化は従来にも増して重要な戦略となっています。本書は、企業のグローバル成長戦略に平仄を合わせ、地域統括会社の活用、サプライチェーンマネジメントの考え方、関税・間接税プランニングの重要性、グローバル・キャッシュ・マネジメント、移転価格税制、クロスボーダー M&Aに関する税務など、経営に必須のグローバル税務戦略を詳しく解説しています。

第１章　グローバル税務マネジメント
第２章　グローバル税務戦略と移転価格
第３章　グローバル税務に関する主要な税制
第４章　グローバル税務プランニングー TESCM
第５章　グローバル税務プランニングーグローバル・キャッシュ・マネジメント
第６章　グローバル税務戦略と関税・間接税
第７章　海外勤務者とグローバル税務実務
第８章　グローバル M&A とタックスプランニング

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

資本等取引と組織再編の会計・税務

2014年4月刊
【著】KPMG
清文社・538頁・A5判　3,500円（税抜）

多くの実務においては、組織再編取引が資本等取引の一部を構成しており、また、組織再編取引に連動して資本等取引が発生しており、適切な経理処理を行うためには、個々の取引に適用される会計・税務の取扱いを正確に理解する必要があります。
本書は、相互に深い関係のある資本等取引と組織再編をめぐる複雑で難解な会計・税務の取扱いについて、多様な事例を織り交ぜながら、わかりやすく、かつ詳細に解説しています。

第１編　資本等取引の会計と税務
　　第１部　資本等取引の会計
　　第２部　資本等取引の税務
第２編　組織再編の会計と税務
　　第１部　組織再編の会計
　　第２部　組織再編をめぐる税務

英国の新会計制度

2014年4月刊
【編】KPMG/あずさ監査法人　三浦　洋（監修）、江澤　修司（著）
中央経済社・224頁・A5判　2,600円（税抜）

英国では、2015年より、IFRSを基礎とした新しい英国会計制度が導入され、会社法決算制度が全面的に改正されます。これに伴い、すべての英国企業が新制度に向け英国法定決算の置き換えを進めています。
本書は、英国でビジネスを行っている日系企業の決算実務の一助となるよう、英国の会計制度について体系的な解説を行ったうえで、効率的な新制度移行のポイントや決算上の留意点について説明しています。

序　章　英国会計の基礎
第１章　英国会計制度の概要
第２章　会社法決算書の作成と法定監査
第３章　新しい英国会計制度
第４章　適用会計基準の選択実務
第５章　新基準導入プロジェクト
第６章　在英日系企業の決算上の留意点

会社法決算の実務（第８版）

2014年2月刊
【著】有限責任 あずさ監査法人
中央経済社・844頁・A5判　6,600円（税抜）

本書は、会社法に基づく決算制度を扱う書籍であり、企業の経理実務に役立つ手引書として、毎年改訂を重ねています。第8版となる今回の改訂では、金商法の単体開示の簡素化で注目を集める「経団連ひな型」への準拠を意識したほか、厳選した開示例をコンパクトに取り上げ１つひとつ丁寧に解説、連結と単体の開示の違いの明確化、話題の事項に関するコラムの新設など第7版で行った大幅リニューアルのさらなる充実を図っています。

第１編　会社法決算関係書類の作成・開示
第２編　特別編
　　第１章　リスクマネジメントと会社法開示
　　第２章　中小企業の会計
　　第３章　IFRS任意適用制度と会社法開示
　　補　章　会社法の一部を改正する法律案等の概要
付　録　掲載事例一覧表
　　会計基準適用時期一覧表
　　会社法決算関係用語集

（平成26年版）基礎からの完全マスター　給与計算実践ガイドブック

2014年4月刊
【編】KPMG BRM株式会社　KPMG 社会保険労務士法人
清文社・392頁・A5判　2,800円（税抜）

本書は、給与計算の仕組みと手続きを、初心者からベテランまでの幅広い層を対象に、豊富な事例と図解を用いて、「知りたいポイント」を徹底解説しています。厚生年金、雇用保険の保険料率改定、海外からの出向・派遣社員（エクスパッツ）の取扱い等、そのほか最新情報も集録しています。

前年版からの改正点
第１章　給与計算のあらまし
第２章　給与計算の１年
第３章　給与支給額の確定（1）～労働基準法の規定
第４章　給与支給額の確定（2）～所得税法の規定
第５章　社会保険と労働保険
第６章　源泉所得税
第７章　住民税
第８章　給与計算にかかわる仕訳
第９章　書類の保存と法定調書
第10章　外国人社員の取扱い
［付録］
1. 健康保険・厚生年金保険料額表
2. 雇用保険率・労災保険率表
3. 税額表

出版物に関し、さらに詳しい情報につきましては、Webサイトをご覧ください。
ご注文の際は、直接出版社までお問い合わせください。

www.kpmg.com/jp/publication

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

メールマガジンのご案内

KPMGジャパンのホームページ上に掲載しているニューズレターやセミナー情報などの新着・更新状況を、テーマ別にEメールにより随時お知らせするサービスを実施しています。現在配信中のメールニュースは下記のとおりです。配信ご希望の方は、Webサイトの各メールニュースのページよりご登録ください。

www.kpmg.com/jp/mail-magazine

あずさアカウンティングニュース	企業会計や会計監査に関する最新情報のほか、国際財務報告基準（IFRS）を含む財務会計にかかわるトピックを取り上げたニューズレターやセミナーの開催情報など、経理財務実務のご担当者向けに配信しています。
あずさ IPO ニュース	株式上場を検討している企業の皆様を対象に、株式上場にかかわる最新情報やセミナーの開催情報を配信しています。
KPMG Risk Advisory News	企業を取り巻く様々なリスクとその管理にかかわるテーマを取り上げたニューズレターの更新時情報やセミナーの開催情報をお知らせしています。
KPMG Sustainability Insight	環境・CSR 部門のご担当者を対象に、サステナビリティに関する最新トピックを取り上げたニューズレターの更新情報やセミナーの開催情報などをお届けしています。
KPMG Integrated Reporting Update（統合報告）	Integrated Reporting (統合報告) にかかわる様々な団体や世界各国における最新動向、取組み等を幅広く、かつタイムリーにお伝えします。
KPMG FATCA NEWSLETTER	米国 FATCA 法の最新動向に関して、解説記事やセミナーの開催情報など、皆様のお役に立つ情報をメール配信によりお知らせしています。
KPMG 海外ニューズレター	米国、欧州やアジア各国の税制・税法に関する最新ニュースなどの更新情報を、海外で事業展開する企業の実務担当者の方々向けに配信しています。
企業成長応援通信	企業成長応援通信は、成長指向する企業の皆様を対象に海外進出、事業拡大、事業承継、組織再編、株式上場等の多様な経営課題解決に役立つニューズレターやセミナーの開催情報など、皆様のお役に立つ内容をメール配信によりお知らせいたします。

セミナーのご案内

国内および海外の経営環境を取り巻く様々な変革の波を先取りしたテーマのセミナーやフォーラムを開催しています。
最新のセミナー開催情報、お申込みについては下記 Web サイトをご確認ください。

KPMG ジャパン　**www.kpmg.com/jp/ja/events**

KPMG Thought Leadership アプリのご紹介

国内外の重要なビジネス上の課題に関する KPMG の解説に、簡単にアクセスできるアプリを公開しています。
25ヵ国語に対応しており、無料でダウンロードすることができます。

KPMG Thought Leadership アプリの機能

- ▶ スポットライト表示から最新の資料を探すことができます。
- ▶ 監査、税務、アドバイザリーや業種で絞り込めます。
- ▶ 検索、ソート機能を有しています。
- ▶ 日本のほか、海外の KPMG が提供する資料も閲覧できます。
- ▶ ブックシェルフに資料をダウンロードして、オフラインで読むことができます。
- ▶ ダウンロードした資料を自由にカテゴライズすることができます。
- ▶ お気に入りのページをブックマークすることができます。
- ▶ 各国の KPMG に直接コンタクトすることができます。
- ▶ ダウンロードした資料をディバイス間で同期できます。

アプリのダウンロード

iTune からダウンロードすることができます (無料)。「KPMG Thought Leadership」でご検索ください。

App Store からダウンロード

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

日本人および日本語対応が可能なプロフェッショナルが常駐している海外拠点一覧

Asia Pacific			連絡先担当者		E-mail	電話
Australia	Sydney		大庭　正之	Masayuki Ohba	masaohba@kpmg.com.au	61/(2) 9335-7822
	Brisbane		川上　徳明	Noriaki Kawakami	nkawakami@kpmg.com.au	61/(7) 3225-6831
	Melbourne		大庭　正之	Msayuki Ohba	masaohba@kpmg.com.au	61/(2) 9335-7822
	Perth		鈴木　史康	Nobuyasu Suzuki	nsuzuki@kpmg.com.au	61/(8) 9263-7382
China	Shanghai	上海	高部　一郎	Ichiro Takabe	ichiro.takabe@kpmg.com	86/(21) 2212-3403
	Beijing	北京	森本　雅	Tadashi Morimoto	tadashi.morimoto@kpmg.com	86/(10) 8508-5889
	Guangzhou	広州	稲永　繁	Shigeru Inanaga	shigeru.inanaga@kpmg.com	86/(20) 3813-8109
	Shenzhen	深圳	菅原　正夫	Masao Sugahara	masao.sugahara@kpmg.com	86/(755) 2547-3413
	Hong Kong	香港	森本　雅	Tadashi Morimoto	tadashi.morimoto@kpmg.com	852/2978-8270
Cambodia	Phnom Penh		田村　陽一	Yoichi Tamura	ytamura1@kpmg.com.kh	855/23-216-899
India	New Delhi		東野　泰典	Yasunori Higashino	yasunori@kpmg.com	91/(124) 307-4177
	Chennai		加藤　正一	Masakazu Kato	masakazu@kpmg.com	91/(44) 3914-5168
	Mumbai		空谷　泰典	Taisuke Soratani	soratani@kpmg.com	91/(22) 3091-3212
Indonesia	Jakarta		高橋　道則	Michinori Takahashi	michinori.takahashi@kpmg.co.id	62/(21) 570-4888
Korea	Seoul		藤原　良介	Ryosuke Fujiwara	ryosukefujiwara@kr.kpmg.com	82/(2) 2112-0263
Laos	Vientiane		宮田　和弘	Kazuhiro Miyata	kazuhiro@kpmg.co.th	66/(2)677-2126
Myanmar	Yangon		藤井　康秀	Yasuhide Fujii	yfujii@kpmg.com	95/(1)527-103
Malaysia	Kuala Lumpur		渡邉　和哉	Kazuya Watanabe	kazuyawatanabe1@kpmg.com.my	60/(3) 7721-3388
Philippines	Manila		遠藤　容正	Yoshiaki Endo	yendo1@kpmg.com	63/(2) 885-0604
Singapore	Singapore		田宮　武夫	Takeo Tamiya	ttamiya@kpmg.com.sg	65/6213-2668
Taiwan	Taipei	台北	松本　芳和	Yoshikazu Matsumoto	yoshikazumatsumoto1@kpmg.com.tw	886/(2) 8758-9751
	Kaohsiung	高雄	蔡　莉菁	Michelle Tsai	michelletsai@kpmg.com.tw	886/(7) 213-0888
Thailand	Bangkok		藤井　康秀	Yasuhide Fujii	yfujii@kpmg.co.th	66/(2) 677-2210
			三浦　一郎	Ichiro Miura	imiura@kpmg.co.th	66/(2) 677-2119
Vietnam	Hanoi		谷中　靖久	Yasuhisa Taninaka	yasuhisataninaka@kpmg.com.vn	84/(43) 946-1600
	Ho Chi Minh City		渡　喬	Takashi Watari	takashiwatari@kpmg.com.vn	84/(8) 3821-9912
Americas			連絡先担当者		E-mail	電話
United States of America	Los Angeles		田村　浩三	Kozo Tamura	kozotamura@kpmg.com	1/(213) 955-8412
	Atlanta		五十嵐 美恵	Mie Igarashi	mieigarashi@kpmg.com	1/(404) 222-3212
	Chicago		康子　メットキャフ	Yasuko Metcalf	ymetcalf@kpmg.com	1/(312) 665-3409
	Columbus		猪又　正大	Masahiro Inomata	minomata@kpmg.com	1/(614) 241-4648
	Dallas		中村　大輔	Daisuke Nakamura	dnakamura1@kpmg.com	1/(214) 840-4115
	Detroit		猪又　正大	Masahiro Inomata	minomata@kpmg.com	1/(614) 241-4648
	Honolulu		北野　幸正	Yukimasa Kitano	ykitano@kpmg.com	1/(408) 367-4915
	Louisville		星野　光泰	Mitsuyasu Hoshino	mhoshino@kpmg.com	1/(502) 587-0535
	New York		森　和孝	Kazutaka Mori	kazutakamori@kpmg.com	1/(212) 872-5876
			野本　誠	Makoto Nomoto	mnomoto@kpmg.com	1/(212) 872-2190
	Seattle		北野　幸正	Yukimasa Kitano	ykitano@kpmg.com	1/(408) 367-4915
	Silicon Valley/San Francisco		北野　幸正	Yukimasa Kitano	ykitano@kpmg.com	1/(408) 367-4915
Brazil	Sao Paulo		吉里ソアレス セバスチャン	Sebastian Yoshizato Soares	ssoares@kpmg.com.br	55/(11) 2183-3238
			赤澤　賢史	Satoshi Akazawa	sakazawa@kpmg.com.br	55/(11) 2183-6269
Canada	Toronto		松田　美喜	Miki Matsuda	mikimatsuda@kpmg.ca	1/(416) 777-8821
	Vancouver		島村　敬志	Terry Shimamura	tshimamura@kpmg.ca	1/(604) 691-3591
Mexico	Mexico City		岩田　稔	Minoru Iwata	miwata@kpmg.com.mx	52/(55) 5246-8340
	Tijuana		貞國　真輝	Masateru Sadakuni	masaterusadakuni@kpmg.com.mx	52/(664) 608-6500
	Queretaro		安﨑　修二	Shuji Yasuzaki	shujiyasuzaki@kpmg.com.mx	52/(442) 242-0984
Europe & Middle East			連絡先担当者		E-mail	電話
United Kingdom	London		杉浦　宏明	Hiroaki Sugiura	hiroaki.sugiura@kpmg.co.uk	44/20-7311-2911
Belgium	Brussels		図師　康剛	Yasutaka Zushi	yasutakazushi@kpmg.com	32/(2) 708-3831
Czech	Prague		渡邊　敏郎	Toshiro Watanabe	twwatanabe@kpmg.cz	420/(222) 123-101
France	Paris		鈴木　正司	Masashi Suzuki	masashisuzuki@kpmg.com	33/(1) 5568-7122
			E. アンギス	Emmanuel Anguis	eanguis@kpmg.com	33/(1) 5568-6052
Germany	Düsseldorf		鈴木　雄飛	Yuhi Suzuki	ysuzuki1@kpmg.com	49/(211) 475-7336
	Hamburg		中村　武浩	Takehiro Nakamura	tnakamura4@kpmg.com	49/(40) 3205-4274
	Frankfurt		神山　健一	Kenichi Koyama	kkoyama@kpmg.com	49/(69)9587-1909
	Munich		八鍬　賢也	Kenya Yakuwa	kenyayakuwa@kpmg.com	49/(89) 9282-4337
Hungary	Budapest		古澤　達也	Tatsuya Furusawa	tatsuya.furusawa@kpmg.hu	36/(1) 887-7100
Italy	Milan		津田　智規	Tomonori Tsuda	ttsuda1@kpmg.it	39/(02) 6763-2968
Ireland	Dublin		細谷　翔馬	Shoma Hosoya	shoma.hosoya@kpmg.ie	353/1410-7411
Netherlands	Amsterdam		新垣　康平	Kohei Shingaki	Shingaki.Kohei@kpmg.nl	31/(20) 656-8712
Poland	Warsaw		鈴木　専行	Takayuki Suzuki	tsuzuki@kpmg.pl	48/(22) 528-1184
Russia	Moscow		長田　洋樹	Hiroki Nagata	hirokinagata@kpmg.ru	7/(495) 933-2775
South Africa	Johannesburg		會田　浩二	Koji Aida	koji.aida@kpmg.co.za	27/(71) 684-5781
Spain	Madrid ／ Barcelona		飯田　孝一	Koichi Iida	kiida@kpmg.es	34/(93) 253-2900
Switzerland	Zurich		松本　光弘	Mitsuhiro Matsumoto	mmatsumoto1@kpmg.com	41/(58) 249-7794
Turkey	Istanbul		吉原　和行	Kazuyuki Yoshihara	kazuyukiyoshihara@kpmg.com	90/(216) 681-9000
UAE	Dubai ／ Abu Dhabi		森脇　昭	Akira Moriwaki	akiramoriwaki@kpmg.com	971/(2) 634-3318

【日本における連絡先】Global Japanese Practice 部：　JapanesePractice@jp.kpmg.com
03-3266-7543（東京）06-7731-1000（大阪）052-589-0500（名古屋）

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMG ジャパン グループ会社一覧

有限責任 あずさ監査法人

全国主要都市に約5,300名の人員を擁し、監査や各種証明業務をはじめ、財務関連アドバイザリーサービス、株式上場支援などを提供しています。また、金融、情報・通信・メディア、製造、官公庁など、業界特有のニーズに対応した専門性の高いサービスを提供する体制を有しています。

東京事務所	TEL 03-3548-5100		
大阪事務所	TEL 06-7731-1000		
名古屋事務所	TEL 052-589-0500		
札幌事務所	TEL 011-221-2434	盛岡オフィス	TEL 019-606-3145
仙台事務所	TEL 022-715-8820	新潟オフィス	TEL 025-227-3777
北陸事務所	TEL 076-264-3666	富山オフィス	TEL 0766-23-0396
北関東事務所	TEL 048-650-5390	高崎オフィス	TEL 027-310-6051
横浜事務所	TEL 045-316-0761	静岡オフィス	TEL 054-652-0707
京都事務所	TEL 075-221-1531	岐阜オフィス	TEL 058-264-6472
神戸事務所	TEL 078-291-4051	三重オフィス	TEL 059-223-6167
広島事務所	TEL 082-248-2932	岡山オフィス	TEL 086-221-8911
福岡事務所	TEL 092-741-9901	下関オフィス	TEL 083-235-5771
		松山オフィス	TEL 089-987-8116

KPMG税理士法人

国内企業および外資系企業の日本子会社等に対して、各専門分野に精通した税務専門家チームにより、多様なニーズに対応した的確な税務アドバイス（税務申告書作成、調査立会、M&A関連、組織再編／企業再生、連結納税制度、国際税務、移転価格、関税／間接税、事業承継等）を提供しています。

東京事務所	TEL 03-6229-8000
大阪事務所	TEL 06-4708-5150
名古屋事務所	TEL 052-569-5420

KPMG BRM株式会社／ KPMG社会保険労務士法人

給与計算・社会保険業務、経理・財務および法務・総務の3つの専門グループを組織し、日本に進出した外資系企業を対象に、管理部門のアウトソーシングサービスをワンストップで提供しています。

TEL 03-5447-0700

KPMGコンサルティング株式会社

グローバル規模での事業モデルの変革や経営管理全般の改善をサポートします。具体的には、事業戦略策定、業務効率の改善、収益管理能力の向上、ガバナンス強化やリスク管理、IT戦略策定やIT導入支援、組織人事マネジメント変革などを提供しています。

東京本社	TEL 03-3548-5111
名古屋事務所	TEL 052-571-5485

株式会社KPMG FAS

企業戦略の策定から、トランザクション（M&A、事業再編、企業再生等）、ポストディールに至るまで、企業価値向上のため企業活動のあらゆるフェーズにおいて総合的にサポートします。主なサービスとして、M&Aアドバイザリー（FA業務、バリュエーション、デューデリジェンス、ストラクチャリングアドバイス）、事業再生アドバイザリー、経営戦略コンサルティング、不正調査等を提供しています。

TEL 03-5218-6700

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

非財務情報の信頼性向上のための第三者保証業務の提供のほか、非財務情報の開示に対する支援、サステナビリティ領域でのパフォーマンスやリスクの管理への支援などを通じて、企業の「持続可能性」の追求を支援しています。

東京事務所	TEL 03-3548-5303
大阪事務所	TEL 06-7731-1304

KPMGヘルスケアジャパン株式会社

医療・介護を含むヘルスケア産業に特化したビジネスおよびフィナンシャルサービス（戦略関連、リスク評価関連、M＆A・ファイナンス・事業再生などにかかわる各種アドバイザリー）を提供しています。

TEL 03-5218-6450

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp

本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.